

資料1-2②

# 平成28年版 成果レポート（案）

～成果の検証と改善に向けた取組～

## 第2編（第二次行動計画の取組）

平成28年6月  
三重県

# 平成 28 年版 成果レポート(案)

## 【目次】

### 第 2 編 (第二次行動計画の取組)

	頁
第 5 章 平成 28 年度三重県経営方針……………	1
第 6 章 施策の取組……………	25
(1) 政策体系とは……………	27
(2) 政策体系一覧……………	28
(3) 施策数値目標等一覧……………	31
(4) 施策評価表の見方……………	38
(5) 施策評価表……………	40
第 7 章 行政運営の取組……………	205
(1) 行政運営の取組とは……………	207
(2) 行政運営の取組一覧……………	207
(3) 行政運営の取組数値目標等一覧……………	208
(4) 行政運営の取組評価表の見方……………	210
(5) 行政運営の取組評価表……………	212
(参考) 用語説明……………	227

## 「成果レポート」とは・・・

県では、長期戦略である「みえ県民カビジョン」や中期戦略「みえ県民カビジョン・行動計画」などに基づき、前年度の県政の取組について評価を行い、その結果を翌年度における取組の改善へ生かすこととしています。

「成果レポート」は、毎年度の評価によって明らかになった成果や課題、翌年度の改善方向などを取りまとめ、県民の皆さんにわかりやすくお伝えするための年次報告書です。

※ なお、「成果レポート」は、地方自治法第 233 条第 5 項に定める「主要な施策の成果を説明する書類」（主要な施策の成果に関する報告書）としても取りまとめるものです。

### 【参考】

地方自治法第 233 条第 5 項

普通地方公共団体の長は、（中略）当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類（中略）を併せて提出しなければならない。

※ 本文中、「\*」が付いている語句は、巻末の用語説明で説明を掲載しています。

# 第 2 編

# 第 5 章

---

## 平成 28 年度三重県経営方針

# 目次

I	平成 28 年度に注力する取組 .....	3
II	平成 28 年度の政策展開の基本方向（三つの柱） に沿った取組..	12
III	平成 28 年度の行政運営 .....	19
IV	職員の業務遂行にあたっての行動指針 ～五つの心得～..	22

## 平成 28 年度三重県経営方針について

- 「平成 28 年度三重県経営方針」は、平成 28 年度の三重県政を推進するにあたっての基本となる方針であり、「みえ県民カビジョン」を推進する「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」において起点となる P l a n（計画）に位置するものです。
- 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」においては、効果的・効率的に経営資源を配分するため、毎年度の経営方針で「重点取組」を選定することにしたことから、10 月にお示しした「平成 28 年度三重県経営方針」(案)では、当初予算編成に向けて「重点取組」に特化して記述しました。
- 一方、三重県経営方針は、単年度の P l a n と位置づけており、平成 28 年度の県政全般にわたって方向性を示す必要があるため、当初予算編成と整合させながら、「重点取組」を中心に、1 年間、特に力を入れて取り組んでいく事業について「平成 28 年度に注力する取組」としてお示ししています。
- また、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」で掲げた「横断的な取組」は、4 年間継続して取り組む中長期的な課題であり、成果をより県民の皆さんに届けるためにも、部局の枠を越えてしっかりと連携しながら、取組を進めます。

## はじめに

平成 28 年、三重県の誕生から 140 年の節目を迎えます。

その節目の年である本年 5 月 26 日、27 日に「伊勢志摩サミット」が開催され、三重県の歴史の新たな 1 ページが開かれます。

サミットの開催は千載一遇のチャンスであり、「全県的な一体感」、「レガシーの形成」、「世界からの注目度」などについて、140 年の歴史のどの時点と比べても、最高水準となる成果を引き出し、県政史に燦然と輝く年にしなければなりません。

本年が三重県の未来を拓くターニング・ポイントになったと、永く後世に語り継がれるよう、三重県の歴史を創る新たなステージに向けて、挑戦していきます。

また、本年は、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」をスタートさせる年であり、人口減少下でも、地域が持続的、自立的に発展していくことができるよう、「経済的な豊かさ」、「社会のシステムやつながりの豊かさ」、「精神的な豊かさ」の 3 つの豊かさ全てを高めていくことで、「新しい豊かさ」の実現をめざし、取り組んでいきます。

平成 28 年度は、県民の皆さんや市町等と連携しながら県をあげて、「伊勢志摩サミット」、「教育・人づくり」、「地方創生の本格展開」、「安全・安心の確保」に注力していきます。

## Ⅰ 平成 28 年度に注力する取組

### 1 伊勢志摩サミット

#### ～サミットの成功とレガシーの未来への継承～

「伊勢志摩サミット」の成功に向け、安全・安心な開催に万全を期すとともに、全県的な取組を進めます。さらに、サミットのレガシー（資産）を三重の未来に生かすことができるよう、ポストサミットの取組を進めます。

#### (サミットの開催)

国際社会におけるテロの脅威などが高まる中、各国首脳はもとより、県民の皆さん、来訪者などの全ての方々の生命・安全を守り、首脳会議を安全・

安心に開催するため、国との連携を一層強化し、警備、消防・防災、医療・保健体制の整備など、万全の対策を講じます。テロ対策に向けて、サイバーテロや公共交通機関、大型集客施設を想定したテロ対策訓練など、さまざまな状況を想定した訓練を実施するなど、警備の強化を図ります。

国内外の来訪者に日本人の精神性や豊かな伝統・文化、日本のふるさとの原風景とも言える美しい自然を感じていただけるよう、官民が一体となって来訪者を最高のおもてなしでお迎えする体制をつくるとともに、より多くの県民の皆さんに参画していただけるよう、全県的な取組を進めます。

このため、「伊勢志摩サミット三重県民会議」を中心に、県内市町や企業、関係団体等と連携し、「開催支援」、「おもてなし」、「明日へつなぐ」、「三重の発信」の4つの柱に基づき、取組を展開します。

「開催支援」の取組として、宿泊予約センターの運営や公式行事等の支援を行います。「おもてなし」の取組として、「クリーンアップ作戦」と「花いっぱい作戦」で構成する「おもてなし大作戦」等を展開します。「明日へつなぐ」取組として、4月に開催されるジュニア・サミットにおいて、三重ならではの歓迎・交流行事を行うとともに、明日を担う次世代の育成をめざし、国際理解・国際交流の取組を展開します。「三重の発信」の取組として、三重県情報館（仮称）を拠点に「伝統と革新～“和”の精神～」を基本コンセプトとした情報発信や展示を行うなど、国内外へ三重の魅力を発信します。

### （ポストサミット）

サミットの開催は、千載一遇のチャンスであり、これを一過性のものとせず、サミットのレガシー（資産）を次世代に継承し、三重の未来に生かしていくポストサミットの取組を展開します。

ポストサミットの取組については、「知名度等の向上」、「会議自体の成果」、「地域の総合力の向上」の3つを「レガシー」と捉えるとともに、伊勢志摩サミット開催後、我が国で次のサミット開催地が決定するまでを「ポストサミット期」と位置づけ、「人と事業を呼びこむ」、「成果を発展させる」、「次世代に継承する」という3つの視点から、効果が長く持続することが期待される取組を展開します。

「人と事業を呼びこむ」視点から、海外MICE\*の誘致や、富裕層・欧米市場等をターゲットとした取組によるインバウンド需要のさらなる拡大、流通販売事業者等と連携した県産農林水産物の素材の磨き上げや首都圏での魅力発信に取り組みます。

「成果を発展させる」視点から、安全・安心にサミットを開催した経験を生かして「犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）」を策定し、総合的、横断的な安全・安心なまちづくりの取組を進めるとともに、「三重

ならでは」の食に関連した生産者などが集うサミットを県内各地で開催します。また、ジュニア・サミットが「次世代につなぐ地球～環境と持続可能な社会」をテーマに開催される予定であり、四日市公害等の経験で培われた環境技術など、環境先進地域・三重の強みを世界へ発信します。

「次世代に継承する」視点から、若者の国際交流の促進やサミットを契機とした「女性活躍」をテーマとした公開フォーラムの開催など、三重における女性活躍の機運の一層の醸成を図ります。

## 2 教育・人づくり

### ～一人ひとりの輝く未来と希望に満ちた社会の創造～

次代を担う子どもたち一人ひとりが可能性を「開花」させ、夢と志を実現できるよう、また、そのことを通じ、社会に発展という「実り」がもたらされ、地域の未来が希望に満ちたものとなるよう、「三重県教育施策大綱」に基づき、教育・人づくり施策の積極的な推進を図ります。また、スポーツの推進を通じて人づくりを進めるため、「三重とこわか国体」の開催などに向けて競技スポーツ水準の向上などに取り組みます。

#### （「生き抜いていく力」の育成）

子どもたちの夢と志の実現に向け、一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことができるよう、課題となっている学力・体力の向上について、優先度を高くして取り組みます。

学力の向上については、子どもたち一人ひとりの達成感に結びつけ学習意欲の向上を図るため、少人数指導を活用した実践的な研究を行うとともに、全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックの自校採点集計結果等を速やかに提供して、早期からの授業改善のPDCAサイクルの確立を促進します。

体力の向上については、就学前から高等学校までの子どもの発達段階に応じた運動習慣・生活習慣等の改善や各小中学校における体力向上の目標設定、体力テストの継続実施、1学校1運動プロジェクトなどの計画的・継続的な取組を支援するとともに、中学校及び高等学校に地域スポーツ指導者を派遣するなどして、運動部活動の充実を図ります。

また、スクールカウンセラー等の配置やスクールソーシャルワーカーの効果的な派遣により学校を支援します。さらに、地域とともにある学校運営を促進するため、三重県型コミュニティ・スクールを構築するとともに、経済的な理由や家庭の事情により家庭での学習が困難な子どもたちを対象とした「地域未来塾」による学習支援活動を推進します。



家庭教育については、「教育の原点」である家庭がその役割を果たせるよう、家庭教育を応援するための方針・戦略をとりまとめるとともに、子育て中の親同士の交流等に取り組む市町の支援等を行います。幼児教育について、幼保小接続モデルカリキュラムを作成し、普及すること等を通じて、幼稚園・保育所等から小学校への円滑な接続がなされるよう取り組むとともに、就学前の子ども向けチェックシートの取組を実施し、基本的生活習慣の確立を図ります。

### **(競技スポーツ水準の向上)**

平成30年の全国高等学校総合体育大会、平成32年の全国中学校体育大会、平成33年の「三重とこわか国体」及び全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、競技スポーツ水準の向上のための取組を強化します。

中学・高校の運動部やジュニアクラブ、大学運動部、企業・クラブチームの強化指定を拡充するとともに、新たに全国トップレベルにある成年選手を強化指定し、支援します。また、本県にトップアスリートが定着できるよう就職支援に取り組めます。さらに、スポーツ指導員の配置や優秀なコーチの招へいなど、指導者の養成・確保や資質向上を図ります。加えて、女性アスリートの競技力を向上させるため、引き続き相談窓口の設置等を進めるとともに、女子に特化した選手の発掘・育成に取り組み、有力な女子選手の確保を図ります。

## **3 地方創生の本格展開**

### **～希望がかない、選ばれる三重へ向けて～**

人口減少に関する課題に取り組み、地域の自立かつ持続的な活性化を実現するため、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「希望がかない、選ばれる三重」をめざし、自然減対策及び社会減対策を両輪として、地方創生に向けた取組を本格的に展開していきます。

### **(自然減対策)**

自然減対策は、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざし、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、「子ども・思春期」・「若者／結婚」・「妊娠・出産」・「子育て」という4つのライフステージごとに切れ目のない支援を展開します。

### [子ども・思春期]

家庭生活や家族の大切さなどについて肯定的な家族観が醸成されるよう、子どもの発達段階に合わせたライフプラン教育を引き続き推進します。また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、市町や関係機関と連携しながら、困難を抱える子どもや家庭を早期に発見し、必要な支援を行います。

### [若者／結婚]

若者が安定した経済基盤を確保し、経済的な要因で結婚を躊躇することがないように、「おしごと広場みえ」を拠点として、インターンシップの推進や雇用関係情報の提供等に取り組むとともに、非正規雇用から正規雇用に向けたキャリアアップのセミナー等を実施します。

結婚を望む人が結婚できる地域社会を実現するため、みえ出逢いサポートセンターにおいて結婚を望む人への出逢いの場等の情報提供を行います。また、結婚や家族形成に関するポジティブなイメージの情報発信を進め、社会全体で結婚を応援する機運を醸成します。

### [妊娠・出産]

特定不妊治療、男性不妊治療、不育症治療及び一般不妊治療への助成を行うことで、不妊に悩む夫婦に対する総合的な経済的支援を行います。また、安心して産み育てることができるよう、「出産・育児まるっとサポートみえ\*」（三重県版ネウボラ）の推進により、各市町の実情に応じた母子保健体制づくりを支援するとともに、周産期母子医療センターの運営や設備整備の支援を行います。

### [子育て]

子育て家庭の支援として、低年齢児保育及び病児・病後児保育への支援等による保育環境の整備や放課後児童対策等を進めます。また、「みえの育児男子プロジェクト\*」の一環として、「イクボス\*養成講座」などによる企業等への意識啓発など、男性の育児参画の取組を加速させます。このほか、保育所等における野外体験保育が充実するよう、普及啓発を行います。

### (社会減対策)

社会減対策は、「『学びたい』『働きたい』『暮らし（続け）たい』という希望がかない、みんなが集う活気あふれる三重」をめざし、「学ぶ」・「働く」・「暮らす」の3つのライフシーンごとに、「若者の雇用と県内定着の促進」、

「中山間地域・南部地域における働く場の充実」、「産業の活性化」、「観光の産業化・交流人口の拡大」、「女性の活躍促進」などの取組を展開します。

### 【学ぶ】

若者の県内定着に向け、子どもたちが魅力のある職場や仕事がある地域であることを理解して、将来地域社会で活躍しようとする意欲を育むためキャリア教育を推進するとともに、高校生が地域の活性化に参画する活動や地域産業の担い手として必要な知識・技能を習得するための取組を充実させます。また、「高等教育コンソーシアムみえ」を設置し、教育プログラムの開発や県内就職支援など、県内高等教育機関の魅力向上・充実に向けた取組を推進するとともに、県内の南部地域等条件不利地域に居住すること等を条件に、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成する制度を創設します。

北勢地域の工業高等学校への専攻科設置の準備を進めるなど、「学び」の選択肢拡大につなげます。また、県外大学との就職支援に関する連携をさらに進めるなど、県外進学者や県外出身者のU・Iターン就職につなげます。

### 【働く】

地域のしごと創出に向け、県産農林水産物の輸出促進、沖縄国際物流ハブを活用した県産品のアジア市場への販路拡大に取り組むとともに、食関連事業者の商品戦略の立案等に対する支援、情報発信の強化等により、「食」の産業振興を図ります。また、航空宇宙産業、「三重県新エネルギービジョン」に基づく環境・エネルギー関連産業など、新たな県の成長を導く産業の育成を図ります。さらに、「日本版DMO\*」の創設をめざすなど、次期の「三重県観光振興基本計画」に基づく観光の産業化を進めます。

第一次産業の対策として、中山間地域の農業を起点とした多様な雇用機会の創出、収益性の高い畜産経営体の育成に取り組めます。また、林業の低コスト化に向けた生産体制の整備、小規模森林所有者による自伐型林業の取組支援、生産者グループによる養殖業の共同化や販路開拓などの取組の支援を進めます。農林水産業と福祉との連携を進めるため、農林水産事業者と福祉事業者との交流や福祉事業者への作業委託等を促進します。

産業人材の育成に向けて、多様なニーズに応じた人材育成と人材確保を図ります。中でも、若者などが安心して農林水産業に参入できるように、情報や就労体験機会の提供はもとより、若き農業のビジネス人材を育成する仕組みの構築を進めます。次代の林業や地域を担う人材の育成に向けて、林業大学校の設置を含めた検討や林業講座の開設などに取り組めます。

働く場・働き方の改革に向けて、結婚、出産、育児により就労を中断した女性が企業等に就職できるよう支援するほか、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を促進します。また、女性活躍が進むよう社会機運の醸成や就業機会の拡大に向けた取組を支援します。

#### **[暮らす]**

「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、市町と連携して「三重暮らし」の魅力を発信するとともに、移住相談と一体で就職相談が受けられる体制を強化し、仕事や住まいなどの情報を提供します。さらに、将来世代応援知事同盟や紀伊半島地域などの他県と連携した情報発信に取り組むとともに、移住者の受入意欲がある農山漁村において、都市部等に住む若者等を対象とした暮らしや農林水産業を実体験できるプログラムを実施するなど、移住の促進を図ります。

中山間地域等におけるコミュニティを維持するための取組について、調査・研究を行い、中山間地域等の活性化につなげます。特に、南部地域においては、一層の定住促進に向けて、持続可能な地域づくりへの支援や地域おこし協力隊等の人材育成に取り組めます。

三重の魅力を国内外に効果的にアピールすることで、本県の知名度・認知度の向上やイメージアップを図り、交流人口を拡大します。また、農山漁村の地域資源を生かした地域観光を創出するため、農山漁村観光プロデューサーの育成や交流ビジネスに取り組む地域のブラッシュアップ支援とともに、「三重まるごと自然体験構想」の実現をめざし、三重の豊かな自然を体験できる取組を進めます。

## **4 安全・安心の確保**

### **～「協創」の取組のベースとなる命と暮らしを守る～**

「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりに向け、県民の皆さん一人ひとりがアクティブ・シチズンとして「協創」を進め、安心していきいきと活動できることが重要です。医療や介護・福祉の分野において誰もが質の高いサービスを受けることができ、また、犯罪や自然災害から守られ、安心して暮らせるよう、活動のベースとなるセーフティネットの充実に取り組めます。

#### **(医療・介護サービスの充実)**

高齢化が進む中、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年以降は、医療や介護の需要が急増することが見込まれ、そのような状況に的確に対応します。

地域医療構想を策定し、その実現に向けて、地域医療介護総合確保基金を有効活用しながら、不足する医療機能の整備に対する支援を行い、医療機能の分化・連携を推進します。また、在宅医療体制の構築のための一定の枠組み（フレームワーク）をもとに、地域における在宅医療提供体制の整備や人材育成などを支援します。

地域包括ケア\*システムの構築に向けて、研修やアドバイザーの派遣を行い、地域包括支援センター\*の機能強化に取り組むとともに、介護予防や在宅医療と介護の連携を図る市町の取組を支援します。また、介護従事者の確保について事業者団体等の活動を支援するとともに、施設サービスへのニーズに対応するため、介護基盤の整備を進めます。

### **(犯罪等の未然防止・抑止)**

県内の治安情勢は、刑法犯認知件数が平成以降最少を記録するなど、指数的には一定の改善が見られます。しかし、県民の体感治安に大きな影響を及ぼす重要犯罪や侵入犯罪、子ども・女性が被害者となる性犯罪、ストーカー・配偶者暴力事案が後を絶たず、また、過去に予測できなかった特殊詐欺の被害やサイバー空間における脅威の深刻化、伊勢志摩サミットの開催に伴うテロの脅威が危惧されていることを踏まえ、犯罪の抑止活動・検挙活動の一層の強化を図ります。特に、さまざまな主体との「協創」により、犯罪の未然防止と早期解決に不可欠な街頭防犯カメラの整備拡充を図るとともに、高齢者に重点を置いた特殊詐欺被害防止対策を推進します。

また、伊勢志摩サミット開催における各国首脳等の身辺の安全と行事の円滑な進行を確保するとともに、テロを未然に防止するため、警察と関係機関・団体、地域住民が緊密に連携して行う官民一体の日本型テロ対策を推進します。

### **(自然災害への緊急的な対応)**

東日本大震災や紀伊半島大水害の発生から5年目となる節目を迎える中で、県民の皆さんの防災意識は年々低下傾向にあり、「防災の日常化」の定着を図るための取組を進めます。また、巨大化する台風や集中豪雨などに迅速かつ的確に対応するため、地域の安全・安心を支える基盤づくりに取り組めます。

地域の防災・減災対策の推進を図るため、みえ防災・減災センターにおいて、防災人材の育成・活用、地域・企業支援等に取り組めます。

豪雨等による土砂災害及び浸水被害の軽減に向け、河川管理施設や海岸保全施設、土砂災害防止施設、山地災害危険地区での治山施設の整備はもとより、事業効果が早期に発現する河川堆積土砂の撤去、道路防災対策、施設の

機能を確保するための適切な維持管理などのハード対策を推進します。あわせて、想定し得る最大規模の降雨を前提とした河川の浸水想定区域図の作成、土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査の推進など、的確な避難に資するソフト対策を行います。

## II 平成 28 年度の政策展開の基本方向（三つの柱）に沿った取組

平成 28 年度は、「I 平成 28 年度に注力する取組」に加え、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の政策展開の基本方向（三つの柱）に沿ってそれぞれの取組を推進していきます。

### 1 守る

#### （防災・減災）

「自助」、「共助」、「公助」が一体となった取組をさらに進めるため、消防団と自主防災組織の連携強化や、防災ノート等の防災学習教材の充実による学校における防災教育を推進するなど、世代を超えた防災人材の育成と活用を図ります。また、「三重県防災情報プラットフォーム」の構築など、「三重県新地震・津波対策行動計画」等に掲げた行動項目を実践し、県、市町、防災関係機関等が連携した体制づくりを進めます。

施設整備の面では、河川河口部の大型水門、ダム、海岸堤防の耐震対策のほか、津波に対して海岸堤防を粘り強い構造とする対策等を推進します。

#### （命を守る）

必要なときに安心して質の高い医療サービスが受けられるよう、医師については、県全体の総数確保と合わせて、地域医療支援センター\*後期臨床研修プログラムの活用を促進し、地域偏在等の解消をめざします。看護職員については、医療勤務環境改善支援センターにおける専門家派遣等、各医療機関による勤務環境改善の取組を支援することなどを通じ、定着促進に努めます。助産師については、偏在是正や助産実践能力の向上を図るため、助産師出向システムの構築を進めます。

また、ドクターヘリの運航や救命救急センターの運営に対する支援等、救急医療体制の確保に努めます。

さらに、がん検診の受診率向上、がん患者の就労支援やがん教育など、市町、医療機関、民間企業等と連携してがん対策を推進するとともに、高齢者や障がい児（者）等の在宅口腔ケアや歯科治療の充実などの歯科保健対策、自殺対策などを推進します。

#### （共生の福祉社会）

障がい者が地域で自立し、社会参加ができるよう、福祉施設退所後の地域生活を支援するとともに、医療的ケアの必要な障がい児（者）の支援として、医療と福祉が連携した体制整備を進めます。さらに、福祉事

業所における工賃の向上や、社会的事業所\*の支援を行います。

また、地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、生活困窮者などが地域で質の高い福祉サービスや必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な支援を行います。

### (暮らしの安全を守る)

犯罪被害に遭いにくい生活環境の確保等に取り組むとともに、迅速・的確な初動捜査の徹底や各種捜査支援システムの活用等により犯罪を徹底検挙します。あわせて、警察活動を支える基盤の整備を図ります。

交通事故ゼロと飲酒運転<sup>ゼロ</sup>（ゼロ）をめざし、新しく策定する「第10次三重県交通安全計画」及び「第2次三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画」を踏まえ、年間の交通安全運動を展開し、効果的に交通事故防止対策を実施するとともに、飲酒運転の根絶に向けた取組を進めます。

商品等や商取引の多様化、複雑化に伴い、新たな消費者トラブルが発生していることなどから、県消費生活センターにおける専門的な相談対応や消費者啓発に加え、市町への働きかけや助言等を行うとともに、高齢者の消費者トラブル防止に向けて取り組みます。

危険ドラッグ等の薬物乱用のない社会をめざし、啓発、取締り、再乱用防止を行うとともに、医薬品等の製造業者等及び生活衛生営業施設の監視指導などを行うことにより、安全な製品やサービスが提供される体制を確保します。

また、動物愛護に対する啓発や譲渡事業を推進するとともに、これらの拠点となる三重県動物愛護推進センター（仮称）を整備します。

食の安全・安心への関心が高まる中、食品関係施設の監視指導や食品の検査、表示の適合性確認、食品事業者の自主管理の促進に取り組むとともに、農水産物の生産工程管理や家畜防疫体制の強化に取り組みます。

感染症に関して不安を感じることなく、安心して暮らせることができるよう、感染症発生情報の収集及び情報提供、検査、防疫用品等の備蓄、発生に迅速に対応するための訓練等を行います。

野生鳥獣による被害の減少に向け、集落ぐるみで対策に取り組むための「体制づくり」に注力するとともに、侵入防止柵の整備や有害鳥獣の捕獲を進める被害防止、野生鳥獣との適正な共生をめざした生息数管理、獣肉等の利活用を促進するなど、総合的な獣害対策に取り組みます。

### (環境を守る)

国際的な枠組みのもとで、地球温暖化の緩和に向けた温室効果ガスの



排出削減や地球温暖化による気候変動の影響への適応が求められる中、家庭や事業所の省エネルギー、カーボン・オフセットなどに、さまざまな主体が連携して取り組むことで、温室効果ガスの排出抑制を進めます。

県廃棄物処理計画に基づき、さまざまな主体が連携して廃棄物の3Rと適正処理の取組を進めるとともに、循環の質に着目し、地域特性などに応じた最適な規模の循環の形成に取り組めます。また、不適正処理の未然防止や早期対応のため監視指導を行うとともに、不適正処理4事案については、平成34年度までに対策が完了するよう、工事を進めます。

生物多様性や優れた自然環境の保全に向け、県民の皆さんの参画を得ながら希少野生動植物の保護活動に取り組むとともに、自然公園や三重県自然環境保全地域等の適正な管理を進めます。

大気環境と水環境を守るため、環境濃度を監視するほか工場等に対し法令遵守の徹底等を図ります。また、次期水質総量削減計画による伊勢湾への汚濁負荷の削減取組や生活排水処理施設の整備促進を行います。「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を展開します。

## 2 創る

### (人権の尊重と多様性を認め合う社会)

人権が尊重される社会の実現に向け、「三重県人権施策基本方針(第二次改定)」に基づき、人権尊重の視点に立った行政を推進するとともに、「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」により、人権教育・啓発等を推進し、人権に関する問題への取組を進めます。

県民一人ひとりが性別にかかわらず、男女が対等な立場で、共に責任を担い活躍できる社会に向け、男女共同参画意識の普及等を図るとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行を受け、企業や団体、市町等における女性の活躍が推進されるよう取り組めます。

「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づき、文化的背景の異なる人びとが一緒に築く地域社会をめざし、多文化共生に向けた学習機会等の提供や外国人住民等の生活への支援などに取り組めます。

### (学びの充実)

子どもたちの学力と社会参画力を育成するため、組織的・継続的な授業改善を促進するとともに、教育支援事務所を設置し、小規模の市町教育委員会に地域できめ細かな支援を行います。また、第10回国際地学オリンピック日本大会等に参加するなど、グローバル教育を推進します。

道徳教育を推進するため、多様で効果的な指導方法の工夫・改善を図

るとともに、その教科化に向け、三重県道徳教育推進委員会からの提案も受けながら教育活動全体で取り組みます。

子どもたちの健やかな身体を育成するため、遊びやスポーツ等の機会の拡充を通して運動に親しむ習慣の定着と体力の向上を図ります。また、平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催準備を開催市町等と連携して進めます。

「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき、幼稚園・認定子ども園・保育所、学校間で指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれるようパーソナルカルテ\*の活用を促進し、支援体制の充実を図るとともに、特別支援学校の整備を進めます。

いじめや暴力行為の未然防止、早期発見・早期解決のため、学校の組織力を高めるなど指導體制の構築を進めるとともに、子どもたちの情報に関するモラル・能力や危険予測・危険回避能力の育成に取り組みます。

地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるため、地域の人材等を活用した学習の充実などに取り組むとともに、地域に根ざした特色ある専門学科等の設置を検討します。また、私立学校に対して、個性豊かで多様な教育が推進されるよう支援します。

県民の皆さんが文化に触れ親しみ、支え、創造できるよう、「新しいみえの文化振興方針」に基づき、「人材の育成」や「歴史的資産等の継承、活用」、「文化の拠点機能強化」などの5つの方向について取組を進めます。総合博物館（M i e M u）をはじめ、各県立文化施設が多様な展覧会、イベントを開催することにより、三重の文化の魅力を発信します。

### （希望がかなう少子化対策の推進）

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、ライフステージごとに切れ目のない取組を実施するとともに、子どもの育ちを見守り、子育て家庭を応援する取組を進めます。

子どもの発達支援については、三重県立子ども心身発達医療センターの整備、地域における途切れのない支援体制構築の支援に取り組みます。

児童虐待の防止については、児童相談所の対応力の強化、市町の児童相談体制の充実の支援、警察や医療機関等との連携強化等に取り組みます。

また、社会養護を必要とする全ての子どもが家庭的な環境のもとで養育されることをめざし、里親委託の推進や施設の小規模グループケア化等を図るとともに、児童養護施設退所者等への自立支援を拡充します。

### （スポーツの推進）

県民の皆さんがスポーツを「する」「みる」「支える」ための機運の醸

成を図るため、スポーツ推進月間における取組や総合型地域スポーツクラブへの支援等を行います。また、スポーツを通じた地域の活性化を推進するため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の事前キャンプ地誘致の実現に向けた取組を進めます。さらに、平成33年の「三重とこわか国体」及び全国障害者スポーツ大会の開催に向けた準備を計画的に進めます。

### (地域の活力の向上)

個性豊かで活力ある持続可能な地域づくりを進めるため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組などにより、住民に最も身近な自治体である市町との連携を強化し、地域づくりを支援します。

特に、南部地域においては、一層の定住促進と働く場の確保に向けて、南部地域活性化基金等を活用し、複数市町が連携する取組を支援します。

さらに、東紀州地域においては、熊野古道を核とする地域の資源や魅力を生かし、集客交流や産業振興等の取組を進めます。

このほか、過疎・離島・半島地域については、地域の自立促進、活性化に向け、それぞれの計画等に基づき支援します。

社会づくりの主要な担い手として期待されるNPOや地域の将来の担い手として期待される若者が、地域の課題解決に取り組めるよう、NPO・市民活動への理解を深める取組や中間支援団体と連携したNPOへの支援、若者等が地域の課題解決に取り組む「場」づくりを行います。

## 3 拓く

### (農林水産業)

県内の農林水産業は、担い手の不足や生産物価格の低迷、グローバル化の進展など、依然として厳しい状況が続いています。

こうした状況に対応し、「もうかる農林水産業」の実現につなげていくため、みえフードイノベーションを加速する食のバリューチェーンの構築による県産農林水産物の高付加価値化や6次産業化の促進、異業種との連携やICTの活用を進める人材の育成などに取り組めます。

また、農地の集積・集約化による経営規模の拡大促進や企業、福祉事業所の農業参入の促進、女性が活躍する場の創出を進めるとともに、木材生産量の増大と新たな用途の開拓等県産材の需要拡大、適切な資源管理による持続的な生産が可能な水産業の確立、産業としての成長を支える生産基盤の整備などに取り組めます。

TPPに関しては、現在の担い手や新たに就業を志す者が将来展望を

もって経営を行っていけるよう、国の対策なども活用して、担い手の競争力の確保・強化などを進めるとともに、これをチャンスと捉え、農林水産品のグローバル展開など、攻めのTPP対策にも取り組みます。

### (強じんて多様な産業)

さらなる地域経済の活性化につなげていくため、産業の「高み」をめざす戦略と本県産業の基盤を強固にする戦略により、強じんて多様な産業構造を構築していくとともに、サミット開催の好機を生かし、本県経済・産業のステージアップを図ります。

このため、国産初の民間ジェット旅客機「MRJ」の量産化に向けて大きく動き出した航空宇宙産業や多くの雇用を創出するなど裾野が広い「食」関連産業をはじめ、環境・エネルギー関連産業、ヘルスケア産業等の成長産業をターゲットに「高み」をめざす取組を強化します。

また、本県の経済をけん引し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している重要な存在である中小企業・小規模企業の振興について、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、人材育成や資金供給の円滑化、創業、事業承継、販路拡大、技術力向上など、事業者の特性に応じたきめ細かな支援に取り組みます。

企業誘致については、引き続き企業投資促進制度を活用し、成長産業の設備投資、マザー工場\*化や研究開発施設など高付加価値化につながる設備投資等を促進するとともに、外資系企業の誘致活動や企業の本社機能の県内への移転、拡充に積極的に取り組みます。

### (世界に開かれた三重)

国際社会のグローバル化に対応し、国際競争の中で存在感ある三重を確立するため、産学官金が一体となって設置した「みえ国際展開推進連合協議会」を核として、オール三重での国際展開を推進するとともに、これまで培ってきた交流関係を一層深めます。

バリアフリー観光の推進により、全ての人に優しい観光地づくりを行うとともに、オールジャパン体制で忍者のマーケティングとセールスに取り組むなど、「みえの観光」のグレードアップを図ります。

また、首都圏及び関西圏において、国内外に向け戦略的な情報発信と営業活動を進め、ネットワークの強化・拡大を図るとともに、県内市町、事業者等と連携し、本県の大きな魅力のひとつである「食」を軸に、三重の認知度向上に向けた取組を進めます。

### (雇用の確保と多様な働き方)

企業における人材確保・育成に向けた取組を支援するとともに、誰も

が個々の能力を発揮していきいきと働き続けることができる環境づくりを進めます。女性の雇用支援については、再就職支援に加えて、企業と女性の相互理解を促し、就労継続に必要な環境づくりを支援します。また、ステップアップカフェの活用や三重県障がい者雇用推進企業ネットワークにおける企業間の取組の支援等により、県内企業の障がい者雇用の促進、職場定着に取り組めます。

### (安心と活力を生み出す基盤)

人びとの生活を豊かにし、地域の安心と活力を生み出すため、県民の生活や経済活動を支える基盤の整備を進めます。

高規格幹線道路\*及び直轄国道の整備や未事業化区間の早期事業化を促進し、県管理道路については、これらにアクセスするバイパス等の抜本的な整備に加え、柔軟な対応を織り交ぜた整備を推進します。また、既存道路における交通安全対策、道路・港湾施設の適切な維持管理を実施します。さらに、都市機能の集約と居住の誘導を図るため、立地適正化計画\*の策定を支援するとともに、計画に位置づけた事業を推進します。

公共交通の維持・確保のため、地域間バスの運行や鉄道事業者が行う安全対策等を支援するとともに、さまざまな主体がモビリティ・マネジメント力を高める取組を進めます。また、伊勢鉄道の維持・確保に向け主体的に取り組むとともに、中部国際空港との連携や機能の強化、リニア中央新幹線の県内ルート早期決定に向けた取組等を進めます。

水の安全・安定供給のため、県営の水道及び工業用水道施設の耐震化や老朽劣化対策を計画的に進めます。また、津波浸水想定地域、土砂災害警戒区域などの大規模災害が想定される地域に重点を置いて地籍調査を促進します。

### III 平成 28 年度の行政運営

#### (行財政改革の推進)

行財政改革においては、県民サービスの向上に向けて、「みえ県民力ビジョン」に掲げた基本理念を実現するための県政運営の変革の取組を、「第二次三重県行財政改革取組」に掲げた「協創・現場重視の推進」、「機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営」、「残された課題への的確な対応」を柱として、ロードマップ（工程表）に基づき、全庁を挙げて取り組めます。

「協創・現場重視の推進」では、職員が現場を重視し、さまざまな主体との協創を推進することができるような「人材育成」「仕組み化」「実践体験」につながる取組を推進することで、県が行う事業・業務における協創が促進されるような環境整備を進めます。

「機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営」では、義務的経費の増加を背景とした極めて硬直的な財政状況における限られた経営資源の中でも、社会情勢の変化などに伴う行政ニーズの増大にスピード感を持つて的確に対応できる行財政運営の取組を進めます。

「残された課題への的確な対応」では、「三重県行財政改革取組」において取り組んだもののうち、社会情勢の変化などに伴い、さらなる改革の推進が求められている取組について、残された課題への的確な対応を進めます。

#### (コンプライアンスの推進)

職員一人ひとりが、コンプライアンスを常に意識した業務推進を行う「コンプライアンスの日常化」や、班長や班長代理などの役職の役割を再認識し、組織として計画的にチェックを実施する仕組みを導入することで、不祥事や事務処理ミスなどの防止に取り組めます。

#### (ワーク・ライフ・マネジメントの推進)

職員一人ひとりのライフサイクルや人生設計に応じて必要とされる活動にも的確に対応し、業務の選択と集中、効率的・効果的な業務遂行により、これまで以上に県民の皆さんにとって価値の高い成果を提供できる「ワーク」と「ライフ」の高度な両立の実現に向けて、組織運営として、ワーク・ライフ・マネジメントを積極的に推進します。

## 《平成 28 年度の予算及び組織》

### (本県の財政状況)

本県の財政状況は、歳出面では、人件費において高齢層の職員の割合が多くなっていることや、社会保障関係経費が医療・介護の自然増等により引き続き増加してきていることに加え、公債費が、今後の県債償還のピークに向けて近年大きく増加してきているなど、財政の硬直化が進み、財政の自由度が急速に失われています。

平成 28 年度以降も、歳出面で、社会保障関係経費が増加する見込みであることに加え、特に公債費については、今後の県債償還のピークに向けて、さらに増嵩する見込みであり、県債発行を抑制し、公債費負担をいかに減らしていくかが財政運営上の大きな課題となっています。

### (平成 28 年度当初予算のポイント～歴史を創る新たなステージへ～)

平成 28 年度当初予算は、次の 3 点を基本として編成を行いました。

- 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」のスタートの年にあたり、行動計画に掲げた基本理念の実現や各施策の目標をめざすことを基本方針とし、平成 27 年度 2 月補正予算と合わせ一体的に編成。
- 極めて厳しい財政状況のもと、大胆にメリハリをつける中で、「伊勢志摩サミット」や「教育・人づくり」などには、未来への投資として重点化。この結果、一般会計の規模は、2 月補正を含め対前年度比 1.1% 増。
- 公債費の増加傾向が続く中、臨時財政対策債を除く県債残高の増高を抑制するなど、後年度の財政運営にも配慮した予算。

このような方針のもと、とりわけ、下記に掲げた 4 つの課題に対しては、国費も活用しながら、別枠で予算を確保するなど、特に注力して取り組みます。

- ① 伊勢志摩サミット ～サミットの成功とレガシーの未来への継承～
- ② 教育・人づくり ～一人ひとりの輝く未来と希望に満ちた社会の創造～
- ③ 地方創生の本格展開 ～希望がかない、選ばれる三重へ向けて～
- ④ 安全・安心の確保 ～「協創」の取組のベースとなる命と暮らしを守る～

### (平成 28 年度組織改正等のポイント)

「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」を的確に推進するとともに、「伊勢志摩サミット」の成功に向け万全の体制で取り組み、サミットを一過性に終わらせることなく、地域の活性化や総合力向上につなげていくことができるよう、所要の改正を行いました。

### ○ ポストサミットの展開

- ・雇用経済部観光局に「M I C E 誘致推進監」を設置し、国際会議をはじめとするM I C E 誘致を推進します。
- ・国際戦略課、海外誘客課の体制を強化し、国際展開やインバウンドの取組を一層推進します。
- ・交通安全・消費生活課の体制を強化するとともに、名称を「くらし・交通安全課」に変更し、「犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）」の策定等、県民の皆さんの安全・安心な暮らしの実現に向けた取組を一層推進します。

### ○ 教育・人づくり

- ・県内3か所に「教育支援事務所」を設置し、学力向上や教科指導について、小規模の市町教育委員会に地域できめ細かな支援を行います。
- ・平成33年の「三重とこわか国体」及び全国障害者スポーツ大会に向け、体制を強化し、開催準備を推進するとともに、競技力向上の取組を一層推進します。
- ・教育委員会事務局に「全国高校総体推進課」を設置し、平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催準備を推進します。

### ○ 児童相談体制の強化

- ・児童相談センターの法的対応室と市町支援プロジェクトチームを統合し、「児童相談強化支援室」を設置することで、児童相談所の対応力強化と市町の児童相談体制の充実に向けたより機動的な支援を行います。
- ・北勢児童相談所の体制を強化し、年々増加するとともに複雑化している児童虐待相談へのより一層的確な対応を図ります。

### ○ 移住の促進・中山間地域等の振興

- ・地域支援課に「移住促進班」を設置し、県内への移住を促進するための情報発信や市町と連携した受入体制の整備等、移住の促進に向けた取組を強化します。
- ・地域支援課に「中山間・地域支援班」を設置し、中山間地域等における持続可能なコミュニティづくりなどの地域課題に取り組みます。
- ・農林水産部に「農山漁村づくり課」を設置し、農山漁村と都市の交流や農山漁村の暮らしの魅力発信、地域資源を活用した観光創出等に取り組み、多様な雇用機会の創出を図ります。

### ○ 総合的な農林水産政策の展開

- ・農林水産部に「農林水産政策推進監」を設置し、食の産業振興や農観連携等、農林水産分野全体を視野に入れた企画立案及び農林水産の各分野におけるTPP対応等の総合調整機能の強化を図ります。



#### Ⅳ 職員の業務遂行にあたっての行動指針 ～五つの心得～

- 成熟した社会を迎え、多様化するニーズに対応した新しい三重づくりは、行政だけで進めていくことはできない。県民の皆さん一人ひとりが主体的に参画し、「アクティブ・シチズン」として力を発揮していただくこと、県民の皆さんの力を結集することが必要。
- 「協創」をキーワードに、県民の皆さんが「変化」と「成果」を実感できるよう、三重県職員は、日々の業務を行うにあたり、次の五つを「心得」とし、県庁全体が一丸となって取り組む。

##### 心得1：まず目線を変える

- 自らも県民。県民としての目線や「肌で感じる」という原点に常に立ち返る。
- 業務を行うにあたり、「鳥の目」「虫の目」「魚の目」を常に意識。「鳥の目」は、空を飛ぶ鳥のように、高いところから大きな視点でものを見る目。「虫の目」は、虫が目の前の葉っぱを凝視するように、近くのものに集中して見る目。「魚の目」は、魚が水の流れに乗りながら周りや行く先をうかがっているように、世の中の潮流を把握しようとする目。  
※ 「鳥の目」「虫の目」「魚の目」：小笹芳央著『セルフ・モチベーション』より引用
- 危機管理においては、「このくらいなら大丈夫だろう」という楽観的な視点は禁物。「最悪の事態に発展するかもしれない」と、常に悲観的な想像力を働かせよ。
- 県民の皆さんは「アクティブ・シチズン」として新しい三重づくりの主体。行政サービスの「顧客」との概念に固執せず、むしろ「顧客」から「主体」へと目線の重点をシフトし、県民の皆さんと「協創」を。
- 市町は、住民に最も身近な自治体として、県とは異なる重要な役割を担っている。ともに県民の皆さんを幸福にするためのパートナーであり、決して「上から目線」に陥ることなく、真に対等な立場で「協創」を。
- 県内や組織内からの内向きな目線から、世界や組織外へも視野を広げ、外向きの目線へ。三重県も世界の潮流の中に存在していることを常に意識。
- かけがえのない三重の豊かな環境を次世代に継承していくため、環境にやさしい仕事の進め方に絶えず見直しを。

### 心得2：「そもそも」の目的や大義と、実感される「成果」を常に意識

- 自分の仕事の「そもそも」の目的や大義などを常に意識。事業等を実施すること自体が目的となってしまう「やりました」「やっています」思考から脱しなければならない。
- 県政は、成果を県民の皆さんが実感できるものでなければならない。県民の皆さんにとっての「成果」とは何であるのかを見極め、それがきちんと県民の皆さんに届いているかという視点を常に持つ。
- 県民の皆さんとのコミュニケーションは協創の第一歩。県からの一方的なお知らせに留まらず、県民の皆さんの声を幅広く受信して意見やニーズを県政に反映させていくことを常に意識するとともに、県民の皆さんに県政情報をわかりやすく伝え、共有していく視点を大切にする。

### 心得3：現場とスピード感を重視

- 職員一人ひとりが徹底的に現場を重視し、幅広い関係者（ステークホルダー）と向き合い、思いを共有し、積極的に関係を構築していく。県民の皆さんに最も身近な自治体である市町とも連携しながら、何が課題であるのか、課題解決に向けて何が求められているのかを的確に判断。
- 従来の行政の時間感覚のままでは、県民や企業の皆さんとの乖離が生じてしまう。必要な手続等を根拠なく省くべきではないが、何事もスピード感を持って対処。併せて、タイミングを逸してはならない。100点の方法であってもタイミングを逸すれば0点と同じ。70点の方法であってもタイミングが合っていればベストの方法となる。

### 心得4：県庁全体の組織力と職員力の磨き上げ

- 時代の変化に対応できる専門性と、現場を重視し、県民の皆さんとの「協創」の取組を進めるためのスキルを身につけた職員となる。
- 部局間の縦割り打破。「部局益を忘れ、県益を想え」との意識（参考：「後藤田五戒」）。常に県民の皆さんのためになっているかという視点で自分を見つめ直す。

※ 「後藤田五戒」とは、元内閣官房長官の後藤田正晴氏が当時の内閣官房職員に対して発した言葉とされる。具体的には、「1. 省益を忘れ、国益を想え」「2. 嫌な事実、悪い報告をせよ」「3. 勇気を以て意見具申せよ」「4. 自分の仕事で非ずというなかれ、自分の仕事であるといつて争え」「5. 決定が下ったら従い、命令は直ちに実行せよ」：佐々淳行著『平時の指揮官・有事の指揮官』より引用

- チームワークを重視。一人で抱え込む必要はない。職員間のコミュニケーションを活発にすることにより、県庁全体としての組織力を高めていく。「話し合い、磨き合い、支え合い」の職場を。まずは挨拶から。挨拶さえできなくては職場のコミュニケーションなど程遠い。

#### 心得5：恐れず、怯まず、変革を

- 変化が非常に激しい中であっても常にコンプライアンスを意識し、三重らしさや地域の特性を大切にしながら、「変えてはいけないこと」、「変えてもいいこと」、「変えなくてはいけないこと」を職員一人ひとりが判断し、職務を遂行していく。
- 変えることによるリスクより、変えないことや放置することによるリスクの方が大きい時代。特に、「変えなくてはいけないこと」については、失敗を恐れて放置するのではなく、変革に向けて果敢に挑戦していく。

一人ひとりの職員が上記五つの「心得」を着実に身につけることにより、  
①職員の意識・行動や組織文化の変革（＝パーソナル・イノベーション）、  
②業務の手法やスピードの変革（＝プロセス・イノベーション）、  
③アウトプットである政策・事業の変革（＝ポリシー・イノベーション）  
につなげる。この「3P1運動」に取り組むことで、県民の皆さんに幸福を実感していただける新しい三重づくりを実現できる県庁に変わる。

# 第 6 章

---

## 施策の取組



## (1) 政策体系とは

政策体系は、「みえ県民力ビジョン」で示す基本理念を実現するために、県が行う取組を目的と手段の関係で整理したものです。

〈政策展開の基本方向〉(三つの柱)のもとに、〈政策〉―〈施策〉―〈基本事業〉―〈事務事業〉の階層で、県の取組等を網羅し、体系的に整理しています。

「みえ県民力ビジョン」でお示した〈政策展開の基本方向〉(三つの柱)に加え、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」(以下、「第二次行動計画」といいます。)では、〈政策〉と、〈施策〉の内容を、構成する〈基本事業〉とあわせてお示ししています。

〈施策〉には、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標(「県民指標」と、県(行政)が取り組んだことの効果が見える指標(「県の活動指標」)を設定しています。

平成28年版成果レポートの第2編では、第二次行動計画の各施策ごとの今後の取組方向について、今年度の特に注力する取組を中心に明らかにしています。

### 【施策の指標の考え方】

〈施策〉の進行管理を的確に行うとともに、県民の皆さんに取組の進捗状況をお示しするため、「県民指標」、「県の活動指標」について、それぞれの性質をふまえた実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げ、数値目標としています。

#### ○ 県民指標

「県民指標」は、各〈施策〉の目標(第一次行動計画の「平成27年度末での到達目標」及び第二次行動計画の「平成31年度末での到達目標」)をふまえ、当該〈施策〉において、さまざまな主体の取組によって得られる最終的な成果を、県民の皆さんの立場からあらわそうとしたものです。

〈施策〉の進行管理において、基本的な指標として活用します。

#### ○ 県の活動指標

「県の活動指標」は、各〈施策〉の目標を達成するために、県が〈施策〉を構成する〈基本事業〉として取り組んだことの効果をあらわす指標です。

〈施策〉は複数の〈基本事業〉から成り立っていますので、〈基本事業〉の効果が相まって〈施策〉の成果につながります。このため、〈施策〉の進行管理において、「県民指標」を補足する指標として用います。

なお、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標に適切なものがない場合には、県(行政)が主体として取り組んだことの効果が見える指標を設定しています。

## (2) 政策体系一覧 (第二次行動計画)

政策	施策	頁	
「守る」く命と暮らしの安全・安心を実感できるために	1 防災・減災	111 災害から地域を守る人づくり	40
		112 防災・減災対策を進める体制づくり	44
		113 治山・治水・海岸保全の推進	50
	2 命を守る	121 地域医療提供体制の確保	52
		122 介護の基盤整備と人材の育成・確保	56
		123 がん対策の推進	60
		124 こころと身体の健康対策の推進	62
	3 共生の福祉社会	131 障がい者の自立と共生	64
		132 支え合いの福祉社会づくり	68
	4 暮らしの安全を守る	141 犯罪に強いまちづくり	70
		142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	72
		143 消費生活の安全の確保	74
		144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等	76
		145 食の安全・安心の確保	78
		146 感染症の予防と拡大防止対策の推進	80
	147 獣害対策の推進	82	
5 環境を守る	151 地球温暖化対策の推進	84	
	152 廃棄物総合対策の推進	86	
	153 豊かな自然環境の保全と活用	88	
	154 大気・水環境の保全	90	

	政 策	施 策	頁
II「創る」 人と地域の夢や希望を 実感できるために	1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	211 人権が尊重される社会づくり	94
		212 あらゆる分野における女性活躍の推進	96
		213 多文化共生社会づくり	100
	2 学びの充実	221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	102
		222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成	106
		223 健やかに生きていくための身体の育成	108
		224 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進	110
		225 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり	112
		226 地域に関かれ信頼される学校づくり	114
		227 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実	118
		228 文化と生涯学習の振興	120
	3 希望がかなう少子化対策の推進	231 少子化対策を進めるための環境づくり	124
		232 結婚・妊娠・出産の支援	128
		233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実	130
		234 児童虐待の防止と社会的養護の推進	134
	4 スポーツの推進	241 競技スポーツの推進	136
		242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進	138
	5 地域の活力の向上	251 南部地域の活性化	140
		252 東紀州地域の活性化	142
		253 中山間地域・農山漁村の振興	144
		254 移住の促進	148
		255 協創のネットワークづくり	150
		256 市町との連携による地域活性化	152



	政策	施策	頁
Ⅲ「拓く」強みを生かした経済の躍動を実感できるように	1 農林水産業	311 農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出	154
		312 農業の振興	158
		313 林業の振興と森林づくり	162
		314 水産業の振興	164
	2 強じんて多様な産業	321 中小企業・小規模企業の振興	166
		322 ものづくり・成長産業の振興	170
		323 「食」の産業振興	174
		324 地域エネルギー力の向上	176
		325 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進	180
	3 世界に開かれた三重	331 国際展開の推進	182
		332 観光の産業化と海外誘客の促進	186
		333 三重の戦略的な営業活動	188
	4 雇用の確保と多様な働き方	341 次代を担う若者の就労支援	190
		342 多様な働き方の推進	192
	5 安心と活力を生み出す基盤	351 道路網・港湾整備の推進	196
		352 公共交通の確保と活用	198
		353 安全で快適な住まいまちづくり	200
		354 水資源の確保と土地の計画的な利用	202

(3) 施策数値目標等一覧

施策	数値目標			
	目標項目	27年度 現状値	28年度 目標値	
111 災害から地域を守る人づくり	県民指標	率先して防災活動に参加する県民の割合	47.4%	50.5%
	活動指標	「みえ防災人材バンク」登録者の活動件数【創】	91件	150件
		家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	88.3%	90.0%
112 防災・減災対策を進める体制づくり	県民指標	「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると感じる県民の割合	87.4%	88.2%
	活動指標	「三重県新地震・津波対策行動計画」等の計画における主要な行動項目の進捗率	93.4% (26年度)	100%
		県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練の回数	10回	11回
		「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合	16.0%	19.5%
		災害拠点病院の災害派遣医療チーム(DMAT)数	21	21
		地震等の災害時において避難所として活用される建築物の耐震化率	28.6%	42.9%
		学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	県立学校: 83棟 市町立学校: 42棟(速報) 私立学校: 8棟	県立学校: 83棟 市町立学校: 29棟 私立学校: 4棟
		緊急輸送道路上の橋梁のうち良好な状態である橋梁の割合	94.8%	95.2%
		消防団員の条例定数充足率	95.3%	95.5%
		高圧ガス等施設における事故発生防止率	99.5%	100%
113 治山・治水・海岸保全の推進	県民指標	自然災害への対策が講じられている人家数	237,700戸	238,900戸
	活動指標	浸水想定区域図作成河川数	—	5河川
		基礎調査実施箇所数	7,520か所	9,220か所
		堤防耐震化延長	33.6km	34.1km
121 地域医療提供体制の確保	県民指標	地域医療安心度指数	56.2%	59.7%
	活動指標	地域医療構想の達成度	0%	6.0%
		保健医療圏別人口あたり病院勤務医師数乖離度	76.9% (26年度)	77.9% (27年度)
		県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数【創】	211人	218人
		県内看護系大学卒業者の県内就業者数【創】	159人 (26年度)	177人 (27年度)
		救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	651機関	662機関
		医療安全対策加算届出医療機関数	47機関	51機関
		県立病院患者満足度	90.5%	92.0%
県内市町の国民健康保険料の収納率	91.41% (26年度)	91.80% (27年度)		
122 介護の基盤整備と人材の育成・確保	県民指標	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数【創】	596人	481人
	活動指標	主任ケアマネジャー登録者数(累計)	942人	971人
		県福祉人材センターにおける相談・支援による介護職場等への就職者数	521人	680人
		特別養護老人ホーム施設整備定員数(累計)	9,643床	10,129床
		地域包括支援センターが開催する地域ケア会議の開催回数	339回 (26年度)	359回 (27年度)
123 がん対策の推進	県民指標	75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	70.8人 (26年)	69.6人 (27年)
	活動指標	がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん: 37.8% 子宮頸がん: 54.2% 大腸がん: 30.0% (26年度)	乳がん: 41.0% 子宮頸がん: 50.0% 大腸がん: 34.0% (27年度)
		がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携拠点病院指定数	6か所	7か所
		がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数(累計)	792人	846人
		がん患者等の就労について理解を得られた企業数(累計)	232社	472社
124 こころと身体の健康対策の推進	県民指標	健康寿命(健康寿命の延び)	男: 78.0歳 女: 80.7歳 (26年)	男: 78.2歳 女: 80.8歳 (27年)
	活動指標	特定健康診査受診率	49.0% (26年度)	50.8% (27年度)
		在宅訪問歯科診療実施歯科医療機関数 関係機関や民間団体と連携して自殺対策事業を実施した市町・県保健所数 指定医療機関(診療所)指定数	198機関 8か所 909か所	216機関 15か所 967か所

施策	数値目標			
	目標項目	27年度 現状値	28年度 目標値	
131 障がい者の自立と共生	県民指標	グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数（累計）	1,508人	1,616人
	活動指標	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	6,775人 (26年度)	7,543人
		一般就労へ移行した障がい者数	395人	405人
		農林水産業と福祉との連携取組数（累計）	65件	74件
		相談支援事業における支援件数	60,445件	61,006件
		精神障がい者の入院後1年以内に地域移行できた割合	86.8%	90.0%
		障害者差別解消法で努力義務等とされている県・市町等および関係団体の職員対応要領策定率	26.3%	50.0%
132 支え合いの福祉社会づくり	県民指標	日常生活自立支援事業の利用者数	1,585人	1,620人
	活動指標	民生委員・児童委員の相談支援件数	102,078件 (速報値)	107,000件
		第三者評価を受審した福祉施設の数	12施設	25施設
		「おもいやり駐車場」の登録施設数	2,028施設	2,040施設
		地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動する高齢者団体数（累計）	29団体	39団体
		就労支援を行う生活困窮者の人数	270人	375人
県および全国戦没者追悼式への若年世代の参加者数	31人	35人		
141 犯罪に強いまちづくり	県民指標	刑法犯認知件数	15,178件	15,178件 未満
	活動指標	防犯ボランティア団体数	610団体	630団体
		重要犯罪の検挙率	81.3%	70.0% 以上
		交番・駐在所の機能強化数	2か所	年2か所 以上
142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	県民指標	交通事故死者数	87人	75人以下
	活動指標	交通事故死傷者数	9,604人	9,100人以下
		高齢者交通事故死者数	52人	38人以下
		飲酒運転事故件数	44件	38件以下
		老朽化した信号制御機の更新数（累計）	25基	56基
		運転者のシートベルト着用率	96.6%	97.9%
143 消費生活の安全の確保	県民指標	消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用するとした人の割合	49.6%	53.5%
	活動指標	消費生活講座等で消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られたとす人の割合	96.2%	97.0%
		消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合	92.4%	93.1%
144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等	県民指標	危険ドラッグの販売店舗数（インターネット販売店舗を含む）	0件	0件
	活動指標	薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた人数（累計）	451,744人	509,000人
		犬・猫の殺処分数	366匹	340匹 以下
		県内の医薬品等製造施設のうち不良品を出さなかった施設の割合	97.4%	100%
145 食の安全・安心の確保	県民指標	食品の基準適合の確認率（累計）	33.0%	50%
	活動指標	食品事業者の自主点検実施件数	3,126件	10,500件
146 感染症の予防と拡大防止対策の推進	県民指標	危険性の高い感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合	100%	100%
	活動指標	感染予防を普及啓発する推進者の総数（累計）	—	100人
		感染症危機管理に関する訓練実施率	20%	40%
147 獣害対策の推進	県民指標	野生鳥獣による農林水産業被害金額	558百万円 以下 (26年度)	533百万円 以下 (27年度)
	活動指標	獣害対策の体制づくりに取り組む集落数（累計）	470集落 (26年度)	503集落 (27年度)
		被害が大きい集落の割合	47% (26年度)	45% (27年度)
		ニホンジカの推定生息頭数	56,200頭	50,800頭
		みえジビエとして利活用された野生獣の頭数（ニホンジカ、イノシシ）	957頭	1,000頭
151 地球温暖化対策の推進	県民指標	家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	1,144 千t-CO2	1,165 千t-CO2
	活動指標	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	-0.5% (26年度)	+0.8%以下 (27年度)
		電気自動車等を活用した温暖化対策に取り組む地域の数（累計）	1地域	4地域
		地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合	95.8%	97.0%
		環境教育講座等参加者の満足度	98.4%	100%

施策		数値目標			
		目標項目	27年度 現状値	28年度 目標値	
152	廃棄物総合対策の推進	県民指標	廃棄物の最終処分量	301千t	289千t
		活動指標	1人1日あたりのごみ排出量（一般廃棄物の排出量）	970g/人日	965g/人日
			産業廃棄物の再生利用率	43.1%	43.2%
			不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	69.2%	100%
		不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率	37.5%	56.3%	
153	豊かな自然環境の保全と活用	県民指標	自然環境の保全活動団体数	76団体	78団体
		活動指標	希少野生動植物種の保全活動や貴重な生態系の維持回復活動の実施率	50.0%	60.0%
			自然とのふれあい体験の満足度	69.9%	72.0%
154	大気・水環境の保全	県民指標	大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	96.1%	93.0%
		活動指標	大気・水質の排出基準適合率	99.9%	100.0%
			NOx・PM法対策地域全体の大気環境基準達成率	100%	100%
			生活排水処理施設の整備率	82.6%	83.5%
			海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	26,629人	30,250人
		大気環境および水環境の保全に関する調査研究成果を公表した研究事業数	4件	6件	
211	人権が尊重される社会づくり	県民指標	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	38.5%	39.5%
		活動指標	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数	34団体	35団体
			人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度	97.0%	98.0%
			人権教育カリキュラムを作成している学校の割合	73.3%	82.2%
		人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度	95.6%	97.0%	
212	あらゆる分野における女性活躍の推進	県民指標	あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合	39.4%	41.4%
		活動指標	県・市町の審議会等における女性委員の割合	26.5%	27.2%
			男女共同参画センター開催事業の新規参加者の数・満足度	新規参加者数 300人 満足度 84.0%	新規参加者数 321人 満足度 95.5%
			「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数（累計）【創】	41団体	140団体
			性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数（累計）	-	12団体
213	多文化共生社会づくり	県民指標	多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合	29.1%	30.1%
		活動指標	多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度	97.9%	98.5%
			医療通訳者が常勤している医療機関の数（累計）	6機関	7機関
			日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合	-	100%
221	夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	県民指標	全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数【創】	0	2
		活動指標	授業内容を理解している子どもたちの割合	小学校 国語82.2% 算数81.3%	小学校 国語83.5% 算数83.0%
			海外留学（短期留学を含む）や海外研修等に参加した高校生の数	350人	368人
			地域等の人材を招へいた授業等を行っている学校の割合【創】	中学校 国語76.3% 数学75.4%	中学校 国語77.0% 数学75.8%
222	人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成	県民指標	自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	小学生 75.1% 中学生 69.4%	小学生 76.5% 中学生 70.8%
		活動指標	人の役に立ちたいと思う子どもたちの割合	小学生 93.7% 中学生 94.1%	小学生 94.1% 中学生 94.4%
			地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある子どもたちの割合	小学生 41.3% 中学生 30.0%	小学生 46.4% 中学生 35.0%
			授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	小学生 61.1% 中学生 48.6%	小学生 62.3% 中学生 50.2%
223	健やかに生きていくための身体の育成	県民指標	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果【創】	48.5	49.0
		活動指標	1学校1運動プロジェクトに取り組んでいる小学校の割合	77.0%	84.7%
			毎日、規則正しく寝起きしている子どもたちの割合	小学生 寝る37.6% 起きる59.3%	小学生 寝る38.9% 起きる60.4%
			朝食を毎日食べている子どもたちの割合	中学生 寝る31.0% 起きる55.7%	中学生 寝る32.2% 起きる57.0%
			小学生 86.5% 中学生 84.0%	小学生 87.5% 中学生 85.0%	

施策		数値目標			
		目標項目	27年度 現状値	28年度 目標値	
224	自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進	県民指標	特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	100%	100.0%
		活動指標	特別支援学級においてパーソナルカルテを活用している小中学校の割合 特別支援学校版キャリア教育プログラムを作成した特別支援学校の割合(累計) 「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき整備された特別支援学校数(累計)	59.2% 37.5% —	70.0% 50.0% 0校
225	笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり	県民指標	学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	92.3%	93.0%
		活動指標	いじめの認知件数に対して、年度内に解消したものの割合	92.0% (26年度)	94.0%
			小・中・高等学校における1,000人あたりの暴力行為発生件数	小学校 2.7件 中学校 10.5件 高等学校 2.8件 (26年度)	小学校 2.5件 中学校 10.1件 高等学校 2.6件
			児童等が交通安全マップを制作している小学校の割合	82.9%	85.0%
小・中・高等学校における1,000人あたりの不登校児童生徒数	小学校 4.7人 中学校 28.9人 高等学校 14.8人 (26年度)	小学校 4.5人 中学校 27.9人 高等学校 14.7人			
226	地域に開かれ信頼される学校づくり	県民指標	コミュニティ・スクール等に取り組んでいる市町の割合	65.5%	69.0%
		活動指標	コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	14.6%	18.0%
			学校支援地域本部に取り組んでいる小中学校の割合	42.0%	44.0%
			地域の活性化に向けて特色ある教育活動に取り組んでいる県立高等学校の数(累計)	14校	20校
			授業で主体的・協働的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合	小学生 71.0% 中学生 69.9%	小学生 73.2% 中学生 72.0%
私立学校における特色ある教育・学校運営の取組事例数	100件	104件			
227	地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実	県民指標	県内高等教育機関卒業生の県内就職率【創】	48.9%	51.0%
		活動指標	県内高等教育機関への県内からの入学者の増加数 「学生×地域活動」サポート情報局等におけるマッチング延べ人数の増加数	0人 0人	15人 250人
228	文化と生涯学習の振興	県民指標	参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	95.5%	97.0%
		活動指標	県立文化施設の利用者数	137.7万人	137万人
			文化財情報アクセス件数	202,960件	210,000件
			みえ生涯学習ネットワーク登録会員数(累計)	128会員	140会員
地域の教育関係者のネットワークへの参画者数(累計)	—	200人			
231	少子化対策を進めるための環境づくり	県民指標	地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合【創】	53.4%	59.0%
		活動指標	みえ子どもスマイルネットの月間平均アクセス数	27,776件	28,000件
			子育て家庭応援クーポン協賛店舗数	419店舗	1,020店舗
			青少年が使用する携帯電話等のフィルタリングサービス利用率	59.1%	62.5%
			ライフプラン教育を実施している市町の数【創】	19市町	20市町
県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合【創】	58.6%	60.0%			
「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業、団体数(累計)【創】	79 企業・団体	120 企業・団体			
232	結婚・妊娠・出産の支援	県民指標	妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数【創】	24市町	26市町
		活動指標	出産の場の情報提供数【創】	125件	180件
			県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数【創】	10市町	13市町
妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携をした市町数	25市町	26市町			
233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実	県民指標	保育所の待機児童数【創】	98人	73人
		活動指標	放課後児童クラブの待機児童数【創】	86人	64人
			生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数【創】	23市町	24市町
			「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合【創】	40.8%	50.0%
			家庭教育を支援する市町・団体数(累計)【創】	12 市町・団体	27 市町・団体
小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合【創】	65.6%	76.3%			
234	児童虐待の防止と社会的養護の推進	県民指標	里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合【創】	21.0%	21.2%
		活動指標	児童虐待により死亡した児童数【創】	0人	0人
			新規養育里親登録数(累計)	16世帯	25世帯
グループホームでケアを受けている要保護児童の割合【創】	8.3%	12.3%			
241	競技スポーツの推進	県民指標	国民体育大会の男女総合成績	27位	10位台
		活動指標	全国大会の入賞数	117	122
			団体開催に向けた広報ボランティアの延べ活動人数	—	30人
県営スポーツ施設年間利用者数	834,602人	710,200人			

施 策	数値目標			
	目標項目		27年度 現状値	28年度 目標値
242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進	県民指標	成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率	47.4%	53.0%
	活動指標	総合型地域スポーツクラブの会員数 全国障害者スポーツ大会への出場率	26,955人 75.0%	27,050人 83.3%
251 南部地域の活性化	県民指標	南部地域における転出超過数	2,069人	1,989人
	活動指標	南部地域の人びとによる創業件数（累計） 南部地域において将来的に戻りたいと考えている高校生の割合 県および市町の相談窓口等で把握した南部地域への移住者数	4件 — 68人	6件 65.0% 75人
252 東紀州地域の活性化	県民指標	東紀州地域における観光消費額の伸び率	100 (26年)	102
	活動指標	地域づくりに取り組む語り部人数 熊野古道の来訪者数【創】 商談会等における成約件数	85人 352千人 21件	89人 435千人 22件
253 中山間地域・農山漁村の振興	県民指標	中山間地域・農山漁村の活性化に取り組む新規団体数（累計）	—	20団体
		中山間地域等において持続可能なコミュニティづくりに取り組む地域数（累計）	—	—
	活動指標	複数集落のネットワークにより新たに活動している事例数（累計）【創】 農山漁村の交流人口【創】	— 1,376千人 (26年度)	1事例 1,403千人 (27年度)
		多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率 ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	48.0% 2,717ha	48.9% 2,852ha
254 移住の促進	県民指標	県および市町の相談窓口等で把握した県内への移住者数【創】	124人	130人
	活動指標	移住相談センターにおける相談件数 県外の移住相談会等への参加市町数 農林水産業就労体験者数（累計）	750件 34市町 —	800件 36市町 70人
255 協創のネットワークづくり	県民指標	地域活動等を行っている県民の割合	19.7%	20.7%
	活動指標	NPO法人活動への支援としての会費収入等 若者との協創により地域活動に取り組んだ件数（累計）	426,149千円 —	426,000千円 2件
256 市町との連携による地域活性化	県民指標	県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数（累計）	38取組	55取組
	活動指標	県と市町の連携により全県的な課題の解決に成果があった取組数（累計） 財政健全化計画策定市町数 特定地域の利用率	4取組 0市町 23.5%	5取組 0市町 26.1%
311 農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出	県民指標	魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる県民の割合	42.1%	44.0%
	活動指標	「みえフードイノベーション」から生み出される商品等の売上額（累計） 農林水産技術の開発成果が活用された商品等の数（累計） 魅力発信により生み出された企業との連携（累計） 「みえ農林水産ひと結び塾」における人材養成数（累計）	9億円 155件 — —	12億円 195件 50社 10人
	県民指標	農業産出等額【創】	1,138億円 (26年)	1,144億円 (27年)
	活動指標	米、小麦、大豆の自給率（カロリーベース） 産地改革に取り組む園芸等産地増加数（累計） 高収益型畜産連携体数（累計） 農畜産経営体における法人経営体数（累計） 基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	77% 20産地 4連携体 395経営体 (26年度) 35.1%	77% 25産地 8連携体 435経営体 (27年度) 38.1%
312 農業の振興	県民指標	県産材（スギ・ヒノキ）素材生産量【創】	303千m <sup>3</sup>	366千m <sup>3</sup>
	活動指標	「三重の木」認証材等の製材出荷量に占める割合 森林経営計画認定面積（累計） 新規林業就業者数 公的森林整備面積	21.7% 45,427ha 41人 2,722ha	22.0% 47,000ha 41人 2,000ha
	活動指標	森林づくりおよび森林環境教育などの活動の進展度	58,692人	60,000人
	県民指標	漁業者1人あたり漁業生産額【創】	641万円 (26年)	611万円 (27年)
313 林業の振興と森林づくり	活動指標	県産水産物の海外販路拡大件数（累計） 新規漁業就業者数（45歳未満） 資源管理に参加する漁業者の割合 耐震岸壁の整備を行った防災拠点漁港数（累計）	— 32人 23.0% 2漁港	3件 33人 24.0% 2漁港
	314 水産業の振興	県民指標	県内中小企業・小規模企業のうち、収益等が向上または維持した企業の割合【創】	62.9% (26年度)
321 中小企業・小規模企業の振興	活動指標	企業が三重県販経向上計画や経営革新計画の認定（承認）を受けた件数（累計） 商業・サービス産業における高付加価値な商品・サービス等の創出件数（累計） 地域資源を活用した新商品を開発、商品化し、販売につながった企業数（累計） 「三重県オープンデータライブラリ」に登録したオープンデータの数（累計）	1,314件 — — 32データ	1,440件 15件 13社 44データ

施策		数値目標			
		目標項目	27年度 現状値	28年度 目標値	
322	ものづくり・成長産業の振興	県民指標	ものづくり中小企業における、従業者1人あたりの付加価値額 10,163千円(26年)	10,783千円(27年)	
		活動指標	県内で新たに航空宇宙産業へ参入・事業拡大をした企業数(累計)	10社	15社
			医療・健康・福祉分野の製品・サービス開発数(累計)	—	7件
			ものづくり中小企業が自らの経営戦略に基づき取り組み、事業化を進めた件数(累計)	—	35件
			共同研究等による企業の課題解決数(累計)	—	27件
企業等の技術交流会等により成約に至った商談数と共同研究に進んだ件数(累計)	—	13件			
323	「食」の産業振興	県民指標	県内における飲食料品の製造品出荷額および販売額の合計【創】	6,577億円(26年)	6,627億円(27年)
		活動指標	商談会等に出席した県内食関連事業者が高談に至った件数 「みえの食」の産業を担う人材の育成数(累計)【創】	587件 —	650件 80人
324	地域エネルギー力の向上	県民指標	新エネルギーの導入量(世帯数換算)	384千世帯(26年度)	411千世帯(27年度)
		活動指標	事業者等による新エネルギーの普及啓発の取組数(累計)	—	10回
			創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりへの支援件数(累計)	12件	17件
			エネルギー関連技術に関する企業との共同研究の件数(累計) 次世代の地域エネルギー等の利活用に向けた研究テーマ数(累計)	14件 16テーマ	19件 23テーマ
325	戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進	県民指標	県内への設備投資目標額に対する達成率【創】	—	25.0%
		活動指標	企業立地件数(累計)【創】	—	60件
			外資系企業の立地件数(累計)	—	1件
			操業環境の向上に向けた取組件数(累計) 四日市港における外貨コンテナ取扱量	— 17万TEU	5件 23万TEU
331	国際展開の推進	県民指標	海外の政府・自治体等との連携取組件数(累計)	—	30件
		活動指標	県内市町、関係団体等が新たに国際展開に取り組んだ件数(累計) 海外事業展開に取り組む企業数(県が支援または関与した県内中小企業等)(累計)	— —	3件 15社
332	観光の産業化と海外誘客の促進	県民指標	観光消費額【創】	4,657億円(26年)	4,850億円
		活動指標	県内の延べ宿泊者数	981万人(速報値)	980万人
			県内の外国人延べ宿泊者数【創】	383,280人(速報値)	390,000人
			国際会議開催件数(累計) 観光客満足度【創】	— 20.5%(26年度)	4件 22.5%
333	三重の戦略的な営業活動	県民指標	三重が魅力ある地域であると感じる人の割合	55.5%	57.5%
		活動指標	三重ファンとなった企業等と連携した三重の魅力発信件数(累計)	—	415件
			首都圏営業拠点「三重テラス」の来館者数 関西圏での企業等と連携した「三重の認知度向上」に向けて取り組んだ実践数(累計)	674,256人 —	590,000人 125件
341	次代を担う若者の就労支援	県民指標	県内新規卒業者等が県内に就職した割合【創】	71.9%(26年度)	73.9%
		活動指標	おしごと広場みえに登録した若者の就職率 職業訓練入校者の就職率	55.5% 74.3%	56.8% 78.9%
342	多様な働き方の推進	県民指標	多様な就労形態を導入している県内事業所の割合	50.5%	51.1%
		活動指標	民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合【創】	55.7%	56.2%
			民間企業における障がい者の実雇用率	1.97%	2.20%
			女性が長く働ける環境づくりに取り組む意向を持つ企業の割合 ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる県内事業所の割合【創】	86.0% 43.9%	87.0% 48.0%
351	道路網・港湾整備の推進	県民指標	県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	—	6.1km
		活動指標	高規格幹線道路および直轄国道の新規供用延長	—	0.8km
			県管理道路の新規供用延長	—	5.3km
			舗装の維持管理指数 県管理港湾における岸壁の更新・大規模修繕実施延長	5.1 168m	5.0以上 192m
352	公共交通の確保と活用	県民指標	県内の鉄道とバスの利用者数	118,213千人(26年度)	117,034千人(27年度)
		活動指標	地域公共交通網形成計画を策定し、事業に着手した地域数(累計)	5地域	7地域
			モビリティ・マネジメント力の向上を促進する取組件数(累計)【創】 伊勢鉄道(普通)、快速みえ、特急南紀の利用者数	1件 1,699千人	5件 1,620千人
353	安全で快適な住まいまちづくり	県民指標	生活サービス施設が身近に存在するまちづくりを推進する事業に着手した数(累計)	—	1件
		活動指標	緊急輸送道路となっている街路で無電柱化された箇所数(累計)	12か所	12か所
			県営および市町営住宅の長寿命化工事達成割合	42.9%	52.9%
			防火設備等が適正に維持保全されている建築物の割合 市町、県が制定した景観計画等の件数および市町に屋外広告物の権限移譲を行った件数(累計)	64.6% 15件	70.8% 15件
354	水資源の確保と土地の計画的な利用	県民指標	地籍調査の実施面積	11.7km <sup>2</sup>	12.0km <sup>2</sup>
		活動指標	管路の耐震適合率 地籍調査の実施市町数	61.1% 24市町	61.3% 25市町





(4) 施策評価表の見方

平成 28 年版成果レポート（第 2 編）では、第二次行動計画の各施策ごとの今後の取組方向について、今年度の特に注力する取組を中心に明らかにしています。

施策○○○

○○○○○

【主担当部局：○○○○○】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんとめざす、おおむね平成 33（2021）年度の長期的な目標を記載しています。

平成 31 年度末での到達目標

施策の行動計画期間内（4 年後）の目標を記載しています。

県民指標				
目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
第二次行動計画における県民指標を記載しています。※1	27 年度の現状値※2	28 年度の現状値	31 年度の目標値※3	この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。
28 年度目標値の考え方	○○○			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
この施策を構成する基本事業の番号と名称を記載しています。	第二次行動計画における活動指標を記載しています。※1	27 年度の現状値※2	28 年度の目標値	31 年度の目標値※3	この数値目標の意味、内容、用語説明などを記載しています。

- ※1 「創」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標および重要業績評価指標 (KPI) と同一の指標を示しています。
- ※2 現時点で、平成 27 年度の現状値の把握が困難な指標について、把握可能な最新年度の数値を用いた場合は、「(○○年度)」と記載しています。なお、第二次行動計画策定以降、最新の実績が明らかになったものは当該数値を掲載しています。
- ※3 27 年度現状値の判明に伴い、27 年度の実績結果を踏まえ、第二次行動計画に掲げた 31 年度目標値を再設定している場合には、「31 年度目標値」欄で、再設定後の目標値を上段に、行動計画に掲げた目標値を下段に（ ）書きでお示ししています。  
また、平成 31 年度の実績結果を評価する時点で、平成 31 年度実績の把握が困難な指標については、把握可能な最新年度の実績により評価することとし、評価に用いる対象年度について「(○○年度)」と記載しています。

事業費（「予算額等」欄）には、平成 27 年度欄は決算額、平成 28 年度欄は予算額を記載しています。

（単位：百万円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	〇〇〇	〇〇〇			
概算人件費					
（配置人員）					

平成 28 年度の取組方向 【〇〇部 副部長 〇〇 〇〇 電話：059-224-0000】

平成 28 年度の取組を記載しています。

- \* 「〇」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。
- \* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の KPI の基本的な取組方向の番号を示しています。

施策 1 1 1

災害から地域を守る人づくり

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿

多くの防災人材が地域で活躍するなか、県民の皆さん一人ひとりの防災意識が防災行動へと結びつき、助け合いや支え合いによる災害に強い地域づくりが進んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

防災人材の活躍によって、「自助」「共助」が促進されることにより、近い将来に発生が予想される地震や年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害発生に備えた、人的被害を最小限に抑えることのできる環境づくりが進んでいます。

県民指標

目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
率先して防災活動に参加する県民の割合	47.4%	50.5%	60.0%	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査）
28 年度目標値の考え方	防災活動に参加する県民の割合を、現状値から毎年度3%程度高めることを目標として設定しました。			

活動指標

基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
11101 防災人材の育成・活用（防災対策部）	「みえ防災人材バンク」登録者の活動件数 創 19	91 件	150 件	300 件	「みえ防災・減災センター」が育成した「みえ防災人材バンク」登録者が、地域や事業所等においてさまざまな防災・減災活動を支援した件数
11102 学校における防災教育の推進（教育委員会）	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	88.3%	90.0%	100%	家庭、PTA、自主防災組織、地域住民など他の主体と連携した防災の取組を実施している学校の割合
11103 災害ボランティアの活動環境の充実（環境生活部）	「みえ災害ボランティア支援センター」に参画する団体数（累計）	8 団体	9 団体	12 団体	「みえ災害ボランティア支援センター設置マニュアル（風水害編）」に掲載されている「幹事団体」および「協力団体」の団体数

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	91	72			
概算人件費					
(配置人員)					

## 平成28年度の取組方向

【防災対策部 副部長 東畑 誠一 電話:059-224-2181】

- ①防災人材が地域で活躍できる環境づくりについて、「みえ防災・減災センター」の取組を中心に、みえ防災コーディネーター\*などの防災人材の育成に取り組むとともに、「みえ防災人材バンク」への登録を促進します。また、バンク登録者のスキルアップ研修を実施するとともに、防災人材に関する情報について、ホームページなどを活用し広く地域や県民に対して周知しながら、地域や住民の自主的な取組に対する支援体制を充実します。(創19)
- ②企業の防災力向上を図るため、「みえ防災・減災センター」の企業相談アドバイザーの充実を図るとともに、「みえ企業等防災ネットワーク\*」と連携し、企業防災研修の実施や企業のBCP作成を促進するなど、企業防災の取組を支援します。
- ③「防災の日常化」の定着を図るため、「みえ防災・減災センター」において、次世代につなぐべき災害の記憶や記録の収集に加え、地域の防災教育に活用可能なコンテンツを検討するなどして、「みえ防災・減災アーカイブ」の充実につなげていきます。
- ④地域防災の中核を担う消防団と自主防災組織の充実強化を図るとともに、地域における互いの役割分担を明確にし、それぞれの地域に応じた両者の連携による隙間のない防災体制の構築をめざし、引き続き「ちから・いのち・きずなプロジェクト」に取り組んでいきます。
- ⑤「津波避難に関する三重県モデル」や「避難所運営マニュアル」の作成が、市町や地域において広く展開されるよう、引き続き、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携するとともに、みえ防災コーディネーターなど「みえ防災人材バンク」登録者を、これらの活動に積極的に活用して、地域の取組を支援していきます。
- ⑥伊勢志摩サミットの安全・安心の確保に向けた宿泊施設等の地震・津波対策の取組を引き続き支援するとともに、サミット後の増加が見込まれる国内外からの観光客に対応するため、「地震・津波避難対策マニュアル」および「津波避難マップ(英語併記)」のひな形のさらなる普及を図るなど、伊勢志摩地域のみならず、広く県内観光地における防災・減災対策の推進を図ります。
- ⑦学校で防災ノートを活用した防災学習がより効果的に実施されるように、風水害の項目を充実するなどした改訂版防災ノートを配付するとともに、指導者用資料の充実を図ります。
- ⑧家庭や地域と連携した防災訓練等の実施を支援するとともに、「みえ防災・減災センター」と連携して、学校防災リーダー等教職員を対象とした防災研修を実施するなど、学校における防災教育を推進します。
- ⑨県内の中学生・高校生が、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献できるよう、東日本大震災の被災地でのボランティア活動や交流学习等の防災教育に取り組みます。
- ⑩大規模災害時において迅速な被災者支援活動が行われるよう、専門性の高いNPOに対して協定の締結を働きかけるとともに、災害ボランティアが円滑に活動できるよう、広く県民の皆さんに「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」への寄付を呼びかけます。

⑪大規模災害時において県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境を整えるとともに、市町におけるマニュアル策定やフォーラムを通して、現地災害ボランティアセンター関係者の「顔の見える関係づくり」を促します。

\* 「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

\* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。



施策 1 1 2

防災・減災対策を進める体制づくり

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿

県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、防災・減災対策に向け、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、「協創」の取組が進むことにより、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

南海トラフ地震の発生や、年々勢力を増す台風、集中豪雨などの自然災害やコンビナートにおける事故等の災害発生に備え、県、市町、消防その他防災関係機関の連携体制の強化が図られ、それぞれの主体の取組により、災害対応力が充実・強化されています。

県民指標

目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると感じる県民の割合	87.4%	88.2%	90.0%	県をはじめとする防災関係機関の「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると実感している県民の割合（防災に関する県民意識調査）
28 年度目標値の考え方	「公助」による防災・減災対策に関心を持ち、それを評価する県民の割合を 90%以上とすることを目標に、平成 28 年度の目標値を 88.2%と設定しました。			

活動指標

基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
11201 防災・減災対策の推進（防災対策部）	「三重県新地震・津波対策行動計画」等の計画における主要な行動項目の進捗率	93.4% (26 年度)	100%	100%	「三重県新地震・津波対策行動計画」、「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた主要な行動項目の進捗率の平均値
11202 災害対策活動体制の充実・強化（防災対策部）	県・市町・防災関係機関が連携した実動訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練の回数	10 回	11 回	13 回	県・市町・防災関係機関が連携した実践的な実動訓練の回数および県災害対策本部・地方部が主催する図上訓練の回数
11203 迅速な対応に向けた防災情報の共有化（防災対策部）	「防災みえ.jp」から防災情報等入手している県民の割合	16.0%	19.5%	30.0%	防災情報を提供している県のホームページ「防災みえ.jp」から気象情報や災害情報などの防災情報入手している県民の割合（防災に関する県民意識調査）

活動指標		27年度		28年度		31年度		目標項目の説明
基本事業	目標項目	現状値	目標値	目標値	目標値	目標値		
11204 災害医療体制の整備 (健康福祉部 医療対策局)	災害拠点病院の災害派遣医療チーム(DMAT*)数	21	21	24			県内の災害拠点病院が保有する活動可能な災害派遣医療チーム(DMAT)数	
11205 安全な建築物の確保 (県土整備部)	地震等の災害時において避難所として活用される建築物の耐震化率	28.6%	42.9%	100%			耐震改修促進法の改正により、耐震診断が義務付けられた不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、地震等の災害時に避難所として活用される民間建築物で、耐震性が確保された建築物の割合	
11206 教育施設の防災対策 (教育委員会)	学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	県立学校	83棟	県立学校	83棟	県立学校	0棟	つり天井の撤去や照明設備の落下防止等が必要な体育館や武道場等のうち、対策が未完了となっている棟数 ※市町立学校、私立学校は幼稚園を含む
		市町立学校	42棟 (速報)	市町立学校	29棟	市町立学校	23棟	
		私立学校	8棟	私立学校	4棟	私立学校	2棟	
11207 緊急輸送道路*の機能確保 (県土整備部)	緊急輸送道路上の橋梁のうち良好な状態である橋梁の割合	94.8%	95.2%	96.5%			緊急輸送道路上の橋梁のうち、おおむね5年以内に修繕等を行う必要がないと判断できる橋梁の割合	
11208 消防救急体制の充実・強化 (防災対策部)	消防団員の条例定数充足率	95.3%	95.5%	96.0%			各市町における消防団員の条例定数に対する実団員数の割合	
11209 高圧ガス等の保安の確保 (防災対策部)	高圧ガス等施設における事故発生防止率	99.5%	100%	100%			許認可をしている高圧ガス等施設において、事故が防止された施設の割合	

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	7,880	13,249			
概算人件費					
(配置人員)					

平成28年度の取組方向 【防災対策部 副部長 東畑 誠一 電話：059-224-2181】

【防災・減災対策の推進】

- ①「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた行動項目を着実に実践します。特に「三重県新地震・津波対策行動計画」については、平成27年度の間評価結果をふまえ、計画の最終年度となる平成29年度の目標達成に向けた必要な改善を関係部局に求めながら取組を進めます。
- ②「三重県新風水害対策行動計画」の重点行動項目に掲げた「三重県版タイムライン(仮称)」について、平成29年度中の策定に向け、検討を進めます。



- ③「災害時の緊急物資等にかかる備蓄・調達の指針」に基づき、「三重県備蓄計画（仮称）」策定に向け、市町の備蓄状況もふまえ検討を進めます。また、災害応急活動の具体的な内容を定める「三重県南海トラフ地震活動計画（仮称）」の策定に向け、策定手順の検討や資料収集に着手します。
- ④「三重県新地震・津波対策行動計画」の重点行動項目の一つである「三重県業務継続計画（三重県BCP\*）」について、各所属における検証と見直しを行い、継続的な更新を進めます。
- ⑤「三重県復興指針」などを活用し、「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」を引き継ぐ新たな行動計画において取り組むべき対策等の検討に着手します。
- ⑥国立研究開発法人海洋研究開発機構および国立研究開発法人防災科学技術研究所と連携し、伊勢志摩サミットの開催前に「DONET\*を活用した津波予測・伝達システム」の運用を開始するとともに、サミット終了後は、関係市町と連携して津波避難対策が課題とされている東紀州地域など県南部地域へのシステムの展開を検討します。
- ⑦市町が主体的に取り組む防災・減災対策への財政支援について、地域減災力強化推進補助金において、避難所の環境整備などの避難後を見据えた対策や、土砂災害避難対策、あるいは被災によって孤立した地域への支援対策など、風水害対策も重視した補助制度により、本県の防災・減災対策の進展を図ります。また、引き続き、県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金により、県北部の海拔ゼロメートル地帯を有する市町が取り組む津波避難施設や避難経路等の整備を支援していきます。
- ⑧東日本大震災への支援について、被災地への職員派遣や県内避難者に対する支援情報の提供を行うほか、「支援から交流へ」をキーワードにした被災地との交流を進め、震災の教訓などを防災・減災対策に生かしていくとともに、震災の記憶の風化防止に努めます。

#### 【災害対策活動体制の充実・強化】

- ①近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震では、県内全域で大きな被害が想定されることから、県・市町・防災関係機関等が連携した実動訓練および図上訓練等を通じて、実践的な災害対応力の積み重ねを図ります。
- ②北勢広域防災拠点について、平成29年度の完成に向けて、適切な進捗管理を行いながら、造成工事や施設整備を推進します。また、県南部地域の災害時の孤立対策として、東紀州（紀南）広域防災拠点において航空燃料の備蓄に向けた整備を進めます。
- ③原子力災害対策について、原子力アドバイザーによる職員研修等を実施するとともに、県外からの避難者受け入れについて、市町と調整しながら具体的な検討を進めます。
- ④広域避難については、「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」等において県と市町の広域的な応援・受援体制の整備の具体的な検討を進めるとともに国への政策提言活動を行っていきます。
- ⑤運航開始から24年目を迎える防災ヘリコプター「みえ」については、安全運航を維持します。更新するヘリコプターは、ヘリコプターテレビ電送システム等を整備し、平成29年9月から供用開始できるよう準備を進めます。
- ⑥国民保護計画等の必要な見直しを進めるとともに、国、市町、防災関係機関と共同で国民保護図上訓練を実施し、緊急処理事態における対応力の強化を図ります。
- ⑦大規模災害発生時における救出救助等の活動を迅速かつ的確に実施するために、必要な装備資機材等の整備を進めます。

## 【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①防災通信ネットワークの正常な運用ができるよう維持管理を行います。また、災害拠点病院である名張市立病院へ防災行政無線機器の設置を行うとともに、防災ヘリコプター用無線通信設備の整備を行います。
- ②気象情報・災害情報等を迅速・的確に収集し、県民に提供します。また、平成 27 年度に策定した基本計画に基づき、新しい防災情報プラットフォームの構築を行います。

## 【災害医療体制の整備】

- ①災害拠点病院等の耐震化について、耐震化工事を実施している病院に対する補助を実施するとともに、平成 28 年度に工事が完了する予定の病院について、計画どおりに工事が完了するよう進捗状況を確認します。また、耐震化が未実施の病院に対し補助制度の内容を周知するとともに、国に対し補助制度の拡充等を働きかけます。
- ②災害医療コーディネーターを対象に、地域の実情をふまえた災害医療対応シミュレーションを中心とする研修を実施するとともに、看護師等を対象とする災害看護研修を実施します。また、国が実施するDMATを対象とした研修会や訓練に県内DMATを派遣するとともに、新たなDMATを養成します。
- ③平成 28 年度に実施予定の国の大規模地震時医療活動訓練について、国や近隣県、その他関係機関等と連携して訓練企画等を行うとともに実動訓練に参加します。また、その他の訓練等において、災害医療コーディネーターや県内DMAT等の医療従事者の参加促進を図ります。
- ④平成 28 年度に実施予定の国の大規模地震時医療活動訓練や県総合防災訓練、防災図上訓練等において災害医療対応マニュアルの実効性を確認し、必要に応じて内容の更新や補足資料の整備を行います。
- ⑤県内 9 地域において地域災害医療対策会議を開催します。また、関係機関で協議、検討のうえ、訓練や研修を実施します。
- ⑥伊勢志摩サミットの円滑な実施のため、関係市町や関係機関等との連携により、サミット開催時の緊急医療体制の整備に万全を期すよう必要な取組を行います。

## 【安全な建築物の確保】

- ①耐震診断が義務化された不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、避難所として活用される建築物の耐震化を促進するため、引き続き、補助の対象となる建築物の所有者に対し、市町と連携して早期の耐震改修等の着手を働きかけるほか、耐震診断を義務付けた第一次緊急輸送道路を閉塞するおそれのある沿道建築物の耐震化に向けた取組を進めていきます。
- ②木造住宅の耐震化については、無料耐震診断や設計、補強工事等の補助事業を引き続き実施するとともに、県民の皆さんがそれぞれの状況に応じた対策を講じていただけるよう、住宅戸別訪問や耐震補強相談会等を実施します。

## 【教育施設の防災対策】

- ①県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材\*の耐震対策について、早期の完了を目指して、計画的に実施します。
- ②私立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、学校法人に対し耐震対策を促すとともに、耐震対策に取り組む学校法人への支援を行います。

**【緊急輸送道路の機能確保】**

- ①緊急輸送道路に指定されている県管理道路等の計画的な修繕や整備を進め、非常事態に対応した輸送機能の確保を図ります。

**【消防救急体制の充実・強化】**

- ①消防団員の確保や消防団の活性化を図るため、平成 27 年度に実施した消防団応援制度等調査の結果をふまえ、市町や県消防協会と協議しながら、三重県の実情に応じた具体策の構築に向けた取組を進めていきます。
- ②「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」に基づき、優先的に広域化を推進する地域について、関係市町の意向をふまえながら、重点地域の指定など、各地域の実情に応じた取組を進めます。
- ③救急救命士養成機関への消防職員派遣の支援や、特定行為を実施できる救急救命士の養成講習を実施するとともに、救急業務実施に係る教育体制の充実強化に向けた指導救命士の養成等を実施し、救急救命活動の向上を図ります。
- ④伊勢志摩サミットの円滑な実施のため、消防庁や関係市町、関係機関等との連携により、消防・救急特別警戒体制の確保をはじめ防災・危機対策に万全を期すよう必要な取組を行います。

**【高圧ガス等の保安の確保】**

- ①高圧ガス等を取り扱う事業者等に対して保安検査および立入検査等を引き続き実施し、適正な保安管理等の徹底を図ります。コンビナート防災対策については、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者等の防災対策を推進していきます。
- ②地域創生人材育成事業を活用して、コンビナートにおける保安を推進する人材を育成・確保するための研修等を実施します。

\*「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。



施策 1 1 3

治山・治水・海岸保全の推進

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

洪水、土砂災害、高潮、地震、津波等からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための施設整備や、施設の適切な維持管理が行われ、自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、河川の浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域等の指定などの取組が進み、県民の皆さんの主体的な警戒避難への支援が行われています。

県民指標				
目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
自然災害への対策が講じられている人家数	237,700 戸	238,900 戸	242,300 戸	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数
28 年度目標値の考え方	過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して平成 28 年度の目標値を設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
11301 洪水対策の推進（県土整備部）	浸水想定区域図作成河川数	—	5 河川	20 河川	浸水想定区域図を作成した河川数
11302 土砂災害対策の推進（県土整備部）	基礎調査実施箇所数	7,520 か所	9,220 か所	16,208 か所	土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査の実施箇所数
11303 高潮・地震・津波対策の推進（県土整備部）	堤防耐震化延長	33.6km	34.1km	35.6km	伊勢湾沿岸の耐震対策を実施した海岸堤防延長
11304 山地災害対策の推進（農林水産部）	山地災害危険地区整備着手地区数	2,089 地区	2,112 地区	2,179 地区	治山施設整備に着手した山地災害危険地区数

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	28,324	32,810			
概算人件費					
(配置人員)					

## 平成 28 年度の取組方向

【県土整備部 次長 満仲 朗夫 電話 059-224-2651】

- ①洪水・土砂災害・高潮からの被害を軽減するため、河川、砂防、海岸の施設整備を推進します。また、川上ダム of 早期完成を引き続き国等に働きかけるとともに、鳥羽河内ダムの用地取得を進めます。これらのハード対策と合わせて、確実な避難に資するソフト対策に重点的に取り組みます。特に、河川の浸水想定区域図の作成を進めるとともに、土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査を計画的に進め、平成 31 年度の完了を目指します。
- ②河川堆積土砂撤去については、異常な出水に伴う堆積土砂には災害復旧事業で対応し、経年的な堆積土砂には、関係市町と共に優先度等を検討しながら、県単事業により対応します。これらの対応に加え、砂利採取制度も活用しながら粘り強く対応します。また、土砂発生を抑制する有効な方策について、関係部局と積極的に意見交換を行い、土砂の発生抑制に向けた取組を促進していきます。
- ③地震・津波による被害軽減のため、河川堤防について空洞やひび割れのある脆弱箇所等の補修を進めます。また、国直轄事業を引き続き促進するとともに、県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門、ダム等の耐震対策を進めます。海岸堤防については、津波に対して粘り強い構造とする「海岸堤防強靱化対策」を進めます。
- ④河川の大型水門やダム等において、定期点検など施設の状態把握に努め、その結果に基づく適切な予防保全対策を進めます。
- ⑤平成 27 年の台風等により被災した施設の着実な復旧や、再度災害の防止対策を進めます。
- ⑥農地・漁港海岸堤防については、高潮・地震・津波などに対する安全性の確保を図るため、老朽化が進んでいる施設の整備を計画的に進めます。
- ⑦平成 27 年の台風等による山地災害の復旧や保安林内の森林整備等を進めます。
- ⑧近年多発する土砂災害等から、県民の生命・財産等を守るため、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所での治山事業を実施し、災害の未然防止を進めます。

\* 「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 2 1

地域医療提供体制の確保

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、急性期の医療から、回復期、慢性期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを確保するとともに、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと合わせて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心して質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

平成 31 年度末での到達目標

病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等、地域の医療提供体制の整備を進めるとともに、県民の皆さんとの将来のあるべき医療提供体制の共有に向けた取組を通じ、地域の医療提供体制に対する県民の安心度が高まっています。

県民指標				
目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
地域医療安心 度指数	56.2%	59.7%	70.0%	地域医療に対する安心感を構成する重要な要素と考える、医療へのアクセスのしやすさ、かかりつけ医の有無、地域医療に対する理解度の3つの項目の複合指標（県民へのアンケート結果について、重み付け（アクセスのしやすさ 0.5、かかりつけ医の有無 0.25、地域医療に対する理解度 0.25）した合計値）
28 年度目標 値の考え方	アンケートに回答した県民の7割の方が、医療に対する安心感を持っている状態をめざして、現状値を把握するために行ったeモニターの結果をもとに、70%の数値目標を達成するため、毎年度3.5%増加させていく目標を設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
12101 地域医療 構想の実現（健 康福祉部医療 対策局）	地域医療構想 の達成度	0%	6.0%	28.0%	地域医療構想で定めた平成 37（2025）年の必要病床数達成の進捗度と、在宅医療提供体制の整備度の複合指標（平成 37 年に 100%達成させることをめざして目標設定）

基本事業	目標項目	27年度 現状値	28年度 目標値	31年度 目標値	目標項目の説明
12102 医療分野 の人材確保（健康福祉部医療対策局）	保健医療圏別人口あたり病院勤務医師数乖離度	76.9% (26年度)	77.9% (27年度)	80.9% (30年度)	人口10万人あたりの県内病院に勤務する常勤換算医師数の県平均値に対する、平均値より低い4保健医療圏（北勢、伊賀サブ、伊勢志摩サブ、東紀州）の常勤換算医師数の乖離度
	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数 創19	211人	218人	243人	県内の臨床研修病院等で後期臨床研修を受けている医師数
	県内看護系大学卒業者の県内就業者数 創19	159人 (26年度)	177人 (27年度)	231人 (30年度)	県内看護系大学卒業者のうち、県内の医療機関等に就業した看護職員数
12103 救急医療等の確保（健康福祉部医療対策局）	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	651 機関	662 機関	704 機関	三重県救急医療情報システムに参加し、時間外診療を行う医療機関数
12104 医療安全体制の確保（健康福祉部医療対策局）	医療安全対策加算届出医療機関数	47 機関	51 機関	62 機関	100床以上の医療機関のうち、医療安全対策加算の届出をしている医療機関数
12105 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供（病院事業庁）	県立病院患者満足度	90.5%	92.0%	95.0%	県立病院の患者を対象とするアンケートにおいて「診療に満足していますか」との設問に対する肯定的な回答割合
12106 適正な医療保険制度の確保（健康福祉部医療対策局）	県内市町の国民健康保険料の収納率	91.41% (26年度)	91.80% (27年度)	93.00% (30年度)	県内市町の国民健康保険料の調定額のうち、収納できた額の割合

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	57,351	56,349			
概算人件費					
(配置人員)					

平成28年度の取組方向 【健康福祉部医療対策局 次長 井戸畑 真之 電話：059-224-2201】

○①2025年（平成37年）を見据えた効率的で質の高い医療提供体制の構築に向け、引き続き地域医療構想調整会議において、地域の関係者と丁寧に議論を進め、平成28年度中に地域医療構想を策定



するとともに、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、不足する医療機能の整備に対する支援を行い、病床の機能分化・連携を推進します。

- ②市町における在宅医療体制の構築に概ね必要と考えられる要素をもとにした一定の枠組み(フレームワーク)をもとに、在宅医療の質と量の確保、多職種による連携体制構築、在宅医療・在宅看取りの啓発等、地域の実情・特性に応じた在宅医療・介護の連携体制の構築に資する取組を支援します。
- ③医師修学資金貸与者等である若手医師に対して、三重専門医研修プログラム(後期臨床研修プログラム)の活用を促し、若手医師のキャリア形成支援と併せて、医師の地域偏在の解消につなげていきます。(創19)
- ④看護師等の確保については、引き続き、三重県ナースセンターにおいて、求人側の勤務環境を十分に把握し、ハローワーク等と連携して、求職者への就業斡旋を実施します。また、免許保持者の届出制度に基づいて把握した情報をもとに、離職者の再就業に対するより効果的な支援を行います。(創19)
- ⑤看護師等の勤務環境改善に向け、医療勤務環境改善支援センターを通じて、各医療機関による勤務環境改善の取組に対する支援の充実を図ります。
- ⑥医療従事者に女性が多いことから、「女性が働きやすい医療機関」認証制度の運用により、院内保育所の整備等を図るなどの医療機関のさらなる取組を促し、医療従事者の確保、定着を図ります。
- ⑦医療分野の国際連携については、県内の各関係大学の連携による国際医療技術連携体制(M-MU S C L E\*)協議会を進めます。
- また、海外大学等への短期研修による人材育成などの連携についても、併せて取り組んでいきます。
- ⑧救急医療体制を確保するため、救急医療情報システムを運用し、県民に対し医療機関に関する情報提供を行います。また、救急患者搬送情報共有システム(M I E - N E T)を中勢伊賀地域、伊勢志摩地域で運用しながら、システムのあり方について検証を行います。さらに、ドクターヘリの運航や救命救急センターの運営に対し支援を行います。
- ⑨重症の新生児に対し高度で専門的な医療を提供するため、周産期母子医療センターの運営や設備整備を支援するとともに、新生児ドクターカー(すくすく号)を運用します。また、安心して子育てできる環境を確保するため、みえ子ども医療ダイヤル(#8000)による電話相談を行うとともに、小児在宅医療を推進するための多職種による連携体制構築等の取組を支援します。
- ⑩医療に関する患者・家族等からの相談や苦情に引き続き対応していくとともに、医療安全推進協議会において医療安全体制の強化に係る具体的な取組内容の検討を進めながら、医療事故調査制度への対応も含めた県内医療機関における医療安全体制の整備について必要な支援を行います。
- ⑪県立こころの医療センターについては、政策的医療や先進的医療を提供するとともに、外来患者を対象とした訪問看護や、デイケア、作業療法といった日中活動支援などの地域生活支援をより一層充実させるべく取組を進めます。
- ⑫県立一志病院については、幅広い臨床能力を有する家庭医(総合診療医)を中心に医療サービスを安定的に提供するとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療の体制づくりのため、保健・医療・福祉の多職種連携の取組を進めます。また、地域医療を担う人材の育成や家庭医療等に関する研究にも取り組んでいきます。
- ⑬県立志摩病院については、引き続き、指定管理者への要請とともに、密接な連携を行っていくことより、24時間365日の救急患者の受入れなど、診療体制のさらなる回復・充実に取り組んでいきます。
- ⑭「三重県国民健康保険広域化等支援方針」に沿って、引き続き収納率の向上、医療費の適正化など

の市町の取組を支援します。また、平成 30 年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることから、今後の安定的な財政運営や効率的な事業の確保など国民健康保険運営の詳細について、市町との協議を進めます。

- ⑮引き続き、市町が実施する障がい者、子ども・一人親家庭等医療費助成事業を支援します。また、制度内容について、医療提供体制の実情に鑑み、制度の持続性、給付と負担のバランスなどを勘案しながら、市町と慎重に検討を進めていきます。

\* 「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。

\* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の KPI の基本的な取組方向の番号を示しています。

施策 1 2 2

介護の基盤整備と人材の育成・確保

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

利用者のニーズに応じた介護サービス等が一体的に提供されるとともに、地域住民等による見守りや多様な生活支援が行われるなど、地域の特性に応じた地域包括ケア\*システムが構築され、高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしています。

平成 31 年度末での到達目標

施設整備や、在宅医療・介護連携の強化等により、地域包括ケアシステムの構築が進み、特別養護老人ホームへの入所待機が解消されています。

県民指標

目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数 創 19	596 人	481 人	0 人	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数（入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数）
28 年度目標値の考え方	第 6 期三重県介護保険事業支援計画（平成 27 年度～29 年度）に基づき、各年度の特別養護老人ホームの整備を計画的に進めることにより、3 年後の平成 30 年度において、待機者が解消されることを目標に数値を設定しました。			

活動指標

基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
12201 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上（健康福祉部）	主任ケアマネジャー登録者数（累計）	942 人	971 人	1,057 人	ケアマネジャーに対する指導的役割を担う主任ケアマネジャーの登録者数
12202 介護従事者の確保（健康福祉部）	県福祉人材センターにおける相談・支援による介護職場等への就職者数	521 人	680 人	710 人	県福祉人材センターが実施する福祉・介護職場での就労を希望する人への相談・支援や、求人・求職のマッチング支援事業等によって、介護職場等へ就職した人数
12203 介護基盤の整備促進（健康福祉部）	特別養護老人ホーム施設整備定員数（累計）	9,643 床	10,129 床	10,647 床	特別養護老人ホーム（広域型、地域密着型およびショートステイの転換）施設整備定員数

基本事業	目標項目	27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
12204 在宅生活支援体制の充実 (健康福祉部)	地域包括支援センター*が開催する地域ケア会議*の開催回数	339回 (26年度)	359回 (27年度)	440回 (30年度)	地域包括支援センターが、困難事例の検討、地域課題の把握や新たな地域の資源開発を目的として、行政等の関係機関、医療・介護等の多職種、ボランティア等の住民組織の参加を得て開催する地域ケア会議の開催回数
12205 認知症施策の充実(健康福祉部)	認知症サポーター数(累計)	124,746人	145,000人	175,000人	認知症の方や家族を地域で支援する認知症サポーター数

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	25,737	25,933			
概算人件費					
(配置人員)					

平成28年度の取組方向

【健康福祉部 次長 栗原 正明 電話：059-224-2251】

- ①平成27年度からスタートした「第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画」(平成27～29年度)に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を着実に進めます。
- ②介護サービスを充実させるため、ケアマネジャーの資質向上に向けた研修を実施するとともに、介護サービス情報の公表や苦情処理体制の整備に取り組みます。また、要介護認定の一層の適正化を図るため、認定調査員等を対象とした研修を実施します。
- ③介護従事者を確保するため、県福祉人材センターによる無料職業紹介、マッチング支援等の取組を行うとともに、介護福祉士修学資金等の貸付や地域医療介護総合確保基金などを活用し、介護職場への新たな人材の参入促進、介護人材の資質の向上、介護職場での労働環境の改善等に取り組みます。また、地域の元気な高齢者を「介護助手」として施設に受け入れ、介護現場の環境整備等を図る取組を支援します。
- ④施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、優先度の高い人から適正に施設へ入所できるよう、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるよう、地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援します。(創19)
- ⑤在宅生活支援の中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター職員への研修を実施するとともに、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣します。また、新しい介護予防・日常生活支援総合事業\*(新しい総合事業)への円滑な移行に向けての勉強会の開催や、在宅医療・介護連携の推進に向けた研修会等を開催することにより市町を支援します。
- ⑥認知症の方や家族を支援するため、認知症サポート医や専門的医療等を提供する「認知症疾患医療センター」を中心に医療と介護の連携を進めるとともに、認知症コールセンターの運営や認知症サポーターの養成により相談・支援体制の充実を図ります。

また、高齢者虐待防止の研修会の開催や、成年後見制度の普及・利用促進などにより、高齢者の権利擁護に取り組めます。

さらに、平成 28 年 10 月の開催に向けて準備が進められている国際会議「認知症サミット in MIE」の開催を支援します。

\* 「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。

\* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の KPI の基本的な取組方向の番号を示しています。



施策 1 2 3

がん対策の推進

【担当当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

平成 31 年度末での到達目標

県民の生命と健康をがんから守るため、がんを予防し、また、がんを早期に発見し早期に適切な治療を行うことで、がんによる死亡者数が減少しています。

県民指標				
目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
75 歳未満の人口 10 万人あたりのがんによる死亡者数（年齢調整後）	70.8 人 (26 年)	69.6 人 (27 年)	66.0 人 以下 (30 年)	国が策定した「がん対策推進基本計画」の主目標の一つであり、がんによる 75 歳未満の死亡状況について、年齢構成を調整した県の人口 10 万人あたりの死亡者数
28 年度目標値の考え方	平成 31 年度の目標値達成に向けて、目標値と現状値の差である 4.8 人を 4 年間で着実に解消することができるよう、現状値から 1.2 人減少となる 69.6 人を平成 28 年度の目標値に設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
12301 がん予防・早期発見の推進（健康福祉部医療対策局）	がん検診受診率（乳がん、子宮頸がん、大腸がん）	乳がん 37.8% 子宮頸がん 54.2% 大腸がん 30.0% (26 年度)	乳がん 41.0% 子宮頸がん 50.0% 大腸がん 34.0% (27 年度)	乳がん 50.0% 子宮頸がん 50.0% 大腸がん 40.0% (30 年度)	乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率
12302 がん医療の充実（健康福祉部医療対策局）	がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携拠点病院指定数	6 か所	7 か所	10 か所	手術、化学療法およびこれらの効果的な組み合わせによる、がんの標準的・集学的治療を提供する医療機関数（がん診療連携拠点病院は国指定、三重県がん診療連携拠点病院は県指定）

基本事業	目標項目	27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
12303 緩和ケアの推進(健康福祉部医療対策局)	がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数(累計)	792人	846人	929人	厚生労働省の示す開催指針に基づいた緩和ケア研修を修了した県内の医師数
12304 がん患者等への支援の充実(健康福祉部医療対策局)	がん患者等の就労について理解を得られた企業数(累計)	232社	472社	1,192社	説明会および事業所訪問で就労支援について理解を得られた企業数

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	184	147			
概算人件費					
(配置人員)					

**平成28年度の取組方向** 【健康福祉部医療対策局 次長 井戸畑 真之 電話：059-224-2326】

- ①各種がん検診における受診率向上の取組が一層進展するよう、引き続きがん検診への理解を深めるための取組を県民運動として実施するとともに、県内外の好事例の情報や受診勧奨ツールの提供などにより、受診率向上の取組を行う市町に対する支援を行います。
- ②学校教育現場におけるがん教育の本格実施に向け、医療関係者や教育関係者と連携して、引き続き小中学校におけるがん教育の拡充に取り組めます。
- ③がん診療連携拠点病院を中心とするがん医療提供体制の充実を図るとともに、がん治療に携わる医療機関の施設・設備等の充実を支援し、がん治療の一層の充実を図ります。
- ④がん対策をより効果的に推進するため、三重大学等と連携してがん登録により得られた罹患率、生存率等のデータを活用し、科学的根拠に基づくがん対策の取組を推進するとともに、とりまとめたデータ等について、市町、医療機関等に情報提供します。
- ⑤がん診療連携拠点病院等において、がんに関わる医師等に対する緩和ケア研修を引き続き実施するとともに、地域における緩和ケア体制のあり方の検討など、緩和ケア体制のさらなる充実を図ります。また、がんと診断された時からの緩和ケアの有用性等、緩和ケアについての正しい知識について、広く県民に普及啓発を行います。
- ⑥がん患者とその家族のための相談を引き続き実施するとともに、医療機関や事業所等と連携してがん患者の就労支援を実施します。また、がん患者の治療と仕事の両立が支援できる環境を整備するため、説明会や事業所訪問等を実施し、事業所管理者や人事担当者等に対するがんに対する正しい知識の普及に努めます。

\* 「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。



施策 1 2 4

こころと身体 の健康対策の推進

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、ソーシャルキャピタル\*を活用しながら、県民一人ひとりが適正な生活習慣を身につけることにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等の病気の時も、適切な治療や支援を受けています。

平成 31 年度末での到達目標

日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送る県民が増加することで、県民一人ひとりの幸福感が増進するとともに、人びとの活動が活発化して人と人とのつながりをより強く感じています。

県民指標				
目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
健康寿命（健康寿命の延び）	78.0 男 80.7 女 (26 年)	78.2 男 80.8 女 (27 年)	78.6 男 81.1 女 (30 年)	国の定める健康づくりの基本的方針である「健康日本 21（第 2 次）」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間
28 年度目標値の考え方	健康寿命の伸び率を過去 10 年間の平均寿命の平均伸び率（男性 0.16 歳、女性 0.11 歳）と同程度にすることをもとに、平成 28 年度目標値を設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
12401 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進（健康福祉部医療対策局）	特定健康診査受診率	49.0% (26 年度)	50.8% (27 年度)	56.4% (30 年度)	三重県保険者協議会に所属する医療保険者が行う特定健康診査（生活習慣病に関する健康診査）の受診率
12402 歯科保健対策の推進（健康福祉部医療対策局）	在宅訪問歯科診療実施歯科医療機関数	198 機関	216 機関	270 機関	在宅患者に対して訪問歯科診療を実施している歯科医療機関数

基本事業	目標項目	27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
12403 こころの健康づくりの推進(健康福祉部医療対策局)	関係機関や民間団体と連携して自殺対策事業を実施した市町・県保健所数	8か所	15か所	37か所	企画段階から関係機関や民間団体と連携して自殺対策事業を実施した市町・県保健所数
12404 難病対策の推進(健康福祉部医療対策局)	指定医療機関(診療所)指定数	909か所	967か所	1,006か所	難病の患者に対する医療等に関する法律において、特定医療を提供できる医療機関として知事が指定する「指定医療機関(診療所)」の指定数

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	2,823	3,055			
概算人件費					
(配置人員)					

**平成28年度の実行方針** 【健康福祉部医療対策局 次長 井戸畑 真之 電話：059-224-2326】

- ①ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりの取組が各地域で展開されるよう、「地域の健康づくり研究会」への幅広い参加を引き続き呼びかけるとともに、健康づくり活動の好事例等を情報共有し、先駆的な取組が各地で行われるよう支援します。
- ②特定健康診査の受診率向上に係る取組を推進し、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症予防や重症化予防等について、医療機関等と連携して広く県民に普及啓発するとともに、働く世代への取組を強化します。
- ③県民の健康的な食生活の実現に向けて、県民自らが健康的な食生活に取り組めるよう、多様な主体と連携した食育活動を推進し、県民に対してバランスのとれた食事に関する普及啓発を行います。
- ④「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、関係機関・団体等と連携して、フッ化物洗口の普及拡大や障がい者(児)歯科診療の充実を図るとともに、在宅における歯科医療ニーズに対応するため、地域口腔ケアステーション体制の機能強化に取り組みます。
- ⑤うつ・自殺など心の問題に関する正しい知識の普及啓発や相談について引き続き充実を図るとともに、自殺対策基本法の改正をふまえつつ、市町、NPO、関係機関等と連携して、地域の実情に応じた自殺対策に取り組みます。
- ⑥難病患者が良質で適切な治療を、経済面も含めて安心して受けられるよう、医療費助成制度の円滑な運営に取り組むとともに、「難病医療拠点病院」等、難病患者を支える医療提供体制の整備に努めます。また、難病患者やその家族の療養生活のQOLの向上を図るため、三重県難病相談・支援センターにおいて、関係機関と連携し、生活・療養相談、就労支援体制の充実を図ります。

\* 「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 3 1

障がい者の自立と共生

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、主体的に社会づくりに関わりながら自立した生活を営み、全ての県民が障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

平成 31 年度末での到達目標

障害福祉サービス等の充実により、障がい者がどこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。

さらに、障がい者の権利擁護の取組が進められるとともに、障がい者が働くことを通じた自己実現の機会や文化活動などに参加する機会が確保され、地域社会で自立した生活をしている障がい者が増えていきます。

県民指標

目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数（累計）	1,508 人	1,616 人	1,871 人	グループホーム、福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活している障がい者数
28 年度目標値の考え方	「みえ障がい者共生社会づくりプラン」におけるグループホームの利用者見込数やこれまでの利用者数の実績等をふまえて、平成 28 年度目標値を設定しました。			

活動指標

基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
13101 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実（健康福祉部）	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	6,775 人 (26 年度)	7,543 人	8,442 人	日中活動系の障害福祉サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）を利用している障がい者数
13102 障がい者の就労促進（健康福祉部）	一般就労へ移行した障がい者数	395 人	405 人	480 人	障がい者就業・生活支援事業、知的障がい者就労支援講座、県の機関における職場実習事業、社会的事業所*を通じて一般就労した障がい者数

基本事業	目標項目	27年度 現状値	28年度 目標値	31年度 目標値	目標項目の説明
13103 農林水産業と福祉との連携の促進（農林水産部）	農林水産業と福祉との連携取組数（累計）	65 件	74 件	101 件	障がい者を雇用している農林水産事業者の件数、農林水産業へ参入した福祉事業所の件数、および農林水産業者と福祉事業所の連携による作業受委託の実施件数
13104 障がい者の相談支援体制の整備（健康福祉部）	相談支援事業における支援件数	60,445 件	61,006 件	64,450 件 (60,202 件)	県が県内9圏域で実施する、就業・生活支援、児童療育相談事業および専門性が高い、重症心身障がい児（者）相談支援、高次脳機能障がい者生活支援、自閉症・発達障がい者支援事業により支援を行った延べ件数
13105 精神障がい者の保健医療の確保（健康福祉部）	精神障がい者の入院後1年以内に地域移行できた割合	86.8%	90.0%	92.0%	ある月（毎年6月調査）に入院した精神障がい者のうち、当該ある月から起算して1年以内に退院し、地域移行できた者の割合
13106 障がい者の権利擁護と社会参加環境づくり（健康福祉部）	障害者差別解消法で努力義務等とされている県・市町等および関係団体の職員対応要領策定率	26.3%	50.0%	100%	障害者差別解消法で努力義務とされている県、市町等（29市町、地方独立行政法人）に加えて、公立大学法人および県100%出資法人が職員対応要領を策定した割合

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	13,011	13,203			
概算人件費					
（配置人員）					

平成28年度の取組方向

【健康福祉部 次長 栗原 正明 電話：059-224-2321】

- ①障がい者の地域移行を進めるため、グループホームをはじめとする暮らしと日中活動の場の確保を図るほか、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置し、過齢児の円滑な地域移行を進めるとともに、医療的ケアを必要とする障がい児（者）を受け入れるため、医療と福祉の連携や医療的ケアを行うことができる人材の育成を進めるなど、地域移行と地域生活支援体制の整備に取り組みます。
- ②福祉事業所における工賃等のさらなる向上に向けて、「共同受注窓口\*」を活用した事業所の受注拡大を進めるとともに、障害者優先調達推進法に基づく平成28年度調達方針を策定し、障害者就労支援施設等への発注推進と調達内容の多様化を図ります。また、職場定着支援、社会的事業所の運営

支援など、就労支援の充実や障がい者の雇用の場の拡大に取り組みます。

- ③県関係機関および民間事業者等と連携して農林水産分野における障がい者就労推進体制を整備し、農林水産業における障がい者の就労支援や福祉事業所の農林水産業参入を促進するための技術・経営支援等を進めます。
- ④障がい者の多様なニーズに適切に対応するため、自閉症・発達障がい支援センターなどの高度で専門的な相談支援や障がい者就業・生活支援センターなどの広域的な相談支援体制の整備を進めます。また、相談支援従事者等の人材育成による相談支援の質的向上に努め、体制と人材の面から、市町の一次的な相談支援機能を補完、強化します。
- ⑤精神障がい者の地域移行や地域生活を支援するため、休日・夜間における輪番制による救急医療や24時間電話相談に関する体制を確保するほか、在宅の精神障がい者を医療等多職種チームで支えるアウトリーチ\*の実施圏域の拡大や地域移行をサポートするコーディネーターの配置を進め、精神障がい者やその家族が安心して暮らせる体制づくりに取り組みます。
- また、平成28年3月に締結した三重DPAT派遣協定に基づき、災害時に精神科医療を補完する派遣チーム等のさらなる体制強化に取り組むとともに、国が策定するアルコール健康障害対策推進基本計画等の内容をふまえ、関係機関や事業者等の意見も聴きながら県の推進計画の策定を進めます。
- ⑥障がい者の差別の解消を推進するため、県の行政サービス等における合理的配慮に関する環境整備に取り組むとともに、相談窓口を設置し相談事案の解決を進めるほか、「三重県障がい者差別解消支援協議会（仮称）」を設置し、障がい者の差別解消を図るネットワークを構築します。また、障がい者虐待については、専門家チームや事例集の活用などにより、虐待防止や対応力の向上を図ります。さらに、手話言語に関する条例制定にも的確に対応し、情報コミュニケーション支援や手話の普及啓発を進めるとともに、障がい者のスポーツや文化活動などへの参加機会の充実や、未婚障がい者の出逢いの支援に取り組みます。

\* 「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。



施策 1 3 2

支え合いの福祉社会づくり

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、生活困窮者などが、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって地域を支え、生きがいを感じて生活しています。

平成 31 年度末での到達目標

高齢者、障がい者、生活困窮者などが地域で安心して暮らすことができるとともに、高齢者が生きがいを感じて生活しています。

県民指標				
目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
日常生活自立支援事業の利用者数	1,585 人	1,620 人	1,920 人	県社会福祉協議会の県日常生活自立支援センターが実施する日常生活自立支援事業の契約人数
28 年度目標値の考え方	日常生活自立支援事業のこれまでの利用者数の状況をふまえ、この事業の利用がさらに促進されるよう、平成 28 年度の目標値を設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
13201 地域福祉活動の推進(健康福祉部)	民生委員・児童委員の相談支援件数	102,078 件(速報値)	107,000 件	107,000 件	民生委員・児童委員の活動のうち、住民の相談や支援を行った年間件数
13202 質の高い福祉サービスの提供(健康福祉部)	第三者評価を受審した福祉施設の数	12 施設	25 施設	40 施設	みえ福祉第三者評価、社会的養護関係施設の第三者評価を受審した福祉施設の数
13203 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進(健康福祉部)	「おもいやり駐車場」の登録施設数	2,028 施設	2,040 施設	2,160 施設	「おもいやり駐車場利用証制度」の駐車場の登録をした施設数

基本事業	目標項目	27年度 現状値	28年度 目標値	31年度 目標値	目標項目の説明
13204 高齢者の社会参加環境づくり(健康福祉部)	地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動する高齢者団体数(累計)	29 団体	39 団体	87 団体	地域シニアリーダー研修受講後、地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動している高齢者団体数
13205 生活困窮者の生活保障と自立支援(健康福祉部)	就労支援を行う生活困窮者の人数	270 人	375 人	540 人	生活困窮者の相談窓口(自立相談支援機関)において把握された生活困窮者について、生活保護に至る前の段階で就労支援を行った人数
13206 戦没者遺族等の支援(健康福祉部)	県および全国戦没者追悼式への若年世代の参加者数	31 人	35 人	64 人	県および全国戦没者追悼式への18歳未満の参加者数

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	4,453	4,194			
概算人件費					
(配置人員)					

平成 28 年度の取組方向

【健康福祉部 次長 栗原 正明 電話:059-224-2251】

- ①判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの適切な利用や日常生活における金銭管理を支援する取組を進めます。また、地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員の活動を支援します。
- ②福祉サービスを提供する法人等が増加する中、効率的、効果的な指導監査を実施します。
- ③質の高い福祉サービスが安定的に提供されるよう、福祉施設の職員の研修や第三者評価等の取組を進めます。
- ④さまざまな主体と連携して、おもいやり駐車場利用証制度の普及啓発や学校での出前授業など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めます。また、市町や関係機関等との連携・協力のもと、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を促進します。
- ⑤元気な高齢者が生活支援サービスの担い手となるよう研修を実施するとともに、老人クラブによる地域貢献などの活動を支援します。また、全国健康福祉祭(ねんりんピック)に三重県選手団を派遣します。
- ⑥生活保護受給者への支援が適切に行われるよう、福祉事務所職員の研修、指導監査等に取り組みます。また、生活困窮者の自立支援を図るため、県所管の郡部を対象に設置した三重県生活相談支援センターを中心に関係機関との連携を図り、生活困窮者の相談支援、自立支援を行うとともに、相談者個々の状況に応じて就労準備支援等に取り組みます。さらに、福祉事務所設置自治体に対して相談支援員の研修、情報提供等を実施するとともに、就労訓練事業者の認定等をとおして生活困窮者支援の環境整備を進めます。
- ⑦戦没者慰霊事業への若い世代の参加を促し、平和への思いを次世代に継承していきます。

\* 「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。



施策 1 4 1

犯罪に強いまちづくり

【主担当部局：警察本部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した犯罪抑止活動が展開されるとともに、発生した犯罪が検挙されることで、県民一人ひとりの安全が保たれ、安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会が構築されています。

平成 31 年度末での到達目標

被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪等がさまざまな主体と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動により減少しています。

県民指標				
目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
刑法犯認知件数	15,178 件	15,178 件 未満	15,178 件 未満	刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く。）について、1 年間に被害の届出や告訴・告発を受理した件数
28 年度目標値の考え方	平成 27 年中の刑法犯認知件数は、平成になってから最少となる 15,178 件となり、ピークであった平成 14 年以降、ほぼ一貫して減少していることから、過去の数値に基づいて単純に目標値を設定することは妥当ではないと考え、「平成 27 年の数値」を基準に 1 件でも減少させることを目標にすることとしました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
14101 みんなで進める犯罪抑止活動と犯罪被害者等支援の充実・強化（警察本部生活安全部）	防犯ボランティア団体数	610 団体	630 団体	690 団体	県警察において把握している防犯ボランティア団体のうち、平均月 1 回以上の活動実績（単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。）があり、かつ、構成員が 5 人以上の団体数
14102 犯罪の徹底検挙のための活動強化（警察本部刑事部）	重要犯罪の検挙率	81.3%	70.0%以上	70.0%以上	重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ）に係る当該年の認知件数に対する検挙件数の割合
14103 県民の安全を守る活動基盤の整備（警察本部警務部）	交番・駐在所の機能強化数	2 か所	年 2 か所以上	年 2 か所以上	安全・安心のよりどころとして、1 年間に高機能化を図った交番・駐在所施設の数

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	4,171	4,900			
概算人件費					
(配置人員)					

## 平成 28 年度の取組方向

【警察本部 警務部首席参事官 中谷 佳人 電話：059-222-0110】

- ①犯罪の未然防止と犯罪発生後の早期解決を図るため、地域住民等との協創により、繁華街・歓楽街等の犯罪多発地域に街頭防犯カメラを設置するとともに、自治体、民間事業者等による街頭防犯カメラの整備拡充を促進します。
- ②地域における自主防犯活動や子ども見守り活動の活性化と充実を図るため、関係機関・団体等と連携し、防犯活動物品の配布や犯罪情報・地域安全情報の提供等の支援を推進します。
- ③大学生や地域住民による少年警察ボランティア\*等と協働した「少年の居場所づくり」による立ち直り支援など、少年の非行防止と健全育成に向けた取組を推進します。
- ④深刻化する特殊詐欺の被害に歯止めを掛けるため、高齢者に重点をおいた広報啓発活動を推進するほか、被害に遭わないための環境整備を促進するとともに、金融機関等における水際対策を強化します。
- ⑤複雑、巧妙化するサイバー犯罪から県民を守るため、最新かつ高度な知見を持つ教育機関や民間事業者と連携して、対処能力の向上を図るとともに、サイバー空間における取締りや、インターネット利用に関する知識が不十分な利用者にも理解しやすい広報啓発活動など、総合的な対策を推進します。
- ⑥ストーカー事案及び配偶者暴力事案に対しては、被害者等の安全確保を最優先に、危険性・切迫性に応じた検挙措置等による加害行為の防止を徹底するとともに、被害者等の一時避難に伴う支援制度の活用や、女性相談所、民間シェルター等関係機関・団体と連携した避難措置の実施など、被害者等の保護を徹底します。
- ⑦社会全体で犯罪被害者等を支える機運を醸成するため、「命の大切さを学ぶ教室」を継続して実施するとともに、関係機関・団体と連携し、「犯罪被害者支援を考える集い」等の広報啓発活動を実施します。
- ⑧重要犯罪をはじめ、県民に不安を与える種々の犯罪の徹底検挙を図るため、迅速・的確な初動捜査の徹底、各種捜査支援システムの活用や科学捜査の推進など、客観証拠確保のための取組を強化します。
- ⑨警察活動を支える活動基盤を充実強化するため、老朽化が進み、狭隘な交番・駐在所の建て替え整備や、装備資機材の整備など、機能強化に取り組みます。
- ⑩伊勢志摩サミット終了後の観光地としての国際的知名度の向上や外国人観光客の増加、今後の大規模な行事の開催等を見据えて県民の皆さんの理解と協力を得ながら、テロ対策をはじめとする諸対策を推進します。
- ⑪安全で安心な社会にとって新たな脅威となりつつある諸問題に総合的かつ横断的に対応していくため、環境生活部が「犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）」の策定に取り組みます。
- ⑫平成 27 年度に策定した「三重県防犯カメラ設置ガイドブック」等を活用し、環境生活部が防犯カメラ設置に係る県の行う支援のあり方について検討します。

\* 「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策142

交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」、「飲酒運転をしない、させない」という意識を持って行動することで、交通事故と飲酒運転が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

平成31年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

県民指標				
目標項目	27年度 現状値	28年度 目標値	31年度 目標値	目標項目の説明
交通事故死者数	87人	75人以下	60人以下	交通事故発生から24時間以内の死者数
28年度目標値の考え方	平成28年度から5年間に取り組む交通安全対策に関する計画（第10次三重県交通安全計画）案をふまえ、国よりも高い平成31年60人以下の目標をめざし、平成28年は達成出来なかった平成27年の目標の75人以下に設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27年度 現状値	28年度 目標値	31年度 目標値	目標項目の説明
14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進（環境生活部）	交通事故死傷者数	9,604人	9,100人以下	7,700人以下	交通事故による死者数と負傷者数の合計
	高齢者交通事故死者数	52人	38人以下	30人以下	交通事故死者数のうち、65歳以上の高齢者の数
14202 飲酒運転0（ゼロ）をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進（環境生活部）	飲酒運転事故件数	44件	38件以下	23件以下	飲酒運転が関係する人身事故発生件数
14203 安全で快適な交通環境の整備（警察本部）	老朽化した信号制御機の更新数（累計）	25基	56基	152基	歩行者や運転者が安全で快適な交通環境を維持するために必要な信号制御機の更新数

基本事業	目標項目	27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
14204 交通秩序の維持(警察本部)	運転者のシートベルト着用率	96.6%	97.9%	99.0%	一般道における運転者のシートベルト着用率

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	2,750	2,578			
概算人件費					
(配置人員)					

平成28年度の取組方向

【環境生活部 次長 北村 文明 電話：059-224-2466】

- ①「第10次三重県交通安全計画」(平成28年度～平成32年度)をふまえ、三重県交通対策協議会を構成する122機関・団体との幅広い連携・協力のもと、四季の交通安全運動などを中心に、交通安全教育や全ての座席のシートベルト着用の徹底などの広報啓発活動を展開し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、リスク情報を県民と共有する交通事故情報システムの導入検討などに取り組みます。
- ②三重県交通安全研修センターにおいて、交通安全教育を地域等にさらに根づかせるため、地域や職域で活動する交通安全教育を推進する指導者(交通安全教育指導者)をその特性に応じ段階的・継続的に育成します。また、交通安全教育機器を活用した効果的な教育内容・手法等の見直し・検討を常に行い、幼児から高齢者までの全ての県民を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を充実強化します。
- ③高齢者の交通事故防止に向けて、高齢者が「自分たちが中心になって地域の安全を確保する」という意識のもとに交通安全活動を推進できるよう、交通安全シルバーリーダーの育成を図り、その支援のための連絡会議の活用・充実に取り組んでいくとともに、交通事故の発生割合が高い地域に重点を置き、高齢者宅訪問活動を行うなど、集中的に取組を推進していきます。
- ④「第2次三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画」をふまえ、規範意識の定着のための教育および知識の普及・啓発を運転免許更新時講習などにおいて徹底して行うとともに、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診義務通知および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を引き続き推進します。
- ⑤子どもの交通事故防止に向け、交通ルール遵守意識向上のため、関係機関・団体と連携した効果的な参加・体験・実践型の交通安全教育、広報啓発活動の推進を図ります。
- ⑥老朽化した信号制御機の更新をはじめ、新設道路等への信号機の新設・改良、交通安全上必要な場所への横断歩道等の設置、摩耗した道路標示の塗り替え等交通安全施設の整備を推進し、安全・安心な交通環境の実現を目指します。
- ⑦交通ルールを遵守し、交通安全意識の向上を図るため、関係機関・団体等と連携した交通安全教育・広報啓発活動や全ての座席でのシートベルト着用、チャイルドシートの正しい使用を促進するとともに、飲酒運転、速度超過等の悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた指導取締りを推進します。

\* 「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

**施策 1 4 3 消費生活の安全の確保**

【主担当部局：環境生活部】

**県民の皆さんとめざす姿**

消費者団体、事業者団体、地域住民、県・市町等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、自らの商品や役務（サービス）の購入が公正かつ持続可能な社会の形成に影響を及ぼすことを理解した消費生活を営んでいます。

**平成 31 年度末での到達目標**

さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報共有や情報提供が行われ、消費生活の安全を地域で支え合う意識が高まることにより、消費生活相談を利用しながら、消費者トラブルの予防や解決等に向けた県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

県民指標				
目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用した人の割合	49.6%	53.5%	64.0%	消費者トラブルに遭った時に消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合
28 年度目標値の考え方	消費生活講座、消費者月間をはじめとするイベントでの周知、情報提供等の啓発活動を進めるとともに県・市町の相談体制を充実し、県民の皆さんの消費生活相談窓口を利用するという意識を高めることで4年後の目標達成をめざし、現状値から3.9ポイント増加させる目標を設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
14301 自主的かつ合理的な消費活動への支援 (環境生活部)	消費生活講座等で消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られたとする人の割合	96.2%	97.0%	100%	出前講座等でのアンケートにおいて、消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られた(内容を理解できた)と回答した受講者の割合
14302 消費者被害の救済、適正な取引の確保 (環境生活部)	消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合	92.4%	93.1%	95.0%	消費生活相談において、「三重県消費生活センター」が斡旋を行った相談のうち消費者トラブルが解決した割合

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	113	112			
概算人件費					
(配置人員)					

## 平成 28 年度 of 取組方向

【環境生活部 次長 北村 文明 電話：059-224-2468】

- ①消費者団体、事業者団体等が参画する「みえ・くらしのネットワーク」\*の活性化を図り、多様な主体の連携・協力を強化して、消費者トラブルの未然防止、拡大防止の啓発に生かしていきます。
- ②高齢者等の消費者トラブル防止に向けて、引き続き消費者啓発地域リーダーを養成するとともに、市町で実施される地域の見守り力向上の取組の中で地域リーダーを生かしてもらうよう市町に働きかけます。
- ③消費者の各年代に応じて消費生活に関する知識を身につけてもらうために、消費生活出前講座、青少年消費生活講座等を積極的に行い、地域における消費者啓発・消費者教育を進めるとともに、学校等の教育機関との連携を図り、若い世代への消費者教育に取り組みます。また、消費者月間記念講演会等のイベントやフリーペーパー、啓発冊子の配布等のさまざまな手段により、「消費者ホットライン188（いやや!）」の周知なども含めた情報提供、啓発に取り組みます。
- ④高度で複雑になってきている消費者トラブルに対応するため、県内消費者行政の中核センターである県消費生活センターにおいて専門的な相談対応を行うとともに、消費者事故等に関する情報集約や情報提供を行います。また、県民に身近な市町で消費生活相談に対応できるよう、相談体制の充実について市町に働きかけや助言を行います。
- ⑤悪質な商取引について、国、近隣県、警察、関係機関等と連携して事業者の指導を行います。また、商品・サービスにかかる不適正な表示について、関係部局、近隣県、消費者庁等と連携して事業者の監視・指導を行います。加えて、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

\* 「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 4 4

薬物乱用防止と動物愛護の推進等

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携し、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組むことで、薬物の乱用のない社会と、人と動物が安全・快適に共生できる社会が実現しています。

また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保されているとともに、生活衛生営業施設の衛生が確保され、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

平成 31 年度末での到達目標

多くの関係機関と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する県民の意識が向上するとともに、取締りの強化により容易に薬物が入手できない環境が整備されています。また、医薬品等の製造業者等および生活衛生営業施設の監視指導などを行うことにより、安全な製品やサービスが提供されています。

県民指標				
目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
危険ドラッグの販売店舗数（インターネット販売店舗を含む）	0 件	0 件	0 件	警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグを販売する店舗（インターネット販売店舗を含む。）に対し、監視指導を実施した後の店舗数
28 年度目標値の考え方	インターネット監視や警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグを販売する店舗を根絶するために、店舗を発見した場合は監視指導により廃業させ、0 件を維持することを目標値として設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
14401 薬物乱用防止対策の推進（健康福祉部）	薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた人数（累計）	451,744 人	509,000 人	689,000 人	県等が行う薬物乱用防止講習会に参加した人数
14402 人と動物との共生環境づくり（健康福祉部）	犬・猫の殺処分数	366 匹	340 匹以下	200 匹以下	保健所に収容した犬・猫のうち、飼い主への返還や譲渡した数を除き、やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数（生後間もない犬・猫、保護・引取りした時点の疾病や怪我が原因で死亡した犬・猫を除く。）（平成 35 年度までに殺処分数を 0 とすることをめざして目標設定）

基本事業	目標項目	27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
14403 医薬品等の安全な製造・供給の確保 (健康福祉部)	県内の医薬品等製造施設のうち不良品を出さなかった施設の割合	97.4%	100%	100%	県内の医薬品等製造施設のうち不良品を出さなかった施設の割合 (不良品が出た場合は回収となります。)
14404 生活衛生営業の衛生確保 (健康福祉部)	生活衛生営業施設のうち健康被害が発生しなかった施設の割合	99.9%	100%	100%	生活衛生営業施設(公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場)のうち健康被害の発生がなかった施設の割合

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	202	443			
概算人件費 (配置人員)					

平成 28 年度の取組方向

【健康福祉部 次長 泉 幸宏 電話：059-224-2321】

- ①「三重県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、警察本部、教育委員会等関係機関と連携して、危険ドラッグ等薬物の乱用防止のため、計画的に啓発、取締りや再乱用防止などに取り組みます。
- ②「第2次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、関係団体と連携して、動物愛護教室などの普及啓発活動、飼主への終生飼養の指導などの引取り数を減らす取組や譲渡事業等を行うとともに、動物による危害発生防止に取り組みます。また、これらの動物愛護管理の拠点となる三重県動物愛護推進センター（仮称）を整備し、平成 29 年 5 月の開所をめざします。
- ③医薬品等製造業等の監視指導や品質管理に関する研修会を行うとともに、県民に対して医薬品の副作用などに関する正しい知識の提供に取り組み、医薬品等の安全性の確保を図ります。また、在宅医療等への薬局・薬剤師の参画を推進するための支援に取り組みます。さらに、若年層の献血推進として、高等学校における献血セミナーの開催や高校生や大学生などによる献血ボランティアと連携した献血啓発を実施していきます。
- ④生活衛生営業施設の監視指導を行うとともに、営業者に対し衛生管理に関する講習会等を行うことで自主的な衛生管理の推進を図ります。
- ⑤伊勢志摩サミット開催にあたり、血液製剤等の確保などを行うとともに、毒物劇物取扱施設や宿泊施設の監視指導を実施します。

\* 「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。



施策 1 4 5

食の安全・安心の確保

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られているとともに、高病原性鳥インフルエンザ\*等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備され、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。

平成 31 年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通に至る全ての過程において監視指導を行うとともに、食品関連事業者の自主管理体制が構築されることにより、安全で安心な食品が供給されています。

県民指標

目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
食品の基準適合の確認率 (累計)	33.0%	50%	100%	検査する全ての食品と食品表示を行う全ての製造・加工施設のうち、基準に適合していることを確認した食品や施設（不適合であったが適合するよう改善したものを含む）の割合
28 年度目標値の考え方	平成 31 年度までに、全て（食品：15,000 件、施設：13,800 件）の基準への適合性を確認し、安全で安心な食品供給の体制の維持が図られるよう、平成 28 年度の目標値を設定しました。			

活動指標

基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
14501 食の安全・安心の確保 (健康福祉部)	食品事業者の自主点検実施件数	3,126 件	10,500 件	34,200 件	自主点検を実施している食品営業許可施設数
14502 農水産物の安全・安心の確保 (農林水産部)	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の感染拡大阻止率	100%	100%	100%	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病が県内で発生した場合に、発生農場を汚染源とした未発生農場への感染拡大を防いだ割合

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	219	175			
概算人件費					
(配置人員)					

## 平成28年度の取組方向

【健康福祉部 次長 泉 幸宏 電話：059-224-2321】

- ①食品事業者や米穀取扱事業者等を対象に、関係機関と連携して、食品による健康被害の防止や食品表示の適正化等のための監視指導を実施します。また、食品中の残留農薬や微生物等について検査を実施し、衛生基準等に不適合があった場合は、事業者に対して改善するよう指導するとともに、米穀等の科学的な分析検査を実施します。さらに、食肉の安全性を確保するために、と畜検査・食鳥検査を全頭(羽)実施します。
- ②米穀の産地偽装などの再発防止や、県民の信頼回復を図るため、食品事業者等に対してコンプライアンス研修会を開催するとともに、三重県食品衛生協会と連携し、食品関係施設の衛生管理や食品表示等についての自主点検の推進など、食品事業者等が行う自主管理の取組を促進します。また、食品事業者のHACCP手法\*を用いた自主衛生管理の普及に取り組みます。
- ③「三重県食の安全・安心確保推進会議」を開催し、関係部局が連携して食の安全・安心確保のための施策を総合的に推進します。また、食の安全・安心に関する施策を調査審議する「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」を適宜開催し、委員の意見などを施策に反映させていきます。
- ④消費者の皆さんが食の安全・安心に関する正しい知識と理解を深められるよう、出前トークやホームページおよび関係団体等と連携した情報提供の充実を図ります。
- ⑤高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の発生予防と万が一の発生時の迅速な対応に向け、生産者等との連携強化を図り防疫研修等を実施するとともに、農場HACCP\*の概念を取り入れた養豚・養鶏農場の生産衛生管理の推進に取り組みます。また、農薬、動物・水産用医薬品等の適正な流通・使用に向け、販売業者等に対する監視指導および啓発活動等を計画的に行います。さらに、みえの安全・安心農業生産の普及・拡大を図るために産地へのGAP\*（農業生産工程管理）の導入やIPM（総合的病害虫防除）の実践等を推進します。
- ⑥伊勢志摩サミットに関する食品関係施設について、重点的に監視指導や食品検査等を実施します。

\*「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 4 6

感染症の予防と拡大防止対策の推進

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

平成 31 年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識が高められ、感染予防や感染拡大防止対策がとられています。

また、発生すると社会的影響が大きい感染症については、速やかな防疫措置ができています。

県民指標				
目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
危険性の高い感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合	100%	100%	100%	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、一、二、三類感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合
28 年度目標値の考え方	一、二、三類感染症の集団発生を起こさない、もしくは小規模に抑えることが重要であるため、患者発生数のうち、集団発生を抑止できた数の割合を 100%とすることを目標として設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
14601 感染予防のための普及啓発の推進（健康福祉部）	感染予防を普及啓発する推進者の総数（累計）	—	100 人	400 人	地域や施設において、感染症情報システムを活用して感染予防を実践的に行う推進者の総数
14602 感染症危機管理体制の整備（健康福祉部）	感染症危機管理に関する訓練実施率	20%	40%	100%	感染症危機管理体制整備のために県内全域で実施する訓練の実施率（全県および各保健所で、年 1 回以上実施）
14603 感染症対策のための相談・検査の推進（健康福祉部）	保健所における HIV（エイズの原因となるウイルス）検査受診者数	1,395 件	1,490 件	1,700 件	保健所（四日市市保健所を含む）において HIV（エイズの原因となるウイルス）検査を受けた人数

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	347	635			
概算人件費					
(配置人員)					

## 平成28年度の取組方向

【健康福祉部 次長 泉 幸宏 電話：059-224-2321】

- ①感染症情報化コーディネーターの資質向上を図るとともに、コーディネーターと協力しながら予防対策を行う推進者を新たに養成します。また、感染症情報システムの機能を拡充するとともに、コーディネーターや推進者、各施設等と連携を図りながら予防や感染拡大防止に取り組みます。
- ②発生すると社会的影響の大きい感染症の発生に備え、防疫用品や抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うとともに、医療機関、消防、警察等の関係機関と連携体制を強化します。また、関係機関を含めた患者搬送や情報伝達の訓練等を行い、発生時に迅速な対応ができるよう体制を整えます。
- ③蚊媒介感染症やマダニが媒介する感染症等について、県民への予防啓発を行うとともに、関係機関との連携を強化し、感染拡大防止に努めます。また、先天性風しん症候群の発生を防止するため、風しん抗体検査を実施します。
- ④HIV（エイズの原因となるウイルス）や肝炎の無料検査等を実施するとともに、県民に検査を受けていただくよう、イベント等に合わせて啓発を行います。また、保健所等での相談体制の充実を図り、陽性者が安心して治療ができる体制を整備します。さらに、結核については、早期発見や適切な治療につながるよう知識の普及啓発や相談・指導體制の充実を図り、まん延防止を図ります。
- ⑤伊勢志摩サミットの円滑な実施のため、医療機関等との連携により、感染症早期探知体制の構築や感染症発生時の対応など万全を期すよう必要な取組を行います。

\* 「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 4 7

獣害対策の推進

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

農山漁村に暮らす皆さんとともに、野生鳥獣の被害防止や生息数管理、獣肉等の利活用を促進する総合的な獣害対策に取り組むことにより、獣害が減少し、安心して暮らせる農山漁村の実現につながっています。

平成 31 年度末での到達目標

農山漁村の振興を図る上で支障となっている獣害が減少し、安心して暮らせる農山漁村づくりが進むとともに、持続的な農林水産業の展開につながっています。

県民指標

目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
野生鳥獣による農林水産業被害金額	558 百万円 (26 年度)	533 百万円 (27 年度)	460 百万円 以下 (30 年度)	サル、ニホンジカ、イノシシ、カワウ等による農林水産業の被害金額
28 年度目標値の考え方	国の方針に合わせて、10 年後にニホンジカ・イノシシの生息数とサルの加害群れを半減させることにより、4 年間で約 1 億円の被害額の減少をめざすことから、毎年度 25 百万円減少させることを目標として設定しました。			

活動指標

基本事業	目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
14701 獣害対策の体制づくりの推進(農林水産部)	獣害対策の体制づくりに取り組む集落数(累計)	470 集落 (26 年度)	503 集落 (27 年度)	600 集落 (30 年度)	集落ぐるみで被害状況を把握し、継続的に被害防止活動に取り組む集落や補助事業を活用した侵入防止柵の整備に取り組む集落数
14702 獣害につよい集落活動の実践による被害防止の推進(農林水産部)	被害が大きい集落の割合	47% (26 年度)	45% (27 年度)	36% (30 年度)	三重県内の全集落の代表者を対象としたアンケート調査の結果、サル、ニホンジカ、イノシシによる被害が、「甚大」または「大きい」と答えた回答者の割合
14703 野生鳥獣のモニタリングに基づいた生息数管理の推進(農林水産部)	ニホンジカの推定生息頭数	56,200 頭	50,800 頭	41,500 頭	ベイズ推定法*によるニホンジカの推定生息頭数
14704 獣肉等利活用の促進(農林水産部)	みえジビエ*として利活用された野生獣の頭数(ニホンジカ、イノシシ)	957 頭	1,000 頭	1,300 頭	「みえジビエ登録制度*」登録事業者等によって利活用された野生獣の頭数(ニホンジカ、イノシシ)

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	299	528			
概算人件費					
(配置人員)					

## 平成28年度の実行方針

【農林水産部 次長 平野 繁 電話：059-224-2501】

- ① 獣害対策の体制づくりに取り組む集落の拡大に向け、被害が大きく、早急に対応する必要がある約600集落を対象に、住民の意識や被害対策の取組状況、集落の捕獲力などを調査・分析し、それぞれの集落の取組状況に応じた対策を推進します。また、引き続き、指導者育成講座の開催等による集落リーダーの育成や集落の実態調査、座談会の開催などを通じた集落住民の機運醸成とともに、フォーラムの開催や優良活動表彰など、パブリシティ活動による情報発信等に取り組めます。さらに、被害対策の着実な実施に向け、関係機関との情報共有、連携強化に取り組めます。
- ② これまでに開発した大量捕獲技術等の普及を図るため、地域リーダー等を対象とした技術研修会などを開催します。また、ニホンジカの行動域に合わせた効率的な捕獲に向け、新技術の開発・実証に引き続き取り組めます。
- ③ 野生鳥獣による被害を減少させる「被害防止」の取組として、引き続き、集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払い、計画的な侵入防止柵の整備、市町の有害鳥獣捕獲の取組への支援等を進めます。また、捕獲後の処分を効率的に進めるため、市町や企業等と連携し、効果的な技術の確立と普及に取り組めます。
- ④ 第二種特定鳥獣管理計画\*(ニホンザル)に基づき、ニホンザルの計画的な個体数調整を進めるため、市町による地域実施計画の作成を促すとともに、開発した大量捕獲技術の普及に取り組めます。
- ⑤ 地域の捕獲力を強化するため、市町に対し、捕獲や被害状況などを一元的に地図に表示する「獣害情報マップ」の最新データを提供するとともに、地域の具体的な捕獲体制や方法を定める「捕獲促進プラン」の作成に向けた技術的支援に取り組めます。また、引き続き、行政境界近辺での広域連携によるシカ及びイノシシの一斉捕獲の取組を支援するとともに、市町や猟友会と連携しながら、複数集落に跨る共同捕獲体制をはじめ、集落内における捕獲体制の構築に取り組めます。
- ⑥ 第11次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)に基づく県による捕獲の推進と合わせて、市町が中心となる有害鳥獣捕獲や各地域での狩猟による捕獲を適切に進めることで、増えすぎたニホンジカ等の生息数の減少につなげます。また、狩猟前の猟銃使用の練習に必要な経費に対する支援により、捕獲活動における安全性の確保につなげます。
- ⑦ 捕獲者の確保・拡大を図るため、狩猟免許更新者に対し、免許更新の案内通知を送付するとともに、猟友会と連携しながら、イベント等において狩猟免許模擬試験を実施するなど、狩猟免許の取得促進に向けたPR等に取り組めます。
- ⑧ 高品質で安全・安心な「みえジビエ\*」の普及拡大を図るため、県が策定した『「みえジビエ」品質・衛生管理マニュアル』の普及啓発に取り組むとともに、マニュアルを遵守した事業者であることを証明する「みえジビエ登録制度\*」への事業者登録を促進します。また、生産された「みえジビエ」の食中毒菌等モニタリング検査を行い、安全性の確保に取り組めます。
- ⑨ みえジビエの販路拡大に向け、登録事業者などによる「みえジビエ推進協議会(仮称)」の設立や運営を支援するとともに、『「みえジビエ」在庫管理システム』の開発や運用支援、統一したブランドイメージによる首都圏等でのPRに取り組めます。また、「みえフードイノベーション・ネットワーク\*」を活用し、企業と連携した「みえジビエ」商品の開発や販売促進に取り組めます。

\*「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 5 1

地球温暖化対策の推進

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

地球温暖化対策の必要性について広く認知され、県民一人ひとりが日常生活において、また事業者は事業活動において、温室効果ガス排出削減に向けて自主的に行動し、地球温暖化の緩和が進められているとともに、さまざまな分野において、県内で起こりつつある地球温暖化による気候変動の影響への適応が進められています。

平成 31 年度末での到達目標

家庭や事業所では、省エネルギー、節電、再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減の自主的な取組が進んでいます。

また、県民の皆さんや事業者等が連携した低炭素なまちづくりの取組が広がっています。

県民指標

目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	1,144 千 t-CO <sub>2</sub>	1,165 千 t-CO <sub>2</sub>	1,119 千 t-CO <sub>2</sub>	家庭部門からの二酸化炭素排出量として、家庭での電力消費による二酸化炭素排出量
28 年度目標値の考え方	国では、2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガスの排出量を 26%削減することとしており、家庭での取組を継続して促進しつつ、国の目標達成に資するよう目標値を設定しました。			

活動指標

基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
15101 温室効果ガス排出削減の取組推進(環境生活部)	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	-0.5% (26 年度)	+0.8% (27 年度)	+2.0% 以下 (30 年度)	「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書対象事業者の温室効果ガス排出量の増減比率
15102 電気自動車等を活用した温暖化対策の推進(環境生活部)	電気自動車等を活用した温暖化対策に取り組む地域の数(累計)	1 地域	4 地域	10 地域	電気自動車等の活用などの二酸化炭素排出削減対策に取り組む地域の数

活動指標		27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
基本事業	目標項目	現状値	目標値	目標値	
15103 地球温暖化対策の普及啓発の推進(環境生活部)	地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合	95.8%	97.0%	100%	県民の皆さんや事業者向けの地球温暖化防止や気候変動による影響に関する講座後のアンケートで、地球温暖化対策等の活動に取り組む意向を示した受講者の割合
15104 環境教育の推進(環境生活部)	環境教育講座等参加者の満足度	98.4%	100%	100%	小学校高学年以上を対象とした講座におけるアンケート調査で、その内容等について「非常によい」、「よい」と回答した参加者の割合

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	438	381			
概算人件費					
(配置人員)					

平成28年度の実行方針

【環境生活部 次長 中川 和也 電話:059-224-2368】

- ①「三重県地球温暖化対策推進条例」や「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減の実施を推進していきます。
- ②カーボン・オフセットの手法を活用し、県民の皆さんをはじめとしたさまざまな主体との連携により、中小企業の二酸化炭素排出削減や森林所有者等の二酸化炭素吸収源対策を促進していきます。また、「みえエコ通勤デー」の実施を、市町や商工団体等と連携して促進していきます。
- ③市町等と連携して電気自動車等の活用や省エネルギーに取り組み、家庭や事業所での二酸化炭素の排出を抑制するなど、低炭素なまちづくりを進めます。
- ④事業者の環境マネジメントを促進するため、M-EMS\*取得事業者の実施事例やM-EMSの有効性などの紹介を行い、M-EMS認証機関と連携して、環境経営の実施の普及啓発を進めていきます。
- ⑤県民の皆さんに対しては、地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、家庭での節電実施や省エネ家電の導入、再生可能エネルギーの導入等による二酸化炭素の排出削減を促進します。
- ⑥気候変動により将来生じる影響の最新情報について、県民の皆さんや事業者等に情報提供していくことで、緩和と適応の実施を促進していきます。
- ⑦環境行動の定着を図るため、三重県環境学習情報センターにおける講座においてESDの実施を推進するとともに、県民の皆さんのニーズにあった学習メニューを増やしていきます。

\*「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。



施策 1 5 2

廃棄物総合対策の推進

【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用および適正処理が進むとともに、廃棄物が貴重な資源やエネルギーとしてより一層有効活用され、循環型社会の定着が実感できる社会となっています。

平成 31 年度末での到達目標

ごみの発生・排出抑制が進み、地域特性などに応じた循環利用により、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進み、不適正処理 4 事案についても着実に是正されてきています。

県民指標				
目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
廃棄物の最終処分量	301 千 t	289 千 t	270 千 t	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量（速報値）
28 年度目標値の考え方	廃棄物処理計画の目標値の考え方をふまえて設定した平成 31 年度目標値の達成に向けて、平成 28 年度目標値を 289 千 t 以下と設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
15201 ごみゼロ社会の実現（環境生活部廃棄物対策局）	1 人 1 日あたりのごみ排出量（一般廃棄物の排出量）	970g/人日	965g/人日	943g/人日	一般廃棄物年間排出量を人口および 365 日で除した数値（速報値）
15202 産業廃棄物の 3 R の推進（環境生活部廃棄物対策局）	産業廃棄物の再生利用率	43.1%	43.2%	43.5%	産業廃棄物の排出量に対する再生利用量（排出事業者および処理業者で再生利用された量）の割合（速報値）
15203 廃棄物処理の安全・安心の確保（環境生活部廃棄物対策局）	不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	69.2%	100%	100%	不法投棄等不適正処理事案について、行為者等が改善に着手した割合
15204 不適正処理の是正措置の推進（環境生活部廃棄物対策局）	不適正処理 4 事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率	37.5%	56.3%	81.3%	不適正処理 4 事案をそれぞれの実施範囲等により区分し、区分に応じた是正措置が完了した割合

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	3,552	4,476			
概算人件費					
(配置人員)					

平成 28 年度の取組方向 【環境生活部廃棄物対策局 次長 別所 喜克 電話：059-224-2375】

- ①平成 27 年度に策定した廃棄物処理計画に基づき、3 R や適正処理の取組を進め、安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目して、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や廃棄物の持つ未利用エネルギーの回収などの取組を進めます。
- ②ごみゼロ社会の実現に向け、県民、事業者、行政などさまざまな主体が連携し、協創により 3 R の取組を進めます。
- ③ R D F 焼却・発電事業については、市町のごみ処理が円滑に進むよう引き続き安全で安定した運転を行うとともに、R D F 焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制が確実に構築されるよう、市町等で設置した委員会等に参画し技術的支援を実施していきます。
- ④排出事業者の処理責任の徹底に向け電子マニフェストや優良認定処理業者の活用を促進するとともに、処理業者の優良化を進め、廃棄物処理にかかる県民の安全・安心を確保します。
- ⑤産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期発見・早期是正のため、厳正な監視指導を行うとともに、市町、関係団体等のさまざまな主体との連携を強化し不法投棄を許さない社会づくりを進めます。
- ⑥南海トラフ巨大地震等に備え災害廃棄物の円滑な処理が実施されるよう、国や近隣府県および市町、民間事業者団体等との連携強化に取り組みます。また、災害廃棄物処理に精通した人材の育成に取り組むとともに、市町等職員の災害対応力を高める取組を進めます。
- ⑦産業廃棄物が不適正処理された 4 事案について、平成 34 年度までに対策を完了するよう、着実に工事を実施します。

\* 「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 153

豊かな自然環境の保全と活用

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が、生物多様性をはじめとする自然環境を自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんが、自然とのふれあいや自然資源の持続可能な活用を通じて、自然からの恩恵を享受しています。

平成 31 年度末での到達目標

生物多様性をはじめとする自然環境の保全活動のサポート機能を充実することで、県民の皆さんや事業者、NPO等による生態系や希少野生動植物、里地・里山・里海の自主的な保全活動が活発に行われています。また、こうした取組をとおして、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らせる自然環境が維持保全されています。

県民指標				
目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
自然環境の保全活動団体数	76 団体	78 団体	84 団体	絶滅のおそれのある野生動植物種の保全活動及び里地・里山・里海等の保全活動を継続して実施している実施団体数の合計
28 年度目標値の考え方	自然環境の保全活動をより多くの活動団体が自主的かつ継続的に実施することが重要であることから、平成 31 年度に活動団体数を現状値から 8 団体増やすことを目標としており、平成 28 年度は現状値から 2 団体増加させることを目標値として設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
15301 貴重な生態系と生物多様性の保全	希少野生動植物種の保全活動や貴重な生態系の維持回復活動の実施率	50.0%	60.0%	100%	県指定希少野生動植物種のうち特に保護が必要な種に対する保全活動及び、生態系維持回復事業計画に基づく維持回復活動を実施した割合
15302 自然とのふれあいの促進	自然とのふれあい体験の満足度	69.9%	72.0%	80.0%	県内のさまざまな自然を体験するプログラム等への参加者の満足度

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	159	104			
概算人件費					
(配置人員)					

平成28年度の実行方針

【農林水産部 次長 吉川 敏彦 電話 059-224-2513】

- ①「第2期みえ生物多様性推進プラン」に基づき、生物多様性の保全を推進するため、県民の皆さんの参画を得ながら、県内の希少野生動植物種の現状把握として、特に重要な地域における希少野生動植物種の生息・生育状況調査や三重県自然環境保全条例に基づく希少野生動植物種の指定に向けた調査に取り組みます。
- ②県民の皆さんに、身近な自然環境や生物多様性の状況、それらのもたらすさまざまな恩恵などの情報を提供し、自然環境や生物多様性を保全することの重要性を啓発するとともに、保全に向けた自主的な活動を促進します。特に、将来の自然環境を支える子どもたちの関心を高めるため、活動団体と連携し、生物多様性の理解につながる観察会や外来生物の駆除活動などを実施するとともに、イベント等の機会を捉え、普及啓発に取り組みます。
- ③県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体による希少野生動植物種の保全活動、里地・里山・里海や河川などにおける自然環境保全活動が自主的に進められるよう、専門知識や必要な情報の提供などに取り組みます。
- ④優れた自然環境の保全や生態系の維持回復を図るため、自然公園や三重県自然環境保全地域等の適正管理に取り組みます。特に、鈴鹿国定公園、香肌峡県立自然公園及び祓川自然環境保全地域において、地元住民等と協力しながら、生態系維持回復計画に基づく希少野生動植物種等の生育調査や生育環境を改善するための活動、外来種の駆除等に取り組みます。
- ⑤近年増加している太陽光発電施設の設置に際し、自然環境の保全や希少野生動植物の保護を図るため、改正した三重県自然環境保全条例等の関係法令に基づき、関係事業者への適切な指導、助言に取り組みます。
- ⑥県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、自然公園施設等の整備を進めるとともに、自然公園や三重県民の森、三重県上野森林公園など県民が自然とふれあう拠点において、市町や指定管理者、活動団体などと連携し、魅力ある自然体験プログラムの実施や情報発信などに取り組みます。
- ⑦指定70周年を迎えた伊勢志摩国立公園の魅力を、「全国エコツーリズム大会」の開催などを通じて、国内外に発信し、インバウンドをはじめ、国内外からの集客・交流につなげるほか、三重県が誇る美しい自然や豊かな伝統・文化を資源として活用するエコツーリズムの取組を促進します。 (創21)

\* 「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

\* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

施策 154

大気・水環境の保全

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

大気や河川、海域の環境基準\*が達成され、県民の皆さんが良好な大気環境と美しい水環境のもとで、健康で豊かな生活を営んでいます。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全活動に積極的に取り組み、自動車排出ガスや生活排水などの身近な暮らしの問題に対する取組の効果があらわれています。

平成 31 年度末での到達目標

工場・事業場において排出ガスや排出水が適正に管理されるとともに負荷量の削減が行われています。大気環境への負荷が少ない自動車の利用が進み、さらに生活排水処理施設の整備促進により、大気や河川、海域の環境基準の達成率が向上しています。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して環境保全活動に積極的に取り組むことにより、身近な暮らしの問題を改善していきます。

県民指標				
目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	96.1%	93.0%	97.0%	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合*
28 年度目標値の考え方	環境基準の達成が著しく困難な一部の水域を除き、各種施策を講じることにより全地点および全水域で環境基準を達成することをめざして目標値を設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
15401 大気・水環境への負荷の削減（環境生活部）	大気・水質の排出基準適合率	99.9%	100%	100%	工場・事業場への立入検査において、大気中へ排出されるばい煙等および公共用水域への排出水が「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」等の排出基準に適合している割合および不適合であったが適合するよう改善した割合
15402 自動車環境対策の推進（環境生活部）	NOx・PM法*対策地域全体の大気環境基準達成率	100%	100%	100%	NOx・PM法対策地域全体における二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準を達成した割合（面的評価方法の確定後は、その評価地点を対象に加えます。）

活動指標					
基本事業	目標項目	27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
15403 生活排水対策の推進（環境生活部）	生活排水処理施設の整備率	82.6%	83.5%	86.5%	下水道、浄化槽、集落排水施設等の生活排水処理施設により生活排水の処理が可能な人口の割合
15404 伊勢湾の再生に向けた取組の推進	海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	26,629人	30,250人	34,000人	「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数
15405 環境保全のための調査研究成果の還元	大気環境および水環境の保全に関する調査研究成果を公表した研究事業数	4件	6件	7件	大気環境および水環境の保全に関する分析業務のほかに調査研究を行い、その成果として学会、論文または企業への出張講座等で公表した研究事業数

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	13,200	16,593			
概算人件費					
(配置人員)					

平成28年度の取組方向

【環境生活部 次長 中川 和也 電話：059-224-2305】

- ①大気環境や水環境について、工場・事業場に対し排ガスや排水の検査を伴う立入検査を実施して、法令遵守の徹底とコンプライアンス意識の向上等を図ります。また、大気、公共用水域（河川、海域）および地下水の常時監視を行い環境基準等の適合状況を確認します。大気環境について、33測定局（うち四日市市11局）で大気汚染の状況をモニタリングするほか、排ガスを多量放出する工場・事業場の常時監視を行います。測定結果は、迅速な情報提供に努め、光化学スモッグ\*やPM2.5（微小粒子状物質）\*の濃度が上昇した際は、県民の皆さんに予報等を発令します。水環境について、次期「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」を策定し、伊勢湾への汚濁負荷の削減に取り組みます。
- ②自動車環境対策では、NOx・PM法対策地域内における二酸化窒素や浮遊粒子状物質の削減状況を調査し、「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の進行管理を行います。また、新たにオフロード車の排出ガス検査体制を整えます。
- ③生活排水対策として、中期目標（平成37年度）・長期目標（平成47年度）の新しい「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町と連携して下水道、浄化槽および集落排水施設等の効率的・効果的な整備を進めます。また、浄化槽設置者に市町が補助を行う事業および市町が浄化槽を設置する事業に対し助成をするとともに、浄化槽の適正な維持管理の指導を行います。

- ④伊勢湾の再生に向け、海岸漂着物対策として「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業等による協力体制を拡充していきます。「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を3県1市の連携により展開し、参加者の拡大を図っていきます。引き続き、国の予算を活用して回収・処理および発生抑制対策事業を実施します。
- ⑤光化学スモッグ、PM2.5などの大気環境および伊勢湾の水質改善、貧酸素水塊などの水環境に関する課題に対応した調査研究ならびに検査精度の確保に係る研究事業を行い、得られた成果は行政課題の解決に役立てていきます。将来の課題解決に向けて技術力の維持向上に努め、研究成果は公表して県民の皆さんに還元していきます。

\* 「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。





施策 2 1 1

人権が尊重される社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会になっています。

平成 31 年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権尊重の視点に立ったまちづくりが進んでいます。

県民指標				
目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	38.5%	39.5%	42.5%	「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
28 年度目標値の考え方	さまざまな人権施策等を通じ、県民の皆さんの意識の向上を図り、過去（第1回～第4回）の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均伸び率を上回る毎年1ポイント、4年間で4ポイント増加させることをめざし、平成28年度の目標値を39.5%と設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
21101 人権が尊重されるまちづくりの推進（環境生活部）	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数	34 団体	35 団体	35 団体	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数
21102 人権啓発の推進（環境生活部）	人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度	97.0%	98.0%	100%	人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度
21103 人権教育の推進（教育委員会）	人権教育カリキュラムを作成している学校の割合	73.3%	82.2%	100%	人権教育カリキュラムを作成している学校の割合

活動指標		27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
基本事業	目標項目	現状値	目標値	目標値	
21104 人権擁護の推進(環境生活部)	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度	95.6%	97.0%	100%	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	621	594			
概算人件費 (配置人員)					

平成28年度の取組方向

【環境生活部 次長 北村 文明 電話：059-224-2468】

- ① 不当な差別のない、人権が尊重される社会を実現するため、「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」をふまえ策定した「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、住民組織・NPO等の団体、国、市町等と連携・協働して、人権施策を推進します。
- ② 人権が尊重されるまちづくりの取組を県内全域に広げていくため、住民、企業、NPO等の団体が開催する研修会等に講師派遣等の支援を行い、さまざまな主体が人権尊重の視点で活動するための取組を推進します。
- ③ 隣保館が地域社会の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしての役割を果たすことができるよう、隣保館において実施している相談事業や人権課題の解決に向けた各種事業などの市町の取組を支援します。
- ④ 県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、人権課題や年齢層、関心の度合いに応じた多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供し、理解や共感を得るための人権啓発を推進します。
- ⑤ 人権教育カリキュラムの作成を進め、学校の教育活動全体を通じた人権教育を展開します。また、子どもたちが安心して学び、生活できるよう、学校・家庭・地域が連携・協議する人権教育推進協議会等の取組を推進します。さらに、社会状況の変化等をふまえ、「三重県人権教育基本方針」の見直しに取り組みます。
- ⑥ さまざまな人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談員等に対する研修を行い、資質向上を図るとともに、県の関係機関をはじめ国や市町等との連携強化に取り組みます。
- ⑦ インターネット上の差別的な表現の書き込み等に対して、国等と連携し、削除要請等の対応を行うとともに、インターネットの適正な利用や社会全体で有害情報から子どもたちを守るための講座を開催します。

\* 「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 1 2

あらゆる分野における女性活躍の推進

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる男女共同参画社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参画し、共に責任を担い活躍しています。

平成 31 年度末での到達目標

行政や企業、各種団体等において、政策や方針の決定過程への女性の参画が拡大しているとともに、あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくりが進められています。

県民指標				
目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合	39.4%	41.4%	47.4%	「みえ県民意識調査」で、あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
28 年度目標値の考え方	あらゆる分野での女性活躍の取組をふまえ、過去（第1回～第4回）の「みえ県民意識調査」における幸福実感指標の伸び率上位5項目の平均である2ポイントの上昇をめざし、41.4%と設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
21201 政策・方針決定過程への女性の参画（環境生活部）	県・市町の審議会等における女性委員の割合	26.5%	27.2%	29.4%	地方自治法（第202条の3）に基づき県および市町が設置する審議会等における女性委員の総委員数に対する割合
21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進（環境生活部）	男女共同参画センター開催事業の新規参加者の数・満足度	新規参加者数 300人 満足度 84.0%	新規参加者数 321人 満足度 95.5%	新規参加者数 370人 満足度 100%	「三重県男女共同参画センター」が開催する講座やセミナー等における新規参加者の数および満足度

活動指標		27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
基本事業	目標項目	現状値	目標値	目標値	
21203 職業生活等における女性活躍の推進 (環境生活部)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数 (累計) 創 17	41 団体	140 団体	303 団体	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画を策定した企業・団体または女性の活躍推進三重県会議における「取組宣言」を行った企業・団体数
21204 性別に基づく暴力等への取組 (環境生活部)	性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数 (累計)	—	12 団体	49 団体	性犯罪・性暴力の被害者支援事業をテーマとして盛り込んだ研修会等を実施した団体数

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	167	213			
概算人件費					
(配置人員)					

**平成 28 年度の取組方向** 【環境生活部 次長 北村 文明 電話：059-224-2468】

- ①国の動向や社会経済情勢の変化をふまえ、「第2次三重県男女共同参画基本計画」を改定します。  
なお、改定にあたっては「女性活躍推進法に基づく県推進計画」と一体のものとしします。また、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、審議会等委員への女性の参画について、庁内各部局や市町に働きかけを行っていきます。
- ②平成 27 年度に実施した男女共同参画に関する県民意識等調査では、固定的な性別役割分担意識が根強く残っているなどの状況もあることから、「三重県男女共同参画センター」と密接に連携を図り、県民の関心の高いテーマでのイベント開催や課題解決型の講座実施などを通じ、男女共同参画意識の一層の普及・啓発に努めます。
- ③女性活躍推進法の施行を受け、県内中小企業等を対象に、事業主行動計画の策定支援を行います。また、ポストサミットの取組として、「女性活躍」をテーマに公開フォーラム等を開催し、国内外に広く発信します。さらに、引き続き、女性の活躍推進三重県会議への加入を県内企業・団体等に働きかけるとともに、男性の意識改革につながる講演会等を開催する等、女性の活躍推進のさらなる機運醸成を図ります。(創 17)
- ④マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた企業等の取組を促すため、人事労務担当者等向けの事例マニュアルを作成します。
- ⑤「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営により、性犯罪・性暴力の被害者が「だれにも・どこにも相談できない」状況に陥らないよう取組を進めます。また、性暴力等被害者専門の相談窓口としての認知度向上を図るため、啓発活動に一層注力します。

⑥DV\*の防止および被害者に対する支援の充実を図るため、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」を改定します。また、DV被害者等の要保護女性の適切な保護・自立支援や性別にとらわれない相談を行えるよう、民間団体、関係機関と連携した取組を進めていきます。

\*「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

\*「創・番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。



施策 2 1 3

多文化共生社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、文化的背景の異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いています。

平成 31 年度末での到達目標

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりを進めます。

県民指標				
目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合	29.1%	30.1%	33.1%	「みえ県民意識調査」で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
28 年度目標値の考え方	多文化共生に係る取組を通じ、県民の皆さんの意識の向上を図り、過去（第 1 回～第 4 回）の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均伸び率を上回る毎年 1 ポイント、4 年間で 4 ポイント増加させることをめざし、平成 28 年度の目標値を 30.1%と設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
21301 多文化共生に向けた学習機会等の提供と外国人住民等の生活への支援（環境生活部）	多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度	97.9%	98.5%	100%	多文化共生の社会づくりのために実施する、セミナー、研修会等の参加者へのアンケートにおいて、「研修内容を理解できた」、「今後の活動に生かせる」と回答した参加者の割合
	医療通訳者が常勤している医療機関の数（累計）	6 機関	7 機関	10 機関	医療通訳者が常勤している県内の医療機関の数
21302 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援（教育委員会）	日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合	—	100%	100%	日本語指導を必要とする中学 3 年生の外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	116	123			
概算人件費					
(配置人員)					

## 平成 28 年度の実行方針

【環境生活部 次長 北村文明 電話：059-224-2468】

- ①「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づいて、県内市町や他県等さまざまな主体と連携して、多文化共生社会づくりに取り組みます。また、県内から海外の大学へ留学する留学生や県内の大学等に在籍する外国人留学生等に対して奨学金を給付するなど多文化共生社会づくりに資する人材の育成に取り組みます。
- ②多文化共生の社会づくりに向けて、外国人住民等への多様な情報提供や、文化の違いや多様性を学び合う機会の提供に努めます。外国人住民等が地域社会の担い手となるために必要な情報の多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語）での提供や日本語指導ボランティアの育成に取り組むほか、市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりに向けた啓発イベントなどを開催します。
- ③市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して、多言語による相談窓口の設置（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、ベトナム語、タイ語、英語）、医療通訳の育成のための研修の実施（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語）、災害時の外国人住民等への支援体制の整備、消費者被害防止のための研修会の開催等、外国人住民等の安全・安心な暮らしに向けた支援に引き続き取り組みます。
- ④外国人児童生徒に対する教育の充実を図るため、小中学校においては、外国人児童生徒巡回相談員を外国人児童生徒の在籍状況等に応じて計画的に派遣して学習支援等を行うとともに、高等学校においては、外国人生徒支援専門員を拠点校に配置し、日本語の支援や進路相談等を行います。
- ⑤日本語指導と教科指導の統合を目指した授業における指導方法について、実践事例を活用した研修や学校訪問等を通じて普及・活用の推進に取り組みます。また、小・中・高校合同の研修会等において、中学校から高校への学習状況等の円滑な引継ぎを一層推進します。

\* 「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。



施策 2 2 1

夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感しながら、主体的・協働的に学び、自らの夢や希望をかなえられるよう、指導方法および指導内容の工夫・改善や、学校・家庭・地域が一体となった取組が充実することにより、他者と協働しながら、社会を生き抜いていける、確かな学力と社会への参画力が育まれています。

平成 31 年度末での到達目標

学校における指導方法の工夫・改善や家庭・地域と連携した取組が進むことにより、子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感し、意欲的に学んでいます。

県民指標

目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数 注) 創 14	0	2	8 (全教科)	教科(小学校国語 A・B、小学校算数 A・B、中学校国語 A・B、中学校数学 A・B)の平均正答率において、全国平均を上回った教科数
28 年度目標値の考え方	全教科で全国平均を早期に上回ることを目標とし、段階的に設定しました。			

活動指標

基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
22101 学力の育成(教育委員会)	授業内容を理解している子どもたちの割合	小学校国語 82.2% 小学校算数 81.3% 中学校国語 76.3% 中学校数学 75.4%	小学校国語 83.5% 小学校算数 83.0% 中学校国語 77.0% 中学校数学 75.8%	小学校国語 88.0% 小学校算数 88.0% 中学校国語 84.0% 中学校数学 77.0%	「各教科(小学校国語、小学校算数、中学校国語、中学校数学)の授業の内容はよく分かりますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合
22102 グローバル教育の推進(教育委員会)	海外留学(短期留学を含む)や海外研修等に参加した高校生の数	350 人	368 人	480 人	2 週間未満のホームステイ、2 週間～1 年未満の短期語学留学(個人)、1 年間以上の長期留学(個人)または学校が主催する短期海外研修旅行等に参加した県立高等学校の生徒の数

活動指標		27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
基本事業	目標項目	現状値	目標値	目標値	
22103 キャリア教育の推進 (教育委員会)	地域等の人材を招へいした授業等を行っている学校の割合 創14	小学校 82.9% 中学校 64.0% 高等学校 98.5%	小学校 84.0% 中学校 65.5% 高等学校 100.0%	小学校 87.0% 中学校 70.0% 高等学校 100%	地域等の人材を招へいした授業等を行った公立小中学校および県立高等学校の割合

注) 全国平均を上回った教科数：全国学力・学習状況調査の教科に関する結果は、学力の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどに留意しつつ、児童生徒や学校への質問紙調査の結果と合わせて総合的に活用することが重要です。

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	3,206	3,534			
概算人件費					
(配置人員)					

平成28年度を取組方向

【教育委員会 次長 山口 顕 電話：059-224-2942】

- ①みえの学力向上県民運動の取組の総括では、学校での組織的な取組が進んできた一方、家庭における生活習慣・学習習慣・読書習慣になお課題があることや「子どもの問題は、大人の問題」「プロセスをほめ、子どもたちに自信を持たせる」「学力の向上が自尊心の向上につながる」、「学校・家庭・地域の互いが、子どもを共に育てるという意識を持つ」「多くの大人が関わり、子どもの学びと育ちを支える」等が確認されました。そこで、みえの学力向上県民運動セカンドステージでは、特に学校は質的、家庭は量的、家庭でできないことは地域で支えるという方向で取り組んでいきます。また、家庭・地域ワーキングを設置し、子育て世代の多い民間団体等との連携を図るなど、より具体的、実践的な取組の充実を図ります。(創14)
- ②効果的な少人数指導(習熟度別少人数指導、チーム・ティーチング等)のあり方について実践的な研究を行い、その成果を普及することをおして、各学校における授業改善を促進します。また、全小中学校において、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェックおよびワークシートの3点セット等を効果的に活用することにより、児童生徒の状況をきめ細かく把握し、「わかる授業」のための組織的なPDCAサイクルの確立を図ります。
- ③学力向上や教科指導について、小規模な市町教育委員会にきめ細かな支援を行うため、県内3か所に「教育支援事務所」を設置し、本庁と教育支援事務所が連携して、市町、学校の実情に即したオーダーメイドの学力向上支援を行います。
- ④全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックの自校採点集計結果等を速やかに学校に提供し、早期からの授業改善のPDCAサイクルの確立を促進するとともにみえの子どもたちのつまずきに対応したワークシートを迅速に提供することにより、児童生徒一人ひとりの達成感に結びつけ、学習意欲の向上を図ります。また、市町等教育委員会や学校における教科に関する調査の定量的な公表や学校質問紙の公表、学校関係者評価の結果公表を促進します。(創14)
- ⑤PTAと連携し、生活習慣や読書習慣の確立のためのチェックシートを活用した取組を促進します。

県内一斉の集中取組期間（3回）については、保幼小中の特性に応じた時期の設定や期間の延長などの工夫を行うとともに、市町等からの要望もふまえ発達段階に配慮しながら、就学前の子どものためのチェックシートを3、4才にも拡大します。加えて、小中学校用チェックシートについても小学校1、2年生版を作成するとともに、小学校3年生以上および中学校では家庭でスマートフォン等の使用のルールづくりを考える項目の追加や子どもの振り返り・先生からの一言欄を設けるなど改善を行い取組を充実します。

- ⑥小学校1、2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続します。また、国の加配定数を活用し、引き続き小学校2年生の36人以上学級を解消します。基本的な生活習慣や確かな学力の定着・向上を図るため、小学生2年生以降の学級編制標準の引き下げについて、引き続き国に要望するとともに、子どもたちの実態や各学校の課題に応じた教員定数の効果的な配置に努めます。
- ⑦小学校における英語教育の早期化、教科化に向け、英語によるコミュニケーション能力を育成するため、フォニックス\*、レゴブロック、小学生向け英語音声教材Joy Joy M I English等を活用したモデル校における先進的な取組を推進・普及することにより、小学校段階からの英語教育の充実を図ります。
- ⑧中学校英語担当教員および県立高等学校英語担当教員を対象に、CAN-D Oリストを活用した英語の授業改善に係る研修会を開催します。また、県立高等学校英語担当教員を対象に、CAN-D Oリストを活用した英語の授業改善に係る研修会を開催します。
- ⑨グローバルな視野に立って自らの考えを伝え、異なる文化・伝統に立脚する人々と共生できる能力・態度を育成するため、学校の枠を越えた高校生のネットワークの構築、留学や海外研修の促進、英語キャンプの開催に取り組みます。
- ⑩第10回国際地学オリンピック日本大会に向けた準備・支援に取り組みます。また、三重県高等学校科学オリンピック大会を開催します。
- ⑪キャリア教育を組織的・系統的に行うための支援、地域の魅力ある職場や仕事等を知る機会の創出、外部人材を活用した就業体験の拡充等を進めます。また、新規高等学校卒業者が就職した職場に定着できるよう、外部人材を活用した就職支援・職場定着支援等を行います。（創14）
- ⑫地域への愛着や絆を深め、地域社会で活躍しようとする意識を持った高校生や、グローバルな視点を身に付けた次代の専門的職業人を育成するため、地域の活性化に高校生が積極的に参画する取組、三重の食材を生かした商品開発、各種競技会への挑戦等を支援します。
- ⑬経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていなかったりする児童生徒を対象とした地域未来塾による学習支援を推進します。

\*「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

\*「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。



施策 2 2 2

人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちが他者とのつながりや自然環境、郷土、社会との関わりの中で、命を大切にできる心や思いやりの心、感動する心、公共心、規範意識、人間関係を築く力などの豊かな心を持った人として育つとともに、郷土を愛し、自信を持って語り、郷土三重を担う力を身につけています。

平成 31 年度末での到達目標

道徳教育や郷土教育等を充実することにより、子どもたちが、命を大切にできる心や思いやりの心、感動する心、公共心、規範意識などの豊かな心を持つとともに、郷土についての理解を深め、郷土への愛着を深めています。

県民指標				
目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	小学生 75.1% 中学生 69.4%	小学生 76.5% 中学生 70.8%	小学生 81.0% 中学生 75.0%	「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合
28 年度目標値の考え方	小中学校とともに、成果をあげている他県の状況をふまえ、平成 31 年度に現状値からおむね 5 ポイント高めることを目標とし、段階的に設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
22201 道徳教育の推進(教育委員会)	人の役に立ちたいと思う子どもたちの割合	小学生 93.7% 中学生 94.1%	小学生 94.1% 中学生 94.4%	小学生 95.0% 中学生 95.0%	「人の役に立ちたいと思う」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合
22202 郷土教育の推進(教育委員会)	地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある子どもたちの割合	小学生 41.3% 中学生 30.0%	小学生 46.4% 中学生 35.0%	小学生 62.0% 中学生 50.0%	「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合

活動指標					
基本事業	目標項目	27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
22203 読書活動・文化芸術活動の推進(教育委員会)	授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	小学生 61.1% 中学生 48.6%	小学生 62.3% 中学生 50.2%	小学生 66.0% 中学生 55.0%	「学校の授業時間以外に、普段、1日あたりどれくらいの時間、読書を読みますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した児童生徒の割合

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	32	19			
概算人件費					
(配置人員)					

平成28年度の実行方針

【教育委員会 次長 山口 顕 電話：059-224-2942】

- ①近年、深刻ないじめやネットでの誹謗中傷、生命を軽視する事件が発生し、命を大切にする教育や規範意識の醸成が求められています。また、道徳の教科化へ向けて、学校全体が一体となって道徳教育を進める必要があるため、実践的研究を進めるとともに、県道徳教育推進委員会からの提案等もふまえ、命を大切にする教育など道徳教育の充実に向けた取組を推進します。
- ②人口減少やグローバル化が進む中、子どもたちが郷土の豊かな自然、歴史、文化等について理解し、郷土への愛着や誇りを持ち、地域や世界で活躍できる力を身につけることが求められているため、三重県独自の教材「三重の文化」、「ふるさと三重かるた」等の効果的な活用や、中学生の発信力を育成する取組を実施し、三重について発信できる子どもの育成を図ります。また、伊勢志摩サミットを契機に、子どもふるさとサミットを開催し、郷土教育の一層の充実を図ります。(創13)
- ③「第三次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校等と連携して、子どもの読書活動を支える人材の資質向上を図り、子どもが自主的に楽しみながら読書活動を行うことができる環境づくりを行います。また、公立図書館や小中学校と連携し、読書の楽しさを周囲に伝えることができる子ども司書の育成に取り組めます。
- ④読書離れが進む高校生の読書への関心を高め、思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、ピブリオバトル(書評合戦)の普及を通じて高校生の読書活動を推進します。
- ⑤高等学校における音楽、美術、演劇等の芸術文化について、技術と創造力を磨き、芸術文化活動の向上を図るため、全国高等学校総合文化祭等への生徒の出演・出展を支援します。

\* 「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 2 3

健やかに生きていくための身体の育成

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたち一人ひとりが、生涯にわたり心身の健康を自ら管理できるよう、健康で充実した生活を送るために必要な知識と能力を身につけるとともに、体を動かすことが好きになり、運動やスポーツに積極的に取り組むことによって、心身の健康が保持増進され、体力が向上しています。

平成 31 年度末での到達目標

自ら進んで運動に親しむ習慣を身につけ、目標を持って運動部活動に意欲的に取り組んだり、健康で充実した生活を送るための必要な知識と能力を身につけたりすること等により、子どもたちの体力が向上し、心身の健康が保持増進されています。

県民指標				
目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果 創 14	48.5	49.0	51.0	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本県の体力合計点の全国との比較（小学5年生男女および中学2年生男女の都道府県別平均値との比較指数）
28 年度目標値の考え方	子どもたちの体力・運動能力は、全国調査では平均を下回ることから、平成 31 年度に全国平均を上回ることを目標とし、段階的に設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
22301 体力の向上と運動部活動の活性化（教育委員会）	1 学校 1 運動プロジェクトに取り組んでいる小学校の割合	77.0%	84.7%	100%	「体育の授業以外で、児童の運動習慣を確立する手立てを行っている」と回答した公立小学校の割合
22302 健康教育の推進（教育委員会）	毎日、規則正しく寝起きしている子どもたちの割合	小学生 寝る 37.6% 起きる 59.3% 中学生 寝る 31.0% 起きる 55.7%	小学生 寝る 38.9% 起きる 60.4% 中学生 寝る 32.2% 起きる 57.0%	小学生 寝る 43.0% 起きる 64.0% 中学生 寝る 36.0% 起きる 61.0%	「同じくらいの時間に寝ますか、起きますか」という質問に対して、「寝る、起きる」と回答した児童生徒の割合

活動指標					
基本事業	目標項目	27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
22303 食育の推進（教育委員会）	朝食を毎日食べている子どもたちの割合	小学生 86.5% 中学生 84.0%	小学生 87.5% 中学生 85.0%	小学生 90.5% 中学生 88.0%	「朝食を毎日食べていますか」という質問に対して、「食べている」と回答した児童生徒の割合

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	458	508			
概算人件費					
(配置人員)					

平成 28 年度の取組方向

【教育委員会 次長 中嶋 中 電話：059-224-2942】

- ①平成 27 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の本県の体力合計点は、全国と比較すると中学校男子が全国平均を上回ったものの、小学校男女・中学校女子においては全国平均を下回っていることから、就学前から高等学校まで子どもの発達段階に応じた運動習慣や生活習慣等の改善、体力向上に向けたPDCAサイクル（元気アッププランの作成、1 学校 1 運動の取組、結果分析、改善）が確立するよう、市町教育委員会と連携して学校の取組を支援します。 (創 14)
  - ②平成 30 年度全国高等学校総合体育大会、平成 32 年度全国中学校体育大会および平成 33 年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の本県開催に向け運動部活動のさらなる充実を図るため、中学校、高等学校の運動部活動に地域のスポーツ指導者を運動部活動サポーターとして派遣するとともに、指導者の指導力向上のための研修会を開催し、生徒の体力向上と指導者の指導力向上を図ります。
  - ③平成 30 年度全国高等学校総合体育大会の準備を行うため、三重県実行委員会および6つの専門部会を中心に、会場地市町、関係団体および関係部局等と連携して取り組みます。さらに、来県する選手・監督・役員や保護者などの受け入れ態勢の整備等を行うため、高校生活動専門部会に高校生活動推進委員会を設置し、来県者へのおもてなしや大会の周知に取り組みます。
  - ④子どもの健康課題が多様化していることから、「心の健康（メンタルヘルス）」、「歯と口の健康づくり」、「性に関する指導」を重点課題として、学校・家庭・地域社会が連携して取組を進められるよう、支援体制の構築を進めます。
  - ⑤県民の疾病による死亡の最大の原因となっているがんについて、児童生徒の発達段階に応じて、正しい知識を深めるため、学校に専門医等を派遣して、出前授業を実施するとともに、関係機関の有識者からなる「がんに関する教育協議会」を設置し、教材の利活用の検討や指導方法の検証を行います。
  - ⑥子どもたちの健やかな成長には、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけることが必要なことから、学校における食に関する指導の充実を図るとともに、学校・家庭・地域および関係団体が連携・協力し、地場産物を活用した食育や食体験活動等を推進します。また、「学校給食法」に位置づけられている「学校給食衛生管理基準」に基づき、学校給食の衛生管理の徹底を図ります。
- \* 「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。
- \* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の KPI の基本的な取組方向の番号を示しています。



施策 2 2 4

自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、可能な限り同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築が着実に進み、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、子どもたちが自立と社会参画のために必要な力を身につけています。

平成 31 年度末での到達目標

子どもたちの自立と社会参画をめざして、一人ひとりのニーズに応じた早期からの一貫した支援が行われ、各発達段階で必要な能力や態度が養われることにより、子どもたちの進路希望が実現しています。

県民指標

目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	100%	100%	100%	一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率 (就労継続支援A型事業所*を除く)
28 年度目標値の考え方	一般企業への就職を希望している生徒全員の希望が実現できることを目標に、毎年100%に設定しました。			

活動指標

基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
22401 早期からの一貫した支援の推進(教育委員会)	特別支援学級においてパーソナルカルテ*を活用している小中学校の割合	59.2%	70.0%	100%	特別支援学級が設置されている小中学校のうち、特別支援学級においてパーソナルカルテが活用されている学校の割合
22402 特別支援学校のキャリア教育の推進(教育委員会)	特別支援学校版キャリア教育プログラムを作成した特別支援学校の割合(累計)	37.5%	50.0%	100%	県立特別支援学校のうちキャリア教育プログラムを作成した学校の割合

活動指標		27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
基本事業	目標項目	現状値	目標値	目標値	
22403 特別支援学校の整備 (教育委員会)	「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき整備された特別支援学校数(累計)	—	0校	3校	特別支援学校東紀州くろしお学園(本校)、かがやき特別支援学校、松阪地域特別支援学校(仮称)のうち、整備された学校数

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	1,782	4,915			
概算人件費					
(配置人員)					

平成28年度の取組方向

【教育委員会 次長 山口 顕 電話:059-224-2942】

- ① 特別な支援を必要とする幼児児童生徒が増加しているなか、早期からの一貫した支援を行うため、パーソナルカルテの作成と活用を促進するとともに、発達障がい支援員3名による高等学校への巡回相談を実施し、支援体制の充実を図ります。また、発達障がいのある児童生徒への指導・支援をより充実させるため、通級による指導に携わる教員等の専門性の向上を図る研修を実施します。
- ② 医療的ケアが必要な児童生徒が身体的に安定した状態で教育活動に参加でき、付き添う保護者の負担が軽減されるよう、特別支援学校9校において、口腔・鼻腔内等の喀痰吸引、経管栄養等の医療的ケアを行う体制を整備します。
- ③ 特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、企業のニーズに応じた職業教育の充実を図るとともに、民間企業等の総務・人事部門での勤務経験を持つキャリア教育マネージャー(1名)およびキャリア教育サポーター(4名)を配置し、生徒本人に適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行います。また、特別支援学校において計画的・組織的なキャリア教育を推進するため、キャリア教育プログラムの作成と活用を促進するとともに、三重県ビルメンテナンス協会、企業、関係機関等と連携した技能検定を実施します。
- ④ 小・中・高等学校の教員の特別支援教育に係る専門性が向上するよう、特別支援学校のセンター的機能の活用や特別支援教育コーディネーターへの研修支援等を進めます。
- ⑤ 県立特別支援学校東紀州くろしお学園(本校)、県立かがやき特別支援学校草の実分校・あすなる分校、県立松阪地域特別支援学校(仮称)の施設および備品等の整備や、既存施設の老朽化対策など教育環境向上のための整備等を進めます。

\* 「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 2 5

笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちの危険予測、危険回避能力を育むとともに、信頼できる学校・学級づくりを進めることで、子どもたちがいじめや暴力行為を許さない心を身につけ、安心して学校生活を送り、意欲的に学ぶことができています。

平成 31 年度末での到達目標

いじめや暴力行為、不登校に対して学校全体で解決に取り組む体制や、地域全体で学校内外における子どもたちの安全確保に向けた体制が整うとともに、子どもたち自身が安全への意識を高め、互いを認め合い、相手を思いやる心を身につけ、学校生活に安心を感じながら学ぶことができています。

県民指標				
目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	92.3%	93.0%	95.0%	公立小学校5年生、公立中学校2年生、県立高等学校2年生を対象とした調査における「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合
28 年度目標値の考え方	学校生活の安心感は現状においても、比較的高い状況ですが、子どもたちにとって特に重要な項目であることから、さらに上昇させることをめざし、段階的に設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
22501 いじめや暴力のない学校づくり(教育委員会)	いじめの認知件数に対して、年度内に解消したものの割合	92.0% (26 年度)	94.0%	100%	公立小中学校および県立学校から報告があったいじめの認知件数のうち、年度内に解消したものの割合
	小・中・高等学校における1,000 人あたりの暴力行為発生件数	小学校 2.7 件 中学校 10.5 件 高等学校 2.8 件 (26 年度)	小学校 2.5 件 中学校 10.1 件 高等学校 2.6 件	小学校 1.6 件 中学校 9.5 件 高等学校 2.0 件	公立小中学校および県立高等学校の児童生徒1,000 人あたりの暴力行為発生件数

基本事業	目標項目	27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
22502 子どもの安全・安心の確保(教育委員会)	児童等が交通安全マップを作製している小学校の割合	82.9%	85.0%	100%	交通安全教育の観点から、校区の危険な箇所等をまとめた交通安全マップを児童等が作製している公立小学校の割合
22503 不登校児童生徒への支援(教育委員会)	小・中・高等学校における1,000人あたりの不登校児童生徒数	小学校 4.7人 中学校 28.9人 高等学校 14.8人 (26年度)	小学校 4.5人 中学校 27.9人 高等学校 14.7人	小学校 3.9人 中学校 26.2人 高等学校 14.4人	公立小中学校および県立高等学校の児童生徒1,000人あたりの不登校児童生徒数

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	565	553			
概算人件費					
(配置人員)					

平成28年度の取組方向

【教育委員会 次長 山口 顕 電話:059-224-2942】

- ①いじめや暴力行為等の問題行動、不登校や貧困の連鎖など多様な課題に対応するため、スクールカウンセラーを全ての公立全中学校区に配置し、配置時間の弾力的な活用を行うとともに、県立高校6校を拠点にスクールソーシャルワーカーがモデル中学校区を巡回してスクールカウンセラーとのチーム支援を行うなど、学校の相談体制の充実と関係機関との一層の連携を進めていきます。
- ②スマートフォンを含む携帯電話やインターネットの利用にかかる基礎知識の習得やモラル向上のため、ネット検定(仮称)を実施します。また、ネット上での不適切な書き込み等の検索、監視等を行うほか、県内各地で保護者を対象としたネット啓発講座を開催します。さらに、スマートフォン等の適切な使用等について、児童生徒の主体的な取組を進めます。
- ③児童生徒が登下校中に事件・事故に巻き込まれる事案が発生しており、通学路安全対策アドバイザー等を委嘱し、通学路の安全対策等について検討するとともに、児童生徒の危険予測、危険回避能力を育成します。また、教職員の指導力を向上させるための学校安全教室講習会や実践的な防犯教育の取組により、安全教育の推進および安全体制の整備を図ります。
- ④いじめや暴力行為等の問題行動や不登校等、児童生徒の課題対応に向け、発達段階をふまえた自主的な態度を育成するため、推進校を指定し、小中学校ではソーシャルスキル・トレーニング、県立学校では各校の課題に応じた生徒の主体的な取組を進めます。また、不登校の未然防止を推進するため、児童生徒の豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの生き抜く力を育成する魅力ある学校づくりについて調査研究を実施します。さらに、組織的な指導体制構築のための研修を校種別に実施します。加えて、総合的な視点での県、市町、学校、保護者等の責務や役割等を明確にした「いじめ防止条例(仮称)」の制定を検討します。

\* 「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 2 6

地域に開かれ信頼される学校づくり

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちの学びと育ちを支えるため、保護者や地域住民の学校運営等への参画が進み、学校・家庭・地域が一体となった教育活動が行われています。

また、子どもたちが学校生活全体を通じ、自分の興味・関心や将来の目標に応じて、多様な選択肢の中で主体的に学ぶとともに、集団の中で切磋琢磨することで、豊かな人間性や学ぶ力を身につけています。

さらに、教職員が指導力や人間性を磨き、意欲的な指導を実践し、県民からの信頼が高まっています。

平成 31 年度末での到達目標

保護者や地域住民の学校運営等への参画が進むことにより、学校・家庭・地域の関係者が一体となった「地域とともにある学校づくり」が進められています。

また、さまざまな研修や学校マネジメントの取組が充実することにより、各学校における組織的な授業改善等の取組が進んでいます。

県民指標				
目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
コミュニティ・スクール等に取り組んでいる市町の割合	65.5%	69.0%	86.2%	コミュニティ・スクールや学校支援地域本部*の取組を推進している市町の割合
28 年度目標値の考え方	市町に対して、成果の普及や導入の働きかけを行うことにより、三重県型コミュニティ・スクール、学校支援地域本部のいずれかに取り組む市町の割合が平成 31 年度に 25 市町(86.2%)になることを目標とし、段階的に設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
22601 開かれた学校づくり (教育委員会)	コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	14.6%	18.0%	27.0%	コミュニティ・スクールの取組を推進している公立小中学校の割合
	学校支援地域本部に取り組んでいる小中学校の割合	42.0%	44.0%	50.8%	学校支援地域本部の取組を推進している公立小中学校の割合

活動指標		27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
基本事業	目標項目	現状値	目標値	目標値	
22602 学校の特色化・魅力化(教育委員会)	地域の活性化に向けて特色ある教育活動に取り組んでいる県立高等学校の数(累計)	14校	20校	35校	地域の活性化に向けて地域課題に対応する学習や人材育成に取り組んでいる県立高等学校の数
22603 教職員の資質向上(教育委員会)	授業で主体的・協働的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合	小学生 71.0% 中学生 69.9%	小学生 73.2% 中学生 72.0%	小学生 80.0% 中学生 78.0%	「授業で主体的・協働的に学習に取り組んでいる」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合
22604 私学教育の振興(環境生活部)	私立学校における特色ある教育・学校運営の取組事例数	100件	104件	115件	私立中学校・高等学校における特色化教育の実施事例数

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	6,911	6,963			
概算人件費					
(配置人員)					

平成28年度の取組方向

【教育委員会 次長 山口 顕 電話・059-224-2942】

- ①地域の実情に応じた三重県型コミュニティ・スクールを構築し、地域住民等が学校運営や教育活動に参画・協働する仕組みの拡充を図ります。まずは、学校支援地域本部の設置拡大を図りながら、コミュニティ・スクールへのステップアップを促進します。また、保護者等による学校関係者評価の結果の公表を進めるなど、学校・家庭・地域の連携協力を高め、地域とともにある学校づくりを推進します。
- ②土曜日の授業や土曜学習等の効果的な活用を図るため、カリキュラムの開発、外部人材等による取組を支援するとともに、その成果を普及します。また、大学生や教員OBなどの地域住民、民間教育事業者、NPO等の協力による学習支援の取組として、地域未来塾を促進します。さらに、地域の教育力を高める人材等のネットワークづくりを通して、学校教育活動を支援する人材のマッチング等を行う仕組みの構築を進めます。
- ③小中一貫教育を推進するため、先導的に取り組む市町教育委員会による、域内全域での効果的な取組等を支援し、その普及を図ります。
- ④中学生を対象とした科学の甲子園ジュニア三重県予選の実施を通じ、子どもたちの科学技術に対する関心を高め、科学好きの裾野を広げます。
- ⑤三重県教育改革推進会議を開催し、「県立高等学校活性化計画(仮称)」等について幅広い視点から検討します。また、県立高校の活性化を推進するため、少子化等の課題のある地域(伊勢志摩・伊賀・紀南)において地域協議会を開催し、地域の高校の今後のあり方を魅力化・特色化と適正規模・適正配置の両面から検討します。
- ⑥高校生の進路選択の幅を拡大するとともに、専攻科で学んだ生徒が地域産業を担う技術者として自己実現を果たせるよう、県立工業高校への専攻科設置に向け、学習環境の整備を進めるとともに、

産業界のニーズをふまえた教育課程等について検討を進めます。

- ⑦平成 28 年 4 月に開校した名張青峰高等学校において、生徒がグローバルな視野を身につけ、情報社会に対応するとともに、人や地域とのつながりを大切にする教育を実践するため、必要となる設備や備品等の整備を進めます。
- ⑧子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感できるよう、教職員の授業力向上や授業改善につながる研修を推進します。また、多様な教育課題に対応した教育を実践できるよう、教職員の専門性の向上を図る研修を推進します。
- ⑨子どもたちの英語力を育成するため、英語教育改善プランに基づき、英語教育推進研修を継続するとともに、新たに教員の英語力向上や授業力向上を目指す研修を実施し、英語教育に携わる教員の資質向上を図ります。
- ⑩子どもたちの心の問題が年々複雑化・多様化していることから、総合教育センターにおいて専門的な教育相談ができる体制を充実するとともに、教職員の教育相談にかかる力量を向上させる研修を推進します。
- ⑪公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育サービスが充実されるよう、引き続き、私立学校への支援を行います。

\* 「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。





施策 2 2 7

地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実

【主担当部局：戦略企画部】

県民の皆さんとめざす姿

県内高等教育機関における学びの選択肢が増えるとともに、各機関における教育や研究、地域貢献の取組が充実し魅力が高まることにより、三重県で学び、働く若者が増えています。

また、県内高等教育機関と地域との連携を促進することにより、地域の課題解決に向けた取組が活発化するとともに、学生と地域との結びつきが強まっています。

平成 31 年度末での到達目標

県内高等教育機関における教育や研究、地域貢献の取組が充実し魅力が高まることにより、三重県で学び、働く若者が増え始めています。

また、学生を中心とした県内高等教育機関と地域との連携を促進することにより、地域の課題解決に向けた取組が活発化するとともに、地域に関心を持つ学生が増加しています。

県民指標				
目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
県内高等教育機関卒業生の県内就職率 創 13	48.9%	51.0%	59.0%	県内高等教育機関を卒業し就職した者のうち、県内に就職した者の割合
28 年度目標値の考え方	取組の効果が徐々に発現することを想定して、平成 27 年度実績から約 2%の増加となる 51.0%をめざすこととしました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
22701 県内高等教育機関の魅力向上・充実 (戦略企画部)	県内高等教育機関への県内からの入学者の増加数	0 人	15 人	200 人	県内高等教育機関(大学・短期大学・高等専門学校)への県内高等学校および中学校からの入学者の増加数
22702 県内高等教育機関と地域との連携の促進 (戦略企画部)	「学生×地域活動」サポート情報局等におけるマッチング延べ人数の増加数	0 人	250 人	1,000 人	「学生×地域活動」サポート情報局および県内高等教育機関のボランティアセンター等を利用して地域活動に参加した学生の延べ人数の増加数

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	61	62			
概算人件費					
(配置人員)					

①学生確保や学生の県内への定着促進等に取り組む県内高等教育機関に対し、「高等教育機関魅力向上支援補助金」による助成を行います。

○②県内高等教育機関相互および県内高等教育機関と地域との連携による魅力向上を図るため、県内高等教育機関と県で組織する「高等教育コンソーシアムみえ」において、教育プログラムの開発や県内就職支援等の取組を推進します。

③三重県での暮らしやしごと、県内高等教育機関での学びの魅力を県内高校生等に伝え、県内高等教育機関への進学促進と将来のUターン就職の増加につなげるための冊子を作成し、県内の全高校2年生等に配付します。

④学びの選択肢の拡大や大学収容力の向上に向け、大学、学部等の新增設・再編に向けた調査・研究に引き続き取り組みます。

○⑤若者の県内定着を促進するため、県内の条件不利地域への居住等を条件に、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成する制度を創設します。

⑥地域に関心を持つ学生を増やし、学生と地域との結びつきを強めるため、『学生×地域活動』サポート情報局」を核として、県内高等教育機関のボランティアセンターや社会連携センター、三重県社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、地域活動に関心がある県内高等教育機関の学生と市町、NPO・地域活動団体、企業など、課題を抱える地域の様々な主体とのマッチングを推進します。

\* 「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。

\* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の KPI の基本的な取組方向の番号を示しています。

施策 2 2 8

文化と生涯学習の振興

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

世代や障がいの有無、国籍などにとらわれず、あらゆる県民の皆さんが文化や地域の歴史等に学び親しみ、豊かな感性や創造性等を育みながら、心豊かな生活を送っています。

また、文化活動や学びの成果を生かし、ライフステージ等に応じて地域のさまざまな活動を主体的に支えています。

平成 31 年度末での到達目標

多様な文化にふれ親しんだり、学びの機会を得ることで、心の豊かさやいきがいを実感している県民が増加するとともに、三重の文化の素晴らしさや学習する楽しさが再認識され、その魅力や知識が磨き上げられて、文化を通じた交流や学習成果を生かす機会が活発になっています。

県民指標				
目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	95.5%	97.0%	97.0%	県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、その内容について「満足」、「やや満足」と回答した人の割合
28 年度目標値の考え方	魅力ある文化にふれる機会や多様な学びの機会を提供することによって、第一次行動計画期間中の実績値を上回り、現状値から 1.5 ポイント増の 97% 以上を維持することをめざし、目標値として設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
22801 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実（環境生活部）	県立文化施設の利用者数	137.7 万人	137 万人	140 万人	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数
22802 文化財の保存・継承・活用（教育委員会）	文化財情報アクセス件数	202,960 件	210,000 件	228,000 件	三重県が管理運営する、文化財に関するウェブサイトのアクセス件数

基本事業	目標項目	27年度 現状値	28年度 目標値	31年度 目標値	目標項目の説明
22803 学びとそ の成果を生か す場の充実（環 境生活部）	みえ生涯学習 ネットワーク 登録会員数（累 計）	128 会員	140 会員	170 会員	さまざまな主体が、自 ら活動成果の発表や 情報発信を目的に加入 している生涯学習 センターのみえ生涯 学習ネットワーク登 録会員数
22804 社会教育 の推進と地域 の教育力の向 上（教育委員 会）	地域の教育関 係者のネット ワークへの参 画者数（累計）	—	200 人	500 人	地域において子ども 等を対象とした教育 活動に取り組む関係 者によって構築する ネットワーク（集ま り・つながり）への参 画者数

（単位：百万円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	3,279	2,845			
概算人件費					
（配置人員）					

平成 28 年度の取組方向

【環境生活部 副部長 森 靖洋 電話：059-224-2620】

- ①「新しいみえの文化振興方針」に掲げる5つの方向について、有識者の意見をふまえながら取組を進めます。特に、次代を担う若い世代や文化振興を担う専門人材の育成に取り組むとともに、各県立文化施設の経営感覚の深化や集積の利点の活用、連携の強化等によって、利用者の拡大と満足度の向上を図っていきます。
- ②伊勢志摩サミットで注目される好機を生かし、総合博物館、県立美術館での伊勢志摩の魅力を紹介する展覧会の開催や、三重県特有の歴史・文化資源を活用したイベント・セミナー等の開催により、みえの文化の魅力を発信し、また、体感できる機会を提供します。 （創 21）
- ③県総合文化センター（文化会館、生涯学習センター）は、音楽や演劇、伝統芸能など、多彩で魅力的な文化芸術公演や、県内高等教育機関や博物館等と連携したセミナー、子どもたちが本物の文化を体験できるアウトリーチ\*事業等を実施し、県民の皆さんに多様な文化と学びの場を提供していきます。
- ④総合博物館は、活動理念である「ともに考え、活動し、成長する博物館」のもと、多様な主体や利用者との連携・協創を進め、三重の多様で豊かな自然や歴史文化、県ゆかりの偉人をテーマにした魅力的な展覧会や教育事業、アウトリーチ活動を行っていきます。
- ⑤県立美術館は、子どもから大人まで楽しめる展覧会や、県ゆかりの作家を取り上げる展示のほか、美術館を核に地域と連携し、移動美術館や参加体験型の教育普及活動を実施するなど幅広い関心層に応えることができる展示、普及活動に取り組めます。
- ⑥斎宮歴史博物館は、古代史ゆかりの他県の博物館との文化交流事業や平成 27 年度に完成した復元建物を活用した地域との連携事業、歴史体験プログラム等の教育普及事業を実施するなど、斎宮の新たな魅力を発信していきます。
- ⑦県立図書館は、県内図書館職員を対象にした研修を実施するほか、広域ネットワークの活用により県内図書館の利用拡大を図るとともに、全県域へのサービス、先進的なサービスを提供します。

- ⑧歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、保存・継承のための措置を講じるとともに、文化財に関する情報発信や活用の取組を通じて、県民の皆さんが文化財の価値に気づき、守り伝え、活用できるよう、環境づくりを進めます。
- ⑨市町における社会教育担当職員や社会教育委員等の資質向上と連携強化を目的として、研修や情報交換を行います。また、地域で子ども等を対象とした教育活動に取り組む関係者のネットワークを構築し、情報共有や情報交換、地域の課題の検討などを通じて関係者の資質向上を図ることにより、地域の教育力の向上につなげます。
- ⑩県立青少年教育施設である鈴鹿青少年センター及び熊野少年自然の家の利用者の拡大を図り、自然の中での体験活動や集団宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年を育成します。

\* 「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

\* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

